

# 早稲田大学審査学位論文（博士）

ウズベキスタンにおける商標権に係る

真正商品の並行輸入

—日米欧及びユーラシア経済連合、  
並びにロシアの制度との比較を中心に—

早稲田大学大学院法学研究科

クチコロフ・ミルシヨド

## 目次

はじめに.....	1
第一章 並行輸入とは何か.....	5
第二章 商標権に係る真正商品の並行輸入に関する国際的枠組み.....	7
第一節 パリ条約.....	8
第二節 TRIPS 協定.....	11
第三章 日本における商標権に係る真正商品の並行輸入.....	14
第一節 日本における真正商品の並行輸入.....	14
第二節 日本における並行輸入と知的財産権.....	15
第一項 消尽論.....	16
第二項 商標機能論.....	18
第三節 パーカー事件判決及び商標機能論の展開.....	19
第一項 パーカー事件までの裁判例.....	19
第二項 パーカー事件判決.....	20
第四節 パーカー事件以後の税関実務.....	23
第五節 パーカー事件以後の公取委による運用状況.....	24
第六節 パーカー事件以降の関連する下級審の裁判例.....	31
第一項 商標権侵害が肯定され、並行輸入の抗弁が認められなかった事例.....	31
第二項 商標権侵害が否定され、並行輸入の抗弁が認められた事例.....	34
第三項 パーカー事件判決以降及びフレッドペリー最高裁判決以前の下級審判決の総括.....	37
第三節 フレッドペリー事件.....	39
第一項 一連のフレッドペリー事件の概要.....	39
第二項 フレッドペリー大阪事件の事実関係.....	41
第三項 フレッドペリー上告審（最高裁）判決.....	42
第四節 学説の状況.....	44

第一項 真正商品性の要件 .....	45
第二項 内外権利者間の同一性 .....	47
第三項 内外商品の品質の同一性 .....	48
第五節 フレッドペリー事件以降の下級審事件 .....	49
小括 .....	59
<b>第四章 米国における商標権に係る真正商品の並行輸入（グレーマーケット問題） .....</b>	<b>60</b>
第1節 制度の歴史－判例及び学説 .....	60
第1項 普遍性理論の展開及び商標権の国際消尽の認容 .....	60
第2項 属地主義の展開及び Katzel 事件、並びに関税法 526 条 .....	63
第3項 税関局規則 133.21(c)（例外規定）及び K mart 事件 .....	65
第二節 現行の制度－判例及び学説 .....	68
第1項 ランハム法（連邦商標法）（Lanham Act）42 条および Lever Brothers 事件 .....	68
第2項 関税局規則の改正－“Lever Rule”規定の制定およびラベリング制度の導入－ .....	71
<b>第五章 欧州連合における商標権に係る真正商品の並行輸入及び物品の自由な移動原則 .....</b>	<b>73</b>
第一節 EU 基本法（条約）と並行輸入 .....	74
第1項 競争に関する規定と並行輸入 .....	76
第2項 物品の自由移動に関する規定と並行輸入 .....	77
第二節 EU 二次法（商標規則、商標指令）と並行輸入 .....	79
第一項 消尽の地理的範囲 .....	80
第二項 商標権者の同意 .....	81
第三項 消尽を除外できる「正当な事由」 .....	82
小括 .....	85
<b>第六章 ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題 .....</b>	<b>87</b>
第一節 概況 .....	87
第二節 知的財産権・商標権保護制度の概要 .....	89

第一項	1991年以降の知的財産法制度の形成.....	89
第二項	知的財産権の保護手段.....	91
第三項	民法典の改正.....	93
第三節	消尽論及び真正商品の並行輸入の問題.....	94
第一項	商標権の消尽規定.....	94
第二項	裁判事例.....	95
<b>第七章</b>	<b>ユーラシア経済連合における商標権に係る真正商品の並行輸入の問題.....</b>	<b>100</b>
第一節	ユーラシア経済連合の概要.....	100
第二節	ユーラシア経済連合における知的財産制度の調和.....	104
第三節	ユーラシア経済連合における物品の自由な移動及び消尽論の原則.....	104
第四節	主要加盟国であるロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入問題.....	105
第一項	ロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題.....	105
第二項	消尽論及び真正商品の並行輸入.....	110
第三項	並行輸入の合法化の議論.....	120
<b>第八章</b>	<b>ウズベキスタンにおける並行輸入制度のあるべき姿についての検討.....</b>	<b>121</b>
	おわりに.....	124
	参考文献.....	125

## はじめに

並行輸入や国際消尽を巡る事件は以前から存在していたものの、20 世紀後半から始まった国際的な貿易の更なる拡大、それに伴って誕生した企業提携のさまざまな新しい類型によって、特に 1960 年代から急速に増加した。

そして、消費者ニーズの多様化といった原因も加わって、国境を超えて自社製品を流通販売する企業の数が増加していった。そのような企業の多くは、世界各国の経済的状況が異なること、国民の所得水準及び為替レートにおける差異が存在すること、又は輸送コスト及び生産コストといった地理的な要素をも考慮し、国又は地域別に異なる価格設定を行うといった戦略を取る傾向がある。そこで、国ごとの価格差を利用した業者が、低価格の国で購入した商品を高価格の国へ輸入販売するようになった。

そして、並行輸入の是非については賛否両論があり、経済的又は法律的な観点から論じられた多数の研究が存在する。

並行輸入の禁止を求める側は、例えば、並行輸入によって商品の製造販売者は価格差別化ができなくなり、結果的に、並行輸入の心配がない場合であれば価格をもっと安く設定できたであろう国においては、並行輸入を避けるために、小売価格を上げるか、そもそも当該国の市場を商品の販売対象から除外するかを選択に迫られることになり、最終的には並行輸入品の「輸出国」である国の消費者が不利益を被ることになると主張する。そして、並行輸入は、特に研究開発（R&D）に多額の費用を必要とし、公衆衛生に係るような薬品などを取り扱う製薬業界に関連して問題視されることが多い。

一方で、並行輸入を支持する側は、並行輸入によって価格競争が生まれ、消費者の商品選択の幅が広がり、又は販売代理店などの営業効率化も促され、結果としては、全体的に経済厚生が高まると主張する。

中立的な立場を取る人も存在し、並行輸入の可否は、特定の国及び地域の経済地理的状況によって変わるものであり、一概に並行輸入を禁止することは、或いは合法化してしまうのは適切ではないと主張する。

並行輸入によって不利益を被る企業にとって、それを阻止するための手段として知的財産権がある。しかし、知的財産権を利用して並行輸入を阻止できるかどうかは、当該輸入国において権利の消尽がどの範囲で認められているかに左右される場合が多い。

消尽論<sup>1</sup> (exhaustion) とは、知的財産権の所有者（特許権者、著作権者及び商標権者等）が、自己の製造・創作した物（特許製品、著作物及び商標商品等）をいったん流通に置くと、その後の再譲渡等については権利行使できないという考え方である。

知的財産権の所有者（特許権者、著作権者及び商標権者等）が、自己の製造・創作した物（特許製品、著作物及び商標商品等）をいったん流通に置くと、その後の再譲渡等については権利行使できないという考え方は、消尽論 (exhaustion) と呼ばれる。さらに、アメリカにおいては、同様の考え方を、商品を販売した時点で権利が消尽するという点に着目して、ファーストセール・ドクトリン (first-sale doctrine) と呼ぶ場合もある<sup>2</sup>。しかし、いったん譲渡された後、権利が及ばなくなるのは、再譲渡される行為のみではない。例えば、特許製品の場合は、再譲渡以外にも、その譲渡された特許製品を修理する行為にも、特許権の効力は及ばない<sup>3</sup>。

消尽論を説明できる根拠として使われる説の一つは、いわゆる「黙示許諾説」と呼ばれるものである。黙示許諾説とは、権利者が商品を購入者に譲渡すると、それ以後の当該商品の使用については、黙示的に許諾したと見なすという考え方である。そして、消尽論を説明するために使えるもう一つの考え方は、近年アメリカ最高裁判所によって並行輸入の合法性を認めた事

---

<sup>1</sup> 文献によっては「消耗理論」とも呼ばれる本理論の起源は、1902年のドイツ帝国裁判所判決に遡るといふ指摘がある。桑田三郎「真正商品の並行輸入と商標権の属地性」ジュリスト 500号、577頁（1972年）

<sup>2</sup> 例えば、「特許権者等から購入した特許製品は、独占権の範囲外になるという法理は、米国において『ファーストセール法理』と呼ばれるが、権利消尽法理と区別されているわけではない。」玉井克哉「アメリカ特許法における権利消尽の法理（1）」パテント 54巻 10号 19頁（2001年）。そして、著作物について「ファーストセール・ドクトリン」という言葉を使用した上で、「消尽論と呼ばれる類似の法理が商標商品や特許製品の場合にも適用される。」と述べ、ファーストセール・ドクトリンを著作権法に限定する説もある。Jorge L. Contreras, *Intellectual Property Licensing and Transactions: Theory and Practice* 731 (2020) 消尽論とファーストセール・ドクトリンの関係については、さまざまな説があるが、ここでは深く触れない。

<sup>3</sup> しかし、特許製品の「再生産」として評価できる行為については消尽論の適用外となる。同様に、「商標の場合も新たに標章を付する行為としての商標の使用（商標法 2条 3項 1号）については権利は消尽しない。」高林龍『特許法』196頁（有斐閣、第7版、2020）

件<sup>4</sup>で次々と採用され、注目を集めたコモンロー上の「譲渡制限の禁止」(restraint on alienation) 原則である。

消尽論については、国によっては、法律に明文規定を定めたり、明文規定がなくても当然の論理として認められたり、或いは判例によって示されてきた等、広く認識されている。しかし、特許製品や商標商品等が国境を越えて流通に置かれた場合についても、消尽の効力を認めるかという問題がある。いわゆる国際消尽を認めるかどうかの問題であり、本稿の主題である、並行輸入の事例において議論の対象となる。

消尽には、当該国の地理的状況に関連して、国内消尽、域内消尽及び国際消尽という三種の種類がある。並行輸入の場合は、例えば、国内消尽しか認められない国においては、それが権利侵害となるし、逆に、国際消尽を認めている国においては並行輸入を知的財産権によって基本的に阻止できないということになる。欧州連合(EU)のような統一経済圏においては、域内消尽が採用されるケースもある。

ウズベキスタンにおいては、近年、為替規制の緩和といった経済分野における改革<sup>5</sup>の影響もあって、対外貿易額が急速に増加しており、特に輸入量の増加が目立つ。そして、輸入品の中で、並行輸入される商品の数も段々増加し始めたことやユーラシア経済連合内における並行輸入に関する活発な議論等の影響を受け、2017年に商標法および民法典の商標権に係る規定が改正され、「商標に係る排他権の消尽」に関する条文が新規に追加された。新しい規定の内容は、上記で議論してきた消尽論の考え方を反映したともであり、特別に異なるところはない。しかし、2016年に、当該改正案が公表されたときに、記述されたい「ウズベキスタン共和国の領土内において」の部分が、最終的に公表された改正条文からは抜けている。その意図としては、消尽論の地理的範囲を法律の条文によって明記しないで、解釈の余地を残したと考えられる。

その後、実際に、商標権に係る真正商品の並行輸入事件が起きた。第一審と2018年の第二審はともに、商標権侵害を肯定した判決を下し、上告審の最高裁判所は、法律においては国内消

---

<sup>4</sup> *Kirtsaeng v. John Wiley & Sons, Inc.*, 568 U.S. 519, 133 S. Ct. 1351 (2013).  
*Impression Products v. Lexmark International, Inc.*, 137 S. Ct. 1523 (2017).

<sup>5</sup> 2018年4月の時点における改革の内容について紹介されているJETROの分析レポートも参照されたい。  
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/a813a0ace11f15fc.html>

尽論に限定する規定は定められていないとした上で、「本件商品は真正商品であり、外国で適法に流通に置かれたものであり、商標権は既に消尽している。」とした上で、商標権侵害を否定した。

しかし、学者や実務家の間で、並行輸入を禁止するよう呼びかける意見も少なくない。さらに、ウズベキスタンは 2020 年にユーラシア経済連合のオブザーバー国なり、将来的に正式な加盟国となる見込みである。そして、WTO への加盟手続きも最終段階に入っている。さらに、二重内陸国という地理的な特徴からも、特に近年、地域経済統合に対して積極的であり、並行輸入の可否を巡る議論はまだ続くと思われる。

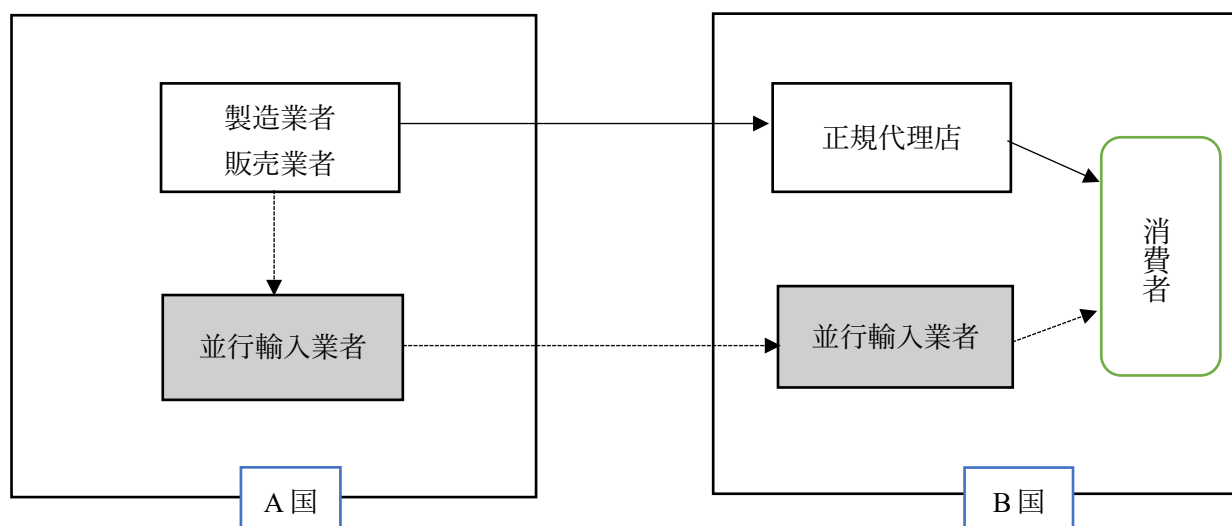
以上、本研究においては、商標権に係る真正商品の並行輸入について、関連する国際的枠組みを概観した上で、日本及びアメリカの並行輸入に関する制度及び裁判例を、各時代における変更の背景も含め、時系列的に分析しつつ、学説の状況を考察しながら、これから並行輸入の問題に直面していくウズベキスタンのような国にとって、もっとも最適と考えられるような並行輸入制度の在り方を探ることを目的とする。そして、ユーラシア経済連合内においても並行輸入の議論がまだ定着していない点及びウズベキスタンが参加するその他の地域経済統合に係る取り組みの中でも同様な課題が浮上する可能性が高い点、又は、世界的にも並行輸入に関する法律の調和を訴える声が高まってきている点等から、同制度について、地域経済共同体として蓄積された豊富な事例を有する欧州連合（EU）の制度を考察しつつ、一つの地域経済共同体にとって最適と思われるような制度の在り方を考察することを第二の目的としたい。

第一章で、並行輸入に関する国際的な枠組みとして、パリ条約及び TRIPS 協定を概観する。第二章で、日本における関連する裁判例を時系列的に整理・分析し、並行輸入に関する税関実務及び公正取引委員会の運用を含め、学説の状況を考察する。第三章で、欧州連合、第四章で米国の状況について考察した後、最終的には、ウズベキスタンを取り巻く状況と、今後のあるべき姿について検討する。



## 第一章 並行輸入とは何か

並行輸入行為はその実施される態様によって、様々な類型に分けることができる。以下図1で典型例を示す。



他にも、一旦輸出された商品が逆輸入されてくるケースや、B国へ輸出された商品がそこからC国へと並行輸入される複雑なケースまで存在する。

そのような輸入販売行為は、通常、正規の販売代理店のルートを経さず、それと並行的に行われるため、「並行輸入」と呼ばれるようになった。「並行輸入」は、英語では「Parallel import」と呼ばれるが、特に米国においては、その並行輸入される商品に着目し、「Gray market」という用語も使われる。並行輸入品は権利者によって流通に置かれた真正な商品であり、模倣品と全く異なるものである。従って、「Gray market」という表現はあまり相応しくないと異議を唱える学者もおり<sup>6</sup>、日本及び欧州などにおいては、「並行輸入」(Parallel import)という表現が一般的である。

<sup>6</sup> 『『グレイマーケット』という用語を使うのは不適切であろう。…もっとも中立的で「グレイマーケット」の代わりに使える言葉として「並行輸入」がある」(原文: The use of the term “gray market” is perhaps inappropriate... A more neutral term, and for purposes of this Comment, an interchangeable term for “gray market” is “parallel import”) Richard M. Andrade, *The Parallel Importation of Unauthorized Genuine Goods: Analysis and Observations of the Gray market*, 14 U. Pa. J. Int'l L. 409, 411 (1993)

並行輸入は先進国で禁止されているケースが多く、反対に、発展途上国においては合法化されている傾向があるとされるが、実際に、逆のケースが多いとする指摘<sup>7</sup>もある。

並行輸入に係る問題が初めて広く注目されるようになった 1980 年代の米国においては、業界の規模は 1980 年代中頃には 55 億ドルから 70 億ドルであったとされる<sup>8</sup>。そして、KPMG の調査報告書によると、IT 産業における並行輸入による売上高は 2002 年の 400 億ドルから 2008 年の 580 億ドルへと増加しているとされる<sup>9</sup>。また、世界中で販売される化粧品類・香水類の約 20~30%は並行輸入品であるという報告がある<sup>10</sup>。そして、医薬品に関しては、国によっては価格規制といった特別な取り扱いが存在するケースが多いから、並行輸入の対象になりやすく、並行輸入の議論においては頻繁に取り上げられることがある。

以上のデータからも、並行輸入業界の規模は決して小さなものではない。近年における更なる貿易自由化、又は電子商取引の急速な普及といった要因もあり、並行輸入業界はさらに拡大傾向にある。

---

<sup>7</sup> Irene Calboli, *Intellectual Property Exhaustion and Parallel Imports of Pharmaceuticals: A Comparative and Critical Review*, in *Access to Medicines and Vaccines* 31, 31 (Carlos M. Correa & Reto M. Hilty eds., 2022).

<sup>8</sup> Andrew Ruff, *Releasing the Grays: In Support of Legalizing Parallel Imports*, 11 *Pac. Basin Law J.* 119, 120 (1992).

<sup>9</sup> Pelin Bicen & Naveen Gudigantala, *Parallel Imports Debate: Resource Advantage Theory Perspective*, 8 *JMDC* 25, 25 (2014).

<sup>10</sup> Skoko, H., & Krivokapic-Skoko, B. *Theory and Practice of Parallel Imports: An Essay*, in 6th Proceedings: Managing the Process of Globalisation in New and Upcoming EU Members 463, 464 (V. Bobek ed., 2005)

## 第二章 商標権に係る真正商品の並行輸入に関する国際的枠組み

知的財産権の国際的側面に関する問題、とりわけ並行輸入の問題を取り扱う際に、属地主義の原則<sup>11</sup>は、最初に言及しなければならないトピックの一つである。知的財産法の分野における属地主義の原則<sup>12</sup>の趣旨を十分理解するためには、特許権や著作権を始め、現代の知的財産権の起源を遡る必要がある。

15世紀からヨーロッパにおいて誕生した最初の知的財産権は、国王によって付与される特権であり、その効力も国王の統治が及ぶ領域に限定されていた。そのような特権を付与する目的に、特定の産業や社会活動を管理することも含まれ、その効力範囲もいわゆる主権国家の形成に伴って厳格になっていった。その後、19世紀にかけて、特許法を始め、知的財産法の法律がヨーロッパやアメリカにおいて次々と制定されていくが、厳格な属地主義的な性質は残っていた。しかし、産業の発達や国際貿易の拡大に伴って、知的財産の国境を越えた保護の必要性が認識され始め、同分野における国家間の協力関係の必要性が生じてきた<sup>13</sup>。

そのような協力関係は、まず、二国間の条約から始まり、1883年のパリ条約の制定に至る。なお、属地主義の原則の内容及びその根拠については<sup>14</sup>、学説においても対立が存在し、複雑な問題であるため、これ以上深入りはせず、以下、主に特許（商標）独立の原則が並行輸入関連の事例にとってどのような影響を与えたといった観点から考察する。

---

<sup>11</sup> 属地主義の原則については、1997年のBBS事件最高裁判決（最判平9年7月1日民集51巻6号2299頁）において、次のように述べられている。「属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。」

<sup>12</sup> 属地主義の原則を専ら知的財産法分野の固有の原則として理解する考え方もあるが、それについて横溝教授は、「同原則が固有であることの根拠は明確にはされていない。」とした上で、「属地主義の原則がパリ条約により導入されたのではなく、寧ろ条約成立以前から用いられていた概念であるという点から、知的財産法でいう属地主義の原則も、同分野に固有な概念ではなく、従前より抵触法において議論されてきた属地主義の原則が派生したものと見ることができるだろう。」と述べている。横溝大「知的財産法における属地主義の原則－抵触法上の位置づけを中心に－」知的財産法政策学研究2号20頁（2004年）

<sup>13</sup> 知的財産権の国際的なレベルでの保護を次の三つの時代に分け、それぞれの時代の背景と知的財産権の関係について論じたものとして以下の文献を参照。①（国際的な保護が存在しない）一領域に限定された時代、②（19世紀の終わりにかけて始まった）国際的な時代、③（1980年代から始まった）グローバル時代。Peter Drahos, *The Universality of Intellectual Property Rights: Origins and Development, in Intellectual Property and Human Rights* 13-41 (WIPO and OHCHR, 1999)

<sup>14</sup> 属地主義の原則を国際公法および国際私法、又は知的財産法の分野における属地主義の原則に分け、後者について詳細に論じた文献として以下のものを参照。Lydia Lundstedt, *Territoriality in Intellectual Property Law* (2016).

以下では、まず、商標権を含めた産業財産権にかかわる最も古い条約である 1883 年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」（以下、「パリ条約」という。）における、並行輸入に関する規定の内容を概観する。

次に、1994 年に世界貿易機関（以下、「WTO」という。）を設立するマラケッシュ協定の付属書 1C として作成され、翌年の 1995 年に発効した「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（以下、「TRIPS 協定」という。）における、関連規定の内容を概観する。

## 第一節 パリ条約

1883 年のパリ条約は、工業所有権保護を目的とした世界初の国際条約である。本条約においては、真正商品の並行輸入、又は商標権や特許権等の知的財産権の消尽に直接関わるような規定は存在しないものの、特許（商標）独立原則等の属地主義の原則に似たような原則がある。

### ① パリ条約 4 条の 2

現在のパリ条約 4 条の 2 に、特許の独立に関する規定がある。1900 年のブリュッセル改正会議の際に、本規定が追加された。その第 1 項では次のように明記されている。

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるか否かを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。

ここに明記されてはいるものの、本項で言う「特許」とは、優先期間中に出願されて取得された特許のみなのか、すべての特許を指すのかについては必ずしも明らかではなかった。この問題は、1911 年のワシントン改正会議において、次の 4 条の 2 の 2 項が追加されたことによって解決した。

(2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に出願された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。

ここでは特許のみについての規定であるものの、「考案や意匠については規定がないが、特許に関する 4 条の 2 が権利の性質上当然に類推適用されるものと考えられている。<sup>15)</sup>とされて

---

<sup>15)</sup> 木棚 照一『国際知的財産法入門』105 頁（日本評論社、2018 年）

いる。日本で初めて起きた特許製品の並行輸入に関する事例に、「ボーリング用自動ピン立て装置事件」（大阪地判昭和44年6月9日無体裁集1巻160頁）がある。本件においては、上記の特許の独立の原則が採用され、並行輸入の抗弁は認められず、特許権侵害が肯定された。判決では、「各国における特許権は、国家主権に基づいて付与されるものであり、特許権の効力の及ぶ範囲は、当該登録国の領土主権の及ぶ地域内に限られ、外国には及ばない。…故に、各国における特許権はその国の特許法に基づいて存在するものであつて、同一発明についての特許権であっても、単に外国で取得した権利を登録国がそのまま承認して保護の地域的範囲を拡大するという関係にあるものではなく、各登録国ごとにそれぞれ異なつた内容の権利として観念され、登録国の数に応じた別個独立の特許権が成立し、これらは互いに相侵すことなく無関係に併存し、ある国の特許権について生じた事由は他国の特許権の効力に影響を及ぼさないものと解すべきである。<sup>16)</sup>」と述べられた。

1997年のBBS事件（最判平9年7月1日民集57巻6号2299号）は、上記同様特許製品の並行輸入が問題となった。最高裁判決では、特許独立の原則に係る上記の規定を引用しながら、「…一定の事情のある場合に特許権者が特許権を行使することが許されるかどうかという問題は、同条の定めるところではないというべきである。」とした。同判決では、また、属地主義の原則についても述べられている。

「…属地主義の原則とは、特許権についていえば、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものである。…我が国の特許権に関して特許権者が我が国の国内で権利を行使する場合において、権利行使の対象とされている製品が当該特許権者等により国外において譲渡されたという事情を、特許権者による特許権の行使の可否の判断に当たってどのように考慮するかは、専ら我が国の特許法の解釈の問題というべきである。<sup>17)</sup>」

なお、本件においては、特許権の国際消尽も否定されており、「判旨は黙示の許諾論を採用しているが、事実上は禁反言の法理に近い考え方を採用したのではないか<sup>18)</sup>」と言われている。

---

<sup>16)</sup> 「ボーリング用自動ピン立て装置事件」（大阪地判昭和44年6月9日無体裁集1巻160頁）

<sup>17)</sup> 「BBS事件」（最判平9年7月1日民集57巻6号2299号）

<sup>18)</sup> 中山 信弘『特許法』452頁（弘文堂、第4版、2019年）

## ② パリ条約 6 条 3 項

商標独立の原則については、1934 年のロンドン改正会議において始めて追加された。特許のそれとは、少し遅れた形となる。現在、同条約 6 条 3 項に次のように定められている。

### 第 6 条 商標の登録の条件、各国の商標保護の独立

(3) いずれかの同盟国において正規に登録された商標は、他の同盟国（本国を含む。）において登録された商標から独立したものとする。

日本でも、商標権に係る真正商品の並行輸入の事件において、商標独立の原則に基づいて、並行輸入の抗弁は認められず、商標権侵害が肯定されていたという歴史がある。後述するパーカー事件が、画期的であるとされる理由としては、本判決を機に歴史を覆す判決となったからである。1970 年のパーカー事件において、裁判所は、「パリ条約が 1934 年のロンドン改正において第 6 条丁(リスボン改正により第 6 条(3)となる)の規定を設けて商標権属地主義の原則を確立した当時には、その頃の国際取引の実情に照らし本件のような問題の生ずることは予測されていなかったと考えられるし、同条約が特許権については同条約第 4 条の 2 の規定を設け、各国における特許権が独立であることは厳格に解釈すべきものとしながら、商標権については同旨の規定を設けなかったことからみても、商標権の属地主義の原則がいかなる限度まで適用されるべきであるかは、同条約及びわが国の商標法上しかく自明のものではなく、この問題の解決のためには、商標保護の本質にさかのぼって検討する必要があると考えられるのである。」と述べ、商標機能論を展開した。ただし、商標権の国際消尽については、「右の理論にはたやすく賛同することができない。<sup>19)</sup>」とし、その適用を否定した。

上記の、特許（商標）独立の原則は、簡略して言うと、一国で取得された特許権又は商標権は、他の同盟国において取得された特許権又は商標権の運命に左右されないとする原則である。本原則は、パリ条約が制定された当時、外国の特許権者の権利が本国で終了すると、それに合わせて国内の特許権も終了させるという措置を取っていた国が存在したという背景から導入された原則である。従って、並行輸入の事件において、国際消尽を否定する根拠として使用される原則ではないと言える。

---

<sup>19)</sup> 大阪地判昭和 45 年 2 月 27 日無体裁集 2 卷 1 号 71 頁

## 第二節 TRIPS 協定

TRIPS 協定は、以下の文言から始まる。

加盟国は、国際貿易にもたらされる歪み及び障害を軽減させることを希望し、並びに知的  
所有権の有効かつ十分な保護を促進し並びに知的所有権の行使のための措置及び手続自体  
が正当な貿易の障害とならないこと（下線は筆者による。）を確保する必要性を考慮し、  
...<sup>20</sup>

この前文の内容は、自由貿易を推進する WTO 及びその前身である GATT（関税と貿易に関する一般協定）の設立趣旨とも合致する。しかし、「GATT によって提唱された国際自由貿易の目的にきつと良く適合するであろうと認識されていた並行輸入については、それを許容するために合意はできなかった。<sup>21</sup>」皮肉にも、国際自由貿易を提唱していた先進国側が並行輸入の自由化に最も反対し、結局、下記のような条文の設立によって、並行輸入の可否は加盟国それぞれの判断に委ねられることになった<sup>22</sup>。

TRIPS 協定における並行輸入に直接関係する唯一の条文は、第 6 条「消尽」の規定である。

第 6 条 消尽 この協定に係る紛争解決においては、第 3 条及び第 4 条の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、知的所有権の消尽に関する問題を取り扱うために用いてはならない。<sup>23</sup>

本条については、よく「合意しないことに合意した。」と説明される。TRIPS 協定の議論の段階において、消尽の問題に関して対立が深まり合意に至らなかった。そのため、結局、消尽に関するルールは各加盟国の判断に委ねられたのである。なお、本第 6 条で言う、第 3 条とは、「最恵国待遇」、第 4 条とは、「内国民待遇」、それぞれについて規定を定める条文である。つ

---

<sup>20</sup> TRIPS 協定の条文を引用するときに、日本語訳については、基本的に、特許庁によって公開されているものを使用した。（<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>、最終アクセス日：2022 年 10 月 16 日）

<sup>21</sup> Christopher Heath, *Parallel Imports and International Trade*, 8 (1997), available at [http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sme/en/atrip\\_gva\\_99/atrip\\_gva\\_99\\_6.pdf](http://www.wipo.int/edocs/mdocs/sme/en/atrip_gva_99/atrip_gva_99_6.pdf) (last visited: Oct. 16, 2022) (International Association for the Advancement of Teaching and Research in Intellectual Property (ATRIP) Annual Meeting).

<sup>22</sup> WTO の枠内における並行輸入に関する規定の調和の必要性を主張する文献として以下を参照。Christopher B. Conley, *Parallel Imports: The Tired Debate of the Exhaustion of Intellectual Property Rights and Why the WTO Should Harmonize the Haphazard Laws of the International Community*, 16 *Tulane Journal of International and Comparative Law* 189 (2007).

<sup>23</sup> 原文：Article 6 Exhaustion

For the purposes of dispute settlement under this Agreement, subject to the provisions of Articles 3 and 4 nothing in this Agreement shall be used to address the issue of the exhaustion of intellectual property rights.

まり、加盟国が消尽について如何なる制度を作ろうとしても、上記の二原則に反するものであってはならない。

TRIPS 協定には、上記の 6 条以外に、並行輸入および消尽について定める規定は存在しないが、関連する規定がいくつかある。まず、同協定 28 条「与えられる権利」である。

第 28 条 与えられる権利 (1) 特許は、特許権者に次の排他的権利を与える。

(a) 特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する権利 (注) (下線は筆者による。)

なお、この 28 条(1)(a)の規定には、次のような注釈が付いている。

輸入を防止する権利は、物品の使用、販売、輸入その他の頒布に関してこの協定に基づいて与えられる他のすべての権利と同様に第 6 条の規定に従う。

この注釈が適用される場面は、ある加盟国において、特許権について国際消尽論が採用されており、特許権者が当該加盟国に並行輸入されてくる並行輸入品に対して上記のいわゆる「輸入権<sup>24</sup>」を行使できない時が想定される。しかし、「もし (並行輸入) 製品が製造された国において、(特許出願されていなかった、或いは特許出願が拒絶されていたため) 当該製品は特許権の対象ではなかった場合は、当該国に『並行する』権利はない状態であり、特許権の保護対象でない当該 (並行輸入) 製品を特許権が取得された国に輸入する行為は 28 条(1)(a)の侵害になる。<sup>25</sup>」といった意見がある。

ところが、問題は、輸出国において、強制実施許諾が与えられている場合である。

第 31 条 特許権者の許諾を得ていない他の使用

(f) 主として当該他の使用を許諾する加盟国の国内市場への供給のために許諾される。

つまり、強制実施許諾によって製造された特許製品が他の加盟国に並行輸入される場合にも、28 条(1)(a)の侵害を主張できるのである。しかし、2001 年のいわゆるドーハ宣言を受けて、TRIPS 協定が改正され、後開発途上国に係る例外規定が 31bis 条として追加された。

---

<sup>24</sup> 28 条(1)(a)において、特許権について付与されている、輸入を防止する権利は、その他にも意匠権 (26 条(1)や回路配置権 (36 条)) について規定する条文の中にもそれぞれ含まれている。

<sup>25</sup> Susy Frankel & Daniel J. Gervais, *International Intellectual Property Rules and Parallel Imports*, in *Research Handbook on Intellectual Property Exhaustion and Parallel Imports* 85, 93 (Irene Calboli & Edward Lee eds., 2016)



さらに、権利濫用に関する原則規定が TRIPS 協定第 8 条「原則」の (2) において次のように定められている。

第 8 条(2) 加盟国は、権利者による知的所有権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの協定に適合する限りにおいて、とることができる。

そして、同協定の 40 条は、ライセンス契約における反競争的行為を規制する規定である。

第 40 条(1) 加盟国は、知的所有権に関する実施許諾等における行為又は条件であって競争制限的なものが貿易に悪影響を及ぼし又は技術の移転及び普及を妨げる可能性のあることを合意する。

(2) この協定のいかなる規定も、加盟国が、実施許諾等における行為又は条件であって、特定の場合において、関連する市場における競争に悪影響を及ぼすような知的所有権の濫用となることのあるものを自国の国内法令において特定することを妨げるものではない。…

上記の 40 条の規定によって、ライセンス契約における反競争的行為を規制する加盟国の権限が認められている。そのようなライセンス契約における反競争的条件の類型としては、排他的なグラント・バック条件、有効性の不爭条件及び強制的な一括実施許諾の三つが挙げられている。なぜ、この三つの類型が例示されたのかについては、「問題条項として 3 種類が取り上げられているが、なぜこの 3 つのみが例示として取り上げられているのかは不明である。例えば、販売価格や再販売価格の制限は、日本、米国、欧州のすべてにおいて黒条項となっているが、これについては触れられていない。<sup>26)</sup>」との指摘がある。

---

<sup>26)</sup> 山口 直樹『知的財産権と国際貿易』175-176 頁 (成文堂、2010 年)

### 第三章 日本における商標権に係る真正商品の並行輸入

#### 第一節 日本における真正商品の並行輸入

日本においては、メーカーが自らの製造した商品を一般消費者に供給するに当たって、専門の販売業者に「一手販売権」と呼ばれる権利を付与して、その供給を行う場合が多々ある。その際、締結される契約は、販売店契約<sup>27</sup>か代理店契約<sup>28</sup>のどちらかの形になるが、多くの場合実際に販売活動を行う店のことを総括して販売代理店と呼ぶ。さらに、特定の地域、或いは商品について、一手販売権を保持する複数の販売代理店を統括する代理店は総代理店と呼ばれる。

日本のメーカーと同様に、海外のメーカーも日本で商品を販売しようとする時に、そのような事業者と輸入総代理店契約を結ぶことがある。そのような輸入総代理店契約の中に商標の専ら使用権の譲渡条項も入っている場合、輸入総代理店が実質、独占販売権を取得することになる。公正取引委員会の「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」によれば、「総代理店契約は、市場に参入するコストや参入に伴うリスクの軽減を図ることができ、また、総代理店となる事業者の組織的販売活動が期待されることから、外国事業者が国内市場に参入するための手段として活用されることがある。」とされる。このような輸入総代理店のことを並行輸入業者と対比で正規代理店と呼ぶ場合もあり、実際に、並行輸入関連の事件の多くは、ここでいう輸入総代理店側が絡んだものである。

日本において、「税関における知的財産侵害物品の水際取締りが本格的してきたのは、昭和30年（1955年）代になってからである<sup>29</sup>」と言われている。この時期、「経済が急速に成長し、貿易が拡大する中で、外国の著名な商標が付された商品が輸入されるようになり、これに伴い、内外の価格差を利用して並行輸入を行う者が出てきた<sup>30</sup>」とされる。そして、80年代中頃とりわ

---

<sup>27</sup> 販売店契約（Distributorship Agreement）とは、販売店側がメーカーから商品を一括購入し、その後販売価格を自由に設定しながら販売できるようになる契約の形態である。

<sup>28</sup> 代理店契約（Agency Agreement）とは、代理店側がメーカーの代理として商品の販売を行う契約形態である。代理店契約の場合は、販売手数料が代理店側の利益になる。

<sup>29</sup> 杉山 真士「商標権に係る並行輸入品の取扱いに対する具体的な考察：水際取締りの観点から」税関研修所論集45巻、81号、10頁（2014年）

<sup>30</sup> 杉山・前掲（29）10頁

け 1985 年のプラザ合意<sup>31</sup>以降、円高が急速に進行し始めるが、この頃価格の改定が行われないなどの理由で内外価格差が拡大し、それに伴い並行輸入が急増したとの指摘もある<sup>32</sup>。

従って、並行輸入は、1985 年秋の G5<sup>33</sup>以降、新しい展開を示し始めたと考えられ、具体的には、以下のような現象が現れたとされる<sup>34</sup>。

- ① 大手小売業を中心に、総合商社が並行輸入に積極的に参加する動きを見せる。
- ② 清涼飲料や菓子類など日用品、自動車など耐久消費財も並行輸入が試みられるようになる。
- ③ 消費者層全般に並行輸入を認知し、積極的に評価するようになる。
- ④ 一部の例外的傾向をのぞき、一般的に並行輸入が急増した。

## 第二節 日本における並行輸入と知的財産権

上記のような並行輸入によって輸入される商品は、基本的に正規代理店等で販売されているものより低価格で販売される場合が多い。商標権等の知的財産権を有する権利者側から見れば、これはあまり好ましくない状況である。従って、権利者側は自らの権利を使って、並行輸入行為を除外することを望み、並行輸入が増加し始めた当初から、並行輸入と知的財産権、中でも商標権関連の訴訟事例が増えていったのは当然のことである。

日本においては、実質的には並行輸入は合法として認められている。従って、権利者側が並行輸入に対して、商標権や特許権等の侵害を主張し、差止め等を請求しても、一定の要件を充足することを条件として、基本的に並行輸入の抗弁が認められ、権利侵害は否定される。

一方、並行輸入行為を合法として認める根拠についてはたとえば、特許権、商標権といった知的財産権の分野毎に異なる理論構成が展開されている。以下、並行輸入を認める根拠として採用されている代表的な理論構成の内容を概観した上で、商標権に係る真正商品の並行輸入を巡る裁判事例において展開されてきた商標機能論に絞って述べる。

---

<sup>31</sup> 「1985 年 9 月 22 日にニューヨークのプラザホテルで開催された先進 5 カ国蔵相・中央銀行総裁会議 G5 で討議されたドル高是正のための一連の合意事項をいう。」（出典：<https://kotobank.jp/word/プラザ合意-168794>）

<sup>32</sup> 東田尚子「並行輸入と独禁法（3・完）—スイス法を手掛かりに—」一橋法学、6(2): 729-763、744 頁（2007 年）

<sup>33</sup> 「《Group of Five》先進 5 개국財務大臣・中央銀行総裁会議。1975 年の主要国首脳会議（サミット）発足当初の参加国のうち米国・英国・ドイツ・フランス・日本の 5 か国の財務大臣と中央銀行総裁が参加。1986 年からイタリアとカナダが加わり G7 に拡大。」（出典：<https://www.weblio.jp/content/G5>）

<sup>34</sup> 木綿 良行「開発輸入、並行輸入の現状と展望」中小企業金融公庫月報、35（11）4-11, 9-10 頁（1988 年）

## 第一項 消尽論

上述したように並行輸入される商品もまた、真正商品であり、国外で権利者自ら、又は権利者と同一視し得る関係にある者より流通に置かれた商品である。その意味では、並行輸入業者の行為も、国内の再販売業者の行為とさほど大きな差異があるとは言えない。

加えて、権利者がその商標商品又は特許製品等を国内でいったん流通に置くと、その後の当該商品の再譲渡等は権利侵害にならないとされる。このような考え方は消尽論と呼ばれ、どこで消尽するかという地理的範囲に従って、国内消尽、域内消尽及び国際消尽という三つの種類に分けられる。並行輸入の事例においては、この国際消尽を適用できるかどうかの問題となる場合が多々ある。以下では、まず、日本における国内消尽論の考え方を整理したうえで、国際消尽論について述べる。

まず、特筆すべきは、権利の消尽に関する根拠規定は、特許法及び商標法には存在しない。特許権の消尽については、「消尽論はいわば当然の論理（市場で正規の商品を買ったのにそれを使用したり再譲渡したりするのに改めて特許権者から許諾が要るなどというのは常識に反する）<sup>35</sup>」として理解されており、特許権の消尽に関する考え方は基本的に最高裁判所の判例および学説によって発展されてきた。

本稿の主題である商標権については、詳細は後述するが、権利の消尽についても、商標の機能についても、やはり、法律上の根拠規定はなく<sup>36</sup>、真正商品の並行輸入に係る事件においては、商標機能論という考え方が判例として定着している。

判例においては、「BBS 事件」最高裁判決は、傍論として国内消尽論が採用される旨判示している。国際消尽論については、「…我が国の特許権者が国外において特許製品を譲渡した場合には、直ちに右と同列に論ずることはできない。すなわち、特許権者は、特許製品を譲渡した地の所在する国において、必ずしも我が国において有する特許権と同一の発明についての特許権（以下「対応特許権」という。）を有するとは限らないし、対応特許権を有する場合であ

---

<sup>35</sup> 高林 龍『標準特許法』186 頁（有斐閣、第 7 版、2020）

<sup>36</sup> なお、商標の機能については、直接言及はされていないが、「需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる態様により使用されていない商標」には商標権の効力が及ばないとする規定は、商標法 26 条 1 項 6 号として 2014 年に新設されており、そのような考え方自体も「商標的使用論」として以前から存在していた。

っても、我が国において有する特許権と譲渡地の所在する国において有する対応特許権とは別個の権利であることに照らせば、特許権者が対応特許権に係る製品につき我が国において特許権に基づく権利を行使したとしても、これをもって直ちに二重の利得を得たものということとはできないからである。」と述べ、その採用についても否定されている。

商標権の消尽<sup>37</sup>について、パーカー事件判決では商標機能論が初めて展開されたが、国際消尽論の採用は原則として否定されており、学説からも支持を受けている。しかし、商標商品が国内で権利者自身或いはその同意によっていったん流通に置かれると、その後の再譲渡等の行為については、商標権の効力が及ばないことを（国内）消尽論の立場から説明する説（消尽説<sup>38</sup>）と、商標機能論の観点から説明する説（機能説<sup>39</sup>）があり、見解が分かれている<sup>40</sup>。

特許庁の用語解説においては、「特許権者から正当に購入した製品等を、使用したり、再販売したりしても特許権侵害とならないことを説明する理論である。用尽、消耗ともいう。なお、特許権だけでなく、実用新案権、商標権、意匠権についても、消尽理論が適用されるとするのが一般的である。<sup>41</sup>」（下線は筆者による。）と記述されている。

---

<sup>37</sup> そして、商標は商品以外にも役務（サービス）についても使用されるが、消尽論の考え方が適用されるのは、商品の場合のみである。従って、例えば、有名な美容室で独特なヘアスタイルにしてもらった人が、仮にプロの美容師であっても、その美容室の商標を使って同じようなヘアスタイルのサービスを提供しようとしたら、商標権侵害になる。

<sup>38</sup> 高林龍教授、桑田三郎教授等。西村康夫「商標の使用」牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務大系Ⅱ－特許法・実用新案法（2）、意匠法、商標法、不正競争防止法』287頁（青林書院、2014）は、「…フレッドペリー判決は消尽論を否定も肯定もしておらず、特許権、実用新案権、意匠権、著作権について認められる消尽を商標権のみ適用を否定する必要も乏しいから、商標権にも消尽の適用があると考え。」と述べている。

<sup>39</sup> 田村善之教授、大塚理彦教授等。

<sup>40</sup> 後者の説を取る場合を考えると、同一商標の下で品質の異なる二つの商品が北海道と九州でそれぞれ流通に置かれた場合に、第三者の流通業者が北海道で当該商品を購入し、九州に持ち込んで販売することは、商標機能論の考え方から商標権侵害に当たる（品質保証機能の侵害）と判断されるのかといった疑問が残る。

<sup>41</sup> ([https://www.jpo.go.jp/toppage/dictionary/japanese\\_to.html](https://www.jpo.go.jp/toppage/dictionary/japanese_to.html)、最終アクセス日：2022年10月07日)

その他の知的財産権については、条文の中に消尽に関する明文規定を置いているものとしては、著作権法第 26 条の 2、種苗法第 21 条第 2 項<sup>42</sup>、半導体集積回路配置法第 12 条第 3 項<sup>43</sup>の規定がある。著作権法の第 26 条の 2 で譲渡権について定められており、その第 2 項には、いったん適法に譲渡された著作物については、その後の再譲渡行為に対しては譲渡権が及ばない旨定められている。

## 第二項 商標機能論

商標法第 2 条 3 項の第 2 号によると、商品又は商品の包装に標章を付したものを輸入する行為は、標章の「使用」に該当する。さらに、商標法 25 条においては、「商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。」と定められており、従って、商標の使用行為に該当する並行輸入も、商標権者の同意なしに行われると、形式的には商標権侵害になる。実際に、後述のパーカー事件判決以前の裁判例においては、並行輸入行為は商標権侵害として認められ、排除されてきた。

---

<sup>42</sup> 種苗法第 21 条第 2 項において、権利の消尽に係る規定が以下のように定められている。

「(育成者権の効力が及ばない範囲)

第二十一条 育成者権の効力は、次に掲げる行為には、及ばない。

(中略)

2 育成者権者、専用利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。(下線は筆者による。)ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。」

しかし、「① 種苗を生産(増殖)する行為及び② UPOV 非加盟国等の品種保護制度のない国へ種苗等を輸出する行為については、消尽の例外とされており、譲渡された後であっても、育成者権者の許諾が必要となる。」麻川倫広「品種登録制度と令和 2 年種苗法改正について」特許懇 301 号 35-35 頁(2021 年)

<sup>43</sup> 半導体集積回路配置法の消尽に関する規定は以下の通りである。

「第十二条(回路配置利用権の効力が及ばない範囲)

(中略)

3 回路配置利用権者、専用利用権者又は通常利用権者が登録回路配置を用いて製造した半導体集積回路(当該半導体集積回路を組み込んだ物品を含む。以下この項において同じ。)を譲渡したときは、回路配置利用権の効力は、その譲渡がされた半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、又は輸入する行為には、及ばない。(下線は筆者による。)

並行輸入を商標権侵害とする根拠としては、工業所有権の保護に関するパリ条約において定められた特許（商標）独立の原則、又は属地主義の原則といった原則が採用されていた。しかし、パーカー事件判決において初めて、「商標保護の直接の対象は、商標の機能である」と示され、並行輸入事件におけるそのような商標の機能を害しない態様での使用は実質的違法性を欠くとして、いわゆる商標機能論が採用された。なお、商標には、上記の出所表示機能および品質保証機能以外にも、宣伝広告機能もある<sup>44</sup>と考えられるが、同判決では言及されていない。

以下では、まず、商標権に係る真正商品の並行輸入が問題となった事例を時系列的に解説していく。そして、関連する税関の実務及び公正取引委員会（以下、「公取委」という。）の「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（以下、「独占禁止法」という。）に係る運用がどのように変わってきたのかを概観しながら、斯かる学説の状況の整理、検討を行う。

### 第三節 パーカー事件判決及び商標機能論の展開

#### 第一項 パーカー事件までの裁判例

上述した通り、日本において並行輸入品が現れ始めたのは、貿易が拡大し、特に著名商標が付された商品が多く輸入されるようになった 1955 年以降である。当初は、並行輸入されるものは主に著名商標が付されたブランド品等が対象であったため、裁判事例も商標権関連のものが殆どであった。

そして、実際に「並行輸入の問題が裁判上登場したのは、ようやく 1964 年のことである。おそらく最初のものと言える Bayer 事件（東京地裁・同・2・29 判決）が、内国商標所有者みずからによって提起された侵害差止めの本訴請求であるほか、内国専用使用権者による並行輸入阻止のためのいくつかの仮処分申請事件が知られる（同・6・1、東京地裁における Parker 事件<sup>45</sup>、同・12・22、東京地裁における Nescafé 事件<sup>46</sup>など）<sup>47</sup>」。

---

<sup>44</sup> 近年、特に欧州の事例においては、これら以外にも、投資機能や communication 機能等の存在についても主張されているものがある。

<sup>45</sup> 1970 年の有名な「パーカー事件」ではない。本件は、パーカー社の日本総代理店がパーカー商標について専用使用権を有しており、香港にある代理店から並行輸入されたものに対して譲渡禁止等の仮処分決定がなされた事案である。

<sup>46</sup> 「ネスカフェ事件」東京地判昭和 40 年 5 月 29 日判夕 178 号 199 頁

<sup>47</sup> 桑田 三郎「真正商品の並行輸入と商標権の属地性」ジュリスト 500 号、578 頁（1972 年）

しかし、後述するパーカー事件判決が出るまでは、並行輸入の合法性は認められず、属地主義の原則等の観点から判断され、商標権侵害が認められていた。そこで、それまでの裁判実務を覆し、税関実務にまで大きな影響を与えたとされるパーカー事件判決<sup>48</sup>が 1970 年に出現する。

## 第二項 パーカー事件判決

アメリカのパーカー社からその日本国登録商標「PARKER」につき専用使用权の設定を受けていたカナダ法人が、日本税関に対して「PARKER」商標を付した万年筆の輸入差止申立てを行った。税関は、アメリカのパーカー社の製造販売した真正な「PARKER」万年筆を香港ルートから日本に輸入しようとする業者に対して輸入不許可通知を送ったところ、その輸入業者が、不許可通知を違法として訴訟を提起した。大阪地裁は、並行輸入品も真正な「PARKER」万年筆である以上、需要者に出所品質についての誤認混同を与えず、そうである以上パーカー社の信用も害さないから、斯かる輸入行為は実質的違法性を欠き、商標権利侵害としては認められないと判示した事案である。

原告の輸入業者は、係争品の万年筆を香港の商社から購入し、大阪税関を通じて日本に輸入しようとした。ところが、大阪税関によって、商標法第 37 条第 5 号により関税率法第 21 条第 1 項第 4 号<sup>49</sup>に該当する物品（商標権侵害品）であるとの理由で被告の輸入同意書が得られない限り輸入は許可できない旨通告を受けていた。それに対して、原告は税関長の不許可処分に対し、行政処分取消訴訟を提起し、同時に大阪地方裁判所に輸入販売差止請求権不存在確認請求と販売妨害禁止の請求を行った。

裁判所は、まず、それまでの同様の事件において並行輸入を排除する根拠として採用されてきた属地主義の原則については、「パリ条約が 1934 年のロンドン改正において第 6 条丁（リスボン改正により第 6 条（3）となる）の規定を設けて商標権属地主義の原則<sup>50</sup>を確立した当時に

---

<sup>48</sup> 大阪地判昭和 45 年 2 月 27 日無体裁集 2 卷 1 号 71 頁

<sup>49</sup> 本号は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権を侵害する物品を輸入禁制品とする規定である。現行の関税法 69 条の 11 第 1 項に、輸入してはならない貨物の一つとして当項の第 9 号に定められている。

<sup>50</sup> パーカー事件判決の「判旨は、…商標権の独立の原則と属地主義とを（「あるいは」の語でつなげて）むしろ一体のものと見つつ、但し、パリ条約上、特許権についてはその 4 条の 2 の 2 で各国特許権の独立は厳格に解すべきものとしながら、商標権についてはそうした厳格さを要求する規定を設けていない、との点に着目する。」石黒一憲『国際知的財産権—サイバースペース vs. リアル・ワールド』177 頁参照（NTT 出版、1998）



は、その頃の国際取引の実情に照らし本件のような問題の生ずることは予測されていなかったと考えられるし、同条約が特許権については同条約第4条の2の2の規定を設け、各国における特許権が独立であることは厳格に解釈すべきものとしながら、商標権については同旨の規定を設けなかったことからみても、商標権の属地主義の原則がいかなる限度まで適用されるべきであるかは、同条約及びわが国の商標法上しかく自明のものではなく、この問題の解決のためには、商標保護の本質にさかのぼって検討する必要があると考えられるのである。」と述べた。

続いて、商標法第1条の目的規定を引用しながら、「…商標法が商標権者に登録商標使用の独占的権利を与えているのは、第三者のなす指定商品又は類似商品についての同一又は類似商標の使用により当該登録商標の営む出所表示作用及び品質保証作用が阻害されるのを防止するにあるものと解される。商標法は、商標の出所識別及び品質保証の各機能を保護することを通じて、当該商標の使用により築き上げられた商標権者のグッドウィルを保護すると共に、流通秩序を維持し、需要者をして商品の出所の同一性を識別し、購買にあたって選択を誤ることなく、自己の欲する一定の品質の商品の入手を可能ならしめ、需要者の利益を保護しようとするものである。」と述べ、「商標保護の直接の対象は、商標の機能であ」とした。

原告は、その主張の中で、商標権の消耗（消尽）理論についても言及していたが、裁判所は「…右商品については、これに附された商標についての権利は、米国より香港に対する輸出の際に、又は少なくとも香港における取扱の際に消尽されたと主張するけれども、右の理論にはたやすく賛同することができない。」と述べ、本件における消尽論の適用を否定している。

消耗（消尽）理論が採用されなかった理由について、「おそらく、同判決は、実定法上の根拠が明確でない消耗理論を条約上明確にされている属地主義を破る理論としては認めにくかったのであろう。<sup>51</sup>」といった指摘がある。「ただし、商標機能論も、商標法の目的を考慮して実

---

しかし、現在は「少なくとも日本においては多数の学者が以上の二つの原則を明確に区別している。」とされる。横溝大「知的財産法における属地主義の原則－抵触法上の位置づけを中心に－」知的財産法政策学研究2号20頁（2004年）。ところが、海外の学者の中にも「工業所有権の独立」原則と「属地主義」の原則を同一視する見解は存在する。例えば、James E. Darnton教授は次のように述べている「パリ条約が最初に第6条において商標の保護について商標がそれぞれの国において離れた存在であるという属地主義の原則（Principle of Territoriality）を定めた。」（James E. Darnton, *The Coming Age of the Global Trademark: The Effect of TRIPS on the Well-known Marks Exception to the Principle of Territoriality*, 20 Mich. St. Int'l. L. Rev. 11, 16 (2013)

<sup>51</sup> 野間 昭男「並行輸入と商標」中山 信弘編『知的財産権研究 I』79-80頁（東京布井出版、初版、2008）

質的違法性を阻却するという考え方であり、実定法の解釈として根拠が明確かどうかという点で疑問の余地がないわけではない。<sup>52</sup>」とも言われる。

商標権者が差止請求できるためには、「その行為が形式的に無権利者の行為であることのほか、実質的にも違法な行為であることが必要であると解すべきである。」とし、並行輸入行為の実質的違法性を判断するに当たって、「その商標が世界的に著名な商標であること、右商品が外国において権利者により製造され正当に商標が附されて譲渡されたものであるかなど、外国における事実ないし行為を斟酌することは、なんら商標権独立の原則に悖るものではないと解せられる。」とした。

最終的に、並行輸入行為が本件登録商標の機能にいかなる影響を及ぼすものであるかについて、裁判所は、「当該著名商標によって識別される商品の出所は、特別の事情のない限り右商品の生産源であって、内国の販売源ではないと考えられる。」とした上で、「原告の輸入販売しようとするパーカー社の製品と被告の輸入販売するパーカー社の製品とは全く同一であって、その間に品質上些かの差異もない以上、「PARKER」の商標の附された指定商品が原告によって輸入販売されても、需要者に商品の出所品質について誤認混同を生ぜしめる危険は全く生じないのであって、右商標の果す機能は少しも害されることがないというべきである。」と述べた。従って、「原告は形式的には本件登録商標につきなんらの使用の権限を有しないものであるが、同人のなす本件真正パーカー製品の輸入販売の行為は、商標保護の本質に照らし実質的には違法性を欠き、権利侵害を構成しないものというべきである。」と述べ、並行輸入行為の違法性を否定した。

さらに、並行輸入行為が公正なる競争秩序を乱すものでないかどうかについては、パーカー製品の名声が被告の輸入販売が始まる前から国内に知れ渡っていたことや、原告は被告よりも前から当該商品の輸入を行っていたことを考慮し、原告が被告の宣伝活動の成果にただ乗りして、不正競争の意図をもって輸入販売を企図したとは認められないとした。

---

<sup>52</sup> 野間・前掲注(51) 80頁

上記パーカー事件判決では、初めて、商標法の直接の保護対象は、商標の出所表示機能及び品質保証機能であり、それらが侵害されない限り、実質的違法性を構成しないとする考え方が示され、その後の学説において「商標機能論」と呼ばれるようになる。

以下、パーカー事件判決がその後の税関実務や公取委の運用、又は同様な裁判事件にとってどのような影響を与えたのか、まず、税関実務の状況及び公取委の対応、そして下級審裁判事例の内容を考察する。

#### 第四節 パーカー事件以後の税関実務

パーカー事件以前の税関実務においては、真正商品の並行輸入が禁止され、商標権者からの輸入同意書の提出がない限り輸入を許可しないとする水際措置（昭和41年（1966年）5月31日蔵関第522号）が講じられていた。しかし、輸入同意書の有無で輸入の許可を行う行為は、偽造品であっても真正商品であっても無差別に商標権侵害として取り扱うことになる。この点について、一部の学者より問題点が指摘され批判<sup>53</sup>されていた<sup>54</sup>。

パーカー事件は、この問題点を見直す契機となったと言える。1972年に大蔵省関税局はその取扱いを変更し、蔵関第1443号「商標権に係る真正商品の並行輸入の際の取扱い」と称する新通達（昭和47年8月25日）を出した<sup>55</sup>。この通達の第5項は以下である。

商標権に係る真正商品の並行輸入の際の取扱い申立てに係る商標と同一の標章を附した物品が当該申立者以外の者によって輸入される場合において、当該物品が当該標章を適法に附されて拡布されたものであって、真正商品と認められるときは、商標権を侵害しないものとして取扱うものとする。この場合において、商標権を侵害しないものとして並行輸入を認める真正商品の範囲は、当該標章を適法に附して拡布した者と我が国の商標権者が、同一人である場合又は同一人と同視されるような特殊な関係がある場合における当該拡布

---

<sup>53</sup> パーカー事件以前の並行輸入の取扱いについて、問題点を指摘し、批判的な立場から論じていたものとして、桑田教授の論文が複数ある。

<sup>54</sup> 杉山・前掲注（29）10頁参照

<sup>55</sup> パーカー事件判決後の大蔵省等の並行輸入に関する対応および公正取引委員会の見解、又は当時の並行輸入に関する主要な新聞報道等を紹介するものとして、土井輝生「大蔵省の真正商品並行輸入自由化措置と輸入総代理店の商標権問題」パテント25巻9号6頁以下（1972）

された物品とする。ただし、当該拡布された物品に附された標章が表示し又は保証する出所又は品質と申立てに係る標章が表示し又は保証する出所又は品質とがそれぞれ別個のものである場合等、当該標章の使用がそれぞれ独自のものである場合等、当該標章の使用がそれぞれ独自のものとして評価される場合における当該物品を除くものとする。（下線はすべて筆者による。）

この通達によって示された並行輸入が認められるための要件は、①真正商品性、②内外権利者間の同一性、③内外商品の品質の同一性、という三つの要件にまとめられる<sup>56</sup>。しかし、②「内外権利者間の同一性」の要件については、パーカー事件判決の中でも言及されておらず、（同様にパーカー事件判決の影響を受けて公表された）公取委による認定基準（後述）の中でも取り上げられていない。その起源について、石黒一憲教授は「明確な断定はまだまだ出来ないものの、昭和47（1972）年の蔵関1443号において、内外商標権者が『同一である場合又は同一人と同視されるような特殊な関係がある場合』にはじめて真正商品の並行輸入を認める、とされたのは、まさに同年になされたアメリカの関税局規則の改正による影響を、強く受けた上でのものであると思われる。<sup>57</sup>」と指摘している。さらに、「アメリカ独特の背景の下で設けられた1972年のアメリカ関税局規則133の21条（c）と同旨の（但し、単純化された）要件を、日本の税関での水際規制上、その背景を度外視して直ちに借用したのだとしたら、それはそれ自体問題であるし、そうした税関の実務指針を裁判所が直ちに採用し、今日に至っていることも、同じく問題と言えよう<sup>58</sup>」と述べている。1972年のアメリカ関税局規則133の21条（c）設立背景等については本稿のアメリカ章において述べる。

## 第五節 パーカー事件以後の公取委による運用状況

パーカー事件判決の影響を受けて取扱いを変更したのは税関のみではない。公正取引委員会もまた1972年に「輸入総代理店等に対する監視・規制の強化について」と題される資料及び

---

<sup>56</sup> これらの三要件が、その後の下級審の事件及び2003年のフレッドペリー最高裁判決において採用されており、本通達の影響もそれなりに大きかったと言える。

<sup>57</sup> 石黒・前掲注（50）201頁

<sup>58</sup> 石黒・前掲注（50）204-205頁

「輸入総代理店契約等における不公正な取引方法に関する認定基準」を公表し、その認定基準においては「契約対象商品の並行輸入を不当に阻害すること」は不公正な取引方法に該当すると明示した<sup>59</sup>。

公正取引委員会は当該資料の中で、まず、「輸入品の中でも消費物資は輸入総代理店制をとる場合が多いこともあって、近時、輸入品価格問題にからんで輸入総代理店問題が各方面においてとり上げられている」と述べた上で、輸入総代理店制の機能としては次の二つを挙げている。

(1) 外国企業がある商品をわが国で販売していこうとする場合に、商習慣等が異なること  
によって起こる種々の問題を比較的容易に解決することができ、わが国市場への進出が容易となること

(2) 輸入総代理店契約の対象となっている商品が特定の代理店だけに供給されることが保証される結果、その商品の広告宣伝を活発に行うなど組織的・合理的な販売活動が可能となること等

しかし、同時に、輸入総代理店制が抱えている問題としては、「特定の代理店が独占的販売権を持つことによりその流通を支配し、また、販売数量の調整・価格の操作等を行うことが容易になるといった問題」が指摘されており、「実態としては、必ずしも競争の促進あるいは流通の合理化に役立っていない面も見受けられる。」とされている。

そこで、公正取引委員会は、輸入総代理店制に伴って生ずる弊害について次のような措置を講ずることとした。

(1) 輸入総代理店契約等を締結している契約当事者が契約対象商品およびこれと同種の商品についてわが国市場において支配的地位を有している場合にその地位を濫用して不当な取引拒絶・取引数量制限・価格操作・競合製品の輸入阻害等を行うときは、私的独占(独占禁止法第3条前段)または不公正な取引方法(同第19条)に該当するおそれが大

---

<sup>59</sup> 「事実、当時は並行輸入の急増により、多くの輸入総代理店は自らが取り扱う商品の並行輸入を抑制しようとしてさまざまな阻止行動に出」ていたとされる。木綿 良行「流通の国際化と並行輸入」一橋論叢第102巻、第5号、668頁(1989年)

まいと考えられるところから、輸入品価格の追跡調査等その流通の実態の把握に努め、地位の濫用による弊害が生じないように嚴重に監視することとする。

(2) 輸入総代理店契約等は独占禁止法第6条第2項により公正取引委員会への届出の必要な国際契約に該当する<sup>60</sup>と考えられるが届出られた契約については別紙のような基準<sup>61</sup>に基づいて、不公正な取引方法に該当することのないよう厳正な審査を行い、公正かつ自由な競争の促進を図ることとする。

公正取引委員会は、上記の輸入総代理店契約に係る届出があった場合には、認定基準に基づいて契約の審査を行い、具体的には、「契約対象商品の再販売価格の制限や並行輸入の不当な阻害などの条項を含む契約については、これらの条項の修正等を指導してい<sup>62</sup>」た。

さらに、公正取引委員会は、大阪地方裁判所によるパーカー事件判決での、内外商品の品質に差異が存在する場合、真正商品の並行輸入を差し止めてもよいとする判断については、関係官庁に提出した見解の中で、パーカー事件判決を一步すすめて、「このような場合、一般に製造しているのは世界的な大企業であるから、真正商品の並行輸入をむしろ前提として品質に差のあることを表示させればよい。」とする見解を表明している。<sup>63</sup>

社会情勢の変化は、並行輸入にも大きな影響を与える。1985年からまた円高の進展が始まった。そうすると、輸入総代理店が取り扱う商品の価格がなかなか下がらず、一方で、並行輸入も増加するといった現象が起きた。

そこで、輸入総代理店制度および並行輸入の動向には、再度注目が集まり、並行輸入の実態等に関する調査等が実施され、輸入総代理店制度及び並行輸入に関する調査研究会の報告書が

---

<sup>60</sup> 1997年の法律第87号「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」によって、輸入総代理店契約を含む国際的契約に係る届出義務が廃止された。

<sup>61</sup> 同年に公表された「輸入総代理店契約等における不公正な取引方法に関する認定基準」のことである。

<sup>62</sup> 大熊まさよ「並行輸入の不当阻害に関する独占禁止法上の考え方」公正取引439号12頁(1987)

<sup>63</sup> 土井・前掲注(55)10-11頁参照

当時、公取委が提案した「品質に差のあることを表示させればよい」とする見解は、1999年の米国の関税局規則の改正によって導入されたラベリング制度と似たような考え方であり、興味深い。土井輝生教授もこの公取委の見解について、「消費者の立場からは、公正取引委員会の見解を支持したい。」と肯定の意見を表明されている。さらに、その理由については、「われわれは、世界のいろいろことなつたマーケット向けにつくられた品質や味のちがう商品をエンジョイすることができるからである。」と述べられている。しかし、その後の学説の中で、上記の見解について取り上げ、詳細に論じるものは、筆者の調べたかぎりでは、特に見当たらない。

取りまとめられた。1987年、そのような結果を元に公正取引委員会が「並行輸入の不当阻害に関する独占禁止法上の考え方」と題するガイドラインを公表した<sup>64</sup>。本ガイドラインの中で、どのような行為が並行輸入を不当に阻害し、独占禁止法上問題となる恐れがあるのか、明らかにされた。

下記の現行「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の中で列挙されている「並行輸入の不当妨害」行為の内、1から6までの6つの行為が並行輸入の不当妨害行為として本ガイドラインの中で明記された。

その後も、流通・取引慣行等をめぐる様々な問題について、競争政策上の評価を行うとともに、問題となるべき点があれば積極的にこれを改善していく必要があり、また、各種の取引慣行についての独占禁止法の考え方をより一層具体的に、かつ、分かりやすく示すことが課題とされた。このような観点から、各方面の有識者から成る「流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会」が開催され、日本の流通システムや取引慣行等の実態と競争政策上の評価及び対応について検討が行われるとともに、当委員会において各種の実態調査を行った。

本検討会は、1990年6月に、その検討結果を「流通・取引慣行とこれからの競争政策―開かれた競争と消費者利益のために―」として公表された<sup>65</sup>。同報告書の中で、「1品目でも欧米ブランド輸入品を取り扱っているとするものは、百貨店が全店、量販店が約9割となっており、さらに、何らかの欧米ブランドの並行輸入品を取り扱っているとするものは、百貨店、量販店とも7割を超えている。」という調査結果を公表し、そのような小売店が実際に直面している問題等の詳細な分析を行った。そして、「消費財の流通分野における取引について、対象となる事業者の行為の競争政策上のメリット・デメリットを十分踏まえた上で、独占禁止法の運用に関するガイドラインを作成する必要がある。現行の輸入総代理店制に関する認定基準については、その基本的な考え方は維持しつつ、考え方をより明確にしたガイドラインを作成すべき

---

<sup>64</sup> 本ガイドラインの公表に至るまでの経緯およびその内容について詳しく紹介したものとして、大熊まさよ「並行輸入の不当阻害に関する独占禁止法上の考え方」公正取引 439号 11頁以下（1987）がある。

<sup>65</sup> 流通・取引慣行等と競争政策に関する検討委員会が1990年6月に公表した「流通・取引慣行とこれからの競争政策―開かれた競争と消費者利益のために―」の概要については、公取委のホームページを参照。  
(<https://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h01/02040000.html>、最終アクセス日：2022年10月5日)

であり、ガイドラインの作成を契機として輸入総代理店の競争制限的行為に対する独占禁止法の厳正な運用を図るべきである。」と述べ、新ガイドライン作成の必要性を主張した。

1991年に公正取引委員会によって新たに「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針<sup>66</sup>」が公表された<sup>67</sup>。その第3部「総代理店」の第2「並行輸入の不当阻害」1「考え方」の中で、「並行輸入は一般に価格競争を促進する効果を有するものであり、したがって、価格を維持するためにこれを阻害する場合には独占禁止法上問題となる。」と述べた上で、その2のところ「独占禁止法上問題となる場合」として、7つの行為を指摘した。その「7. 並行輸入品の広告宣伝活動の妨害」以外は、1987年のガイドラインとほとんど変わらない内容であり<sup>68</sup>、また、各問題となる場合に該当するための具体的な条件等が示されている。同7つの独占禁止法上問題となる場合は下記の通りである。

1. 海外の流通ルートからの真正商品の入手の妨害
2. 販売業者に対する並行輸入品の取扱制限
3. 並行輸入品を取り扱う小売業者に対する契約対象商品の販売制限
4. 並行輸入品を偽物扱いすることによる販売妨害
5. 並行輸入品の買占め
6. 並行輸入品の修理等の拒否
7. 並行輸入品の広告宣伝活動の妨害

そして、次のような場合において、商標の信用を保持するために必要な措置を採ることは、原則として独占禁止法上問題とならないとされた。

---

<sup>66</sup> 1991年の新ガイドラインの内容について紹介するものとして、中出 李典「並行輸入と流通・取引慣行ガイドライン」公正取引 532号 23頁以下（1995）を参照できる。

<sup>67</sup> この「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が公表されたことによって、1972年の「輸入総代理店契約等における不公正な取引方法に関する認定基準」及び1987年の「並行輸入の不当阻害に関する独占禁止法上の考え方」両方は、廃止となった。

<sup>68</sup> 七つ目の類型が追加された以外の相違点として強いて言うならば、1987年のガイドラインの中で列挙されていた各不当阻害行為の末尾に「…並行輸入を不当に阻害するおそれがある。」と書かれていたのが、新ガイドラインの中では、「…不公正な取引方法に該当し、違法となる。」という少し強めの表現になっている点を挙げよう。



[1] 商品仕様や品質が異なる商標品であるにもかかわらず、虚偽の出所表示をすること等により、一般消費者に総代理店が取り扱う商品と同一であると誤認されるおそれのある場合、

[2] 海外で適法に販売された商標品を並行輸入する場合に、その品質が劣化して消費者の健康・安全性を害すること等により、総代理店の取り扱う商品の信用が損なわれることとなる場合

「ガイドラインが対象とする並行輸入は、『総代理店契約が輸入品について行われる場合において、第三者が契約当事者間のルートとは別のルートで契約対象商品を輸入すること』であり、『商標権を侵害しないいわゆる真正商品の輸入を前提としている』（ガイドライン第三の1(1)）。<sup>69)</sup>従って、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」が特許権及び著作権に係る並行輸入の事件においては、適用されないと考えられる<sup>70)</sup>。

上記の並行輸入の不当阻害行為が発覚した場合は、公正取引委員会は、どのような対応をしてきたのだろうか。以下その行政手続きについて述べる。まず、法律の根拠規定としては、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）の第19条において、「事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。」と定められており、具体的にどのような行為が「不公正な行為」に該当するのかを指定する権限は公正取引委員会にある（同法第2条9項）。公正取引委員会は、一般指定と呼ばれる告示の中で不公正な取引方法として行為類型をいくつか指定しており、不公正な取引方法に該当する事案が発覚した場合には、排除措置命令および課徴金納付命令といった行政処分を行うことになる。

行政処分に対して不服のある者は、公正取引委員会の準司法的な機能を持つ審判制度を使って、不服申立を行っていたが、2013年の法改正によって、当該審判制度が廃止となった。その代わりに、現行の制度の下では、公正取引委員会の行政処分に不服がある者は、専属管轄である東京地方裁判所に抗告することができる。さらに、2018年に新たに導入された確約手続きに

---

<sup>69)</sup> 中出 李典「並行輸入と流通・取引慣行ガイドライン」公正取引 532号 23頁（1995）

<sup>70)</sup> 並行輸入に関する事件はほとんどが商標権関連であるが、特許権および著作権に係る並行輸入の事例が全くなかったというわけではない。しかし、特許製品および著作物の輸入については、競争政策的な観点からは、問題としてみられていなかったと思われる。

基づいて、公正取引委員会によって 2022 年 3 月に並行輸入の妨害に関する事件処理が初めて行われた。当該事件処理は、国内の販売代理店のみではなく、国外の権利者に対しても確約計画の提出が求められた事案としても知られる。

ここで、公正取引委員会が並行輸入行為との関連で審判を行い、審決を出したいくつかの事例を取り上げ、その法適用等の特徴を整理分析しておきたい。まず、輸入総代理店による並行輸入の阻害行為については、一貫して一般指定第 15 項（現 14 項）「競争者に対する取引妨害」の規定が適用されていたと言われる<sup>71</sup>。

一般指定第 15 項（現 14 項） 競争者に対する取引妨害 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争関係にある他の事業者とその取引の相手方との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他いかなる方法をもつてするかを問わず、その取引を不当に妨害すること。

輸入総代理店が行った並行輸入阻害行為に初めて一般指定第 15 項（現 14 項）が適用された事件<sup>72</sup>は、洋食器輸入総代理店に係る事案である。星商事株式会社（以下、被審人という。）は、洋食器等を製造販売するハンガリーのヘレンド社の国内における総代理店になっていた。ヘレンド社は当該洋食器等の製品を輸出相手国別の国番号を底部に付した上で、アメリカ、日本、ヨーロッパ各国など世界 20 カ国以上に輸出していた。一方、並行輸入業者らは当該製品を他国で購入し、日本国内に輸入した上で低価格で販売していた。被審人は平成 3 年から平成 5 年にかけて並行輸入業者 3 業者が行った合わせて 4 カ国からの並行輸入を不当に阻害した。具体的な行為としては、被審人は並行輸入業者が販売している当該製品の国番号を特定し、ヘレンド社に通報した。通報を受けたヘレンド社は、並行輸入業者に当該製品を販売した他国の販売代理店にその供給を停止するように要請した。なお、被審人が並行輸入の阻害行為を行った目的については、価格維持の目的があったと認定されている。

---

<sup>71</sup> 東条 吉純「洋食器輸入総代理店による並行輸入の阻害行為（公取委勧告審決平成 8.3.22）」ジュリスト 1136 号 108 頁以下参照（1998）

<sup>72</sup> 本件の概要と審決（公取委平成 8 年 3 月 22 日勧告審決、平成 8 年（勸）第 2 号、審決集第 42 巻 195 頁）内容については、荒井 登志夫ほか「洋食器輸入総代理店による並行輸入不当阻害事件」公正取引 548 号 62 頁以下（1996）、東条 吉純「洋食器輸入総代理店による並行輸入の阻害行為（公取委勧告審決平成 8.3.22）」ジュリスト 1136 号 108 頁以下（1998）を参照

上記以外にも、同年のピアノ輸入総代理店による並行輸入不当阻害事件<sup>73</sup>および 1999 年の浄水器の輸入総代理店による並行輸入不当妨害事件<sup>74</sup>等があり、これらの事例においては、輸入総代理店が並行輸入品のシリアルナンバー（製品番号）を調べ、外国にいる製造者に伝えた上で、並行輸入業者への供給を停止させたりしていた。どちらの事件においても、価格維持目的があったと認定されている。

## 第六節 パーカー事件以降の関連する下級審の裁判例

パーカー事件以降には、商標権侵害が肯定され、並行輸入が禁止された事件と商標権侵害が否定され、並行輸入が認められた事件の二種類がある。それぞれの主要な事例を、以下、整理・分析する。

### 第一項 商標権侵害が肯定され、並行輸入の抗弁が認められなかった事例

#### 1. マーキュリー事件

並行輸入行為の商標権侵害性が肯定された事例としては、パーカー事件判決が出された3年後に起きた「マーキュリー事件」（東京地判昭 48・8・31 昭和 44（ワ）3882 無体集 5 巻 2 号 261 頁）がある。本事件は初めて、（パーカー事件判決では言及されていない）「内外権利者間の同一性要件」が並行輸入を肯定するための要件の中に追加された事件でもある。

原告は 1962 年からイタリアの会社ドイツタ・クレメンテ・エ・クラベロ（以下 D 社）と代理店契約を締結し、D 社が製造する「Mercury」商標が付されたミニチュアカーの国内への輸入販売を行っていた。原告は、「Mercury」商標についての日本における商標権を取得していた。ところが、1967 年、D 社は、原告と事前協議もなしに日本国内の別の代理店である被告に販売権を与え、原告の納品注文を拒否した。そこで、原告が自らの商標権が、被告の輸入行為によって侵害されているとし、輸入差止等を請求した。

裁判所は、並行輸入事件において商標権侵害の有無が問題となりうるのは「外国における商標権者がわが国においても同一の標章につき商標権を有しているか、あるいは他人に専用使用

---

<sup>73</sup> 本件の内容については、銭場 忠夫「ピアノ輸入総代理店による並行輸入不当阻害事件について」公正取引 552 号 52 頁以下（1996）を参照

<sup>74</sup> 本件の内容については、前田 義則、上田 充宏「浄水器の輸入総代理店による並行輸入不当妨害事件について」公正取引 579 号 71 頁以下（1999）を参照

権を設定しているか、または、他人がわが国においてその標章について商標権を有しているが、その他人と外国における商標権者とが法律的（外国における商標権者の代理人たる総販売代理店であるなど）、または経済的（外国における商標権者とコンツェルン関係に立つなど）に密接な関係が存在する場合において、第三者が、外国における商標権者の製造販売した商品をわが国に輸入する場合であって、外国における商標権者とわが国における商標権者とが法律的にも経済的にもなんらの関係もない場合には、わが国の商標権者は、たとえ外国においてその商標と同一の標章について商標権を有するものがあつたとしても、わが国における商標権に基づいて外国の商標権者から発出した商品の輸入を差止めうることはいうまでもない」とした上で、本件の原告と D 社とが法律的にも、経済的にも密接な関係を有していたとは認められないと述べ、商標権侵害を肯定した。つまり、内外権利者間の同一性要件が満たされていないと判断されたのである。

本件は、その前に関税局通達において追加された「内外権利者間の同一性」要件を判決において採用し、そのような同一性が認められるためには、どの程度の関係が必要であるかを「法的関係と経済的関係」に分けて示した点において重要な判決であると言えよう<sup>75</sup>。

## 2. テクノス事件

次に、商標権侵害が肯定された事例としては、1978 年の「テクノス事件」（第一審：東京地判昭和 53・5・31 無体集 10 巻 1 号 216 頁、控訴審については、東京高判昭和 56・12・22 無体集 13 巻 2 号 969 頁）を挙げる。

原告は、スイスの会社である訴外テクノス・ウォッチ・カンパニー（以下 T 社）が製造する「Technos」商標の腕時計を日本において販売するため総代理店契約を結んだ上で、自己の名前で本件商標の日本国内での登録を取得した。そして、別の会社に本件商標の使用を許諾し、その会社が T 社より腕時計のムーブメントを輸入し、これを組み立て加工して完成したものに本件テクノス商標を使用させていた。被告は「Technos」商標の付された腕時計を香港で購入し、国内に輸入販売した。本件は、原告がその被告の行為に対して損害賠償を求めて起こした訴訟で

---

<sup>75</sup> 本件のミニチュアカーに係る「Mercury」商標は、当時世界的にも有名な商標であると言われており、1996 年の商標法改正によって新設された第 4 条 1 項 19 号の規定が当時存在していたのであれば、原告の商標権は存在していなかったかもしれない。

ある。第一審の東京地方裁判所は、上記マーキュリー事件と同様に、内外権利者間に同一性は認められないとし、商標侵害を肯定した。「同一人と同視し得るような関係」としては、原告がテクノス社（外国の商標権者）の承諾を得た上で、日本での商標権を取得した場合やテクノス社が登録した商標権を日本において譲り受けた場合等が挙げられている。

控訴審の東京高等裁判所は、スイス T 社又は同社の子会社が韓国の会社に対して本件の腕時計に本件商標を附することを許諾したとは認められないと述べ、そもそも並行輸入事件の前提要件である真正商品性の要件を満たさないとし、控訴人の請求を棄却した。

### 3. ロビンソン事件

商標権侵害が肯定された事例として、1990 年の「ロビンソン事件」（大阪地判平成 2 年 10 月 9 日判決、昭和 63（ワ）3368、判時 1392 号 117 頁）がある。

原告は日本国内における「ROBINSON」商標の商標権者であり、その商標を附した自転車及びその部品を製造販売していた。被告は世界的に有名なロビンソン社のヘリコプターを輸入販売していた。本件は、商標権者である原告が、被告の行為に対して差止等を求めた事案である。本件の特徴の一つは、内国商標権者である原告が、訴外会社の川田工業にその商標権についての使用許諾を付与しており、そして、その川田工業はロビンソン社のヘリコプターを自らも輸入販売していながら、ロビンソン社の日本総代理店である大阪航空の株式の 3 割を取得し、同社と業務提携をしていた。つまり、原告側とロビンソン社との間に何らかの関係性があり、全くの無関係でないという状況であった。

そこで、裁判所は、「…内国商標権者である原告と外国の製造者であるロビンソン社との間に何らの法律的、経済的関係もないのはもちろんのこと、本件登録商標の通常使用権者である川田工業とロビンソン社との間にも右のような特殊な関係はない」とし、内外権利者間の同一性を否定した。

### 4. クロコダイル事件

1996 年の「クロコダイル事件」（大阪地裁平成 8 年 5 月 30 日判決、平成 5 年（ワ）7078、判時 1591 号 99 頁）においても、商標権侵害が認定された。

原告は Crocodile の文字とワニの図形から成る商標に係る商標権をシンガポールの会社より譲り受けた内国商標権者である。被告は同一の商標が付されたシャツを当該商標のマレーシアにいる権利者から購入し、日本国内に輸入販売をした。本件は、原告が被告の輸入販売行為に対する差止等を請求した事案である。

裁判所は、「国内の商標権者が登録商標の宣伝広告等によって当該商標について独自のグッドウィルを形成し、当該商標と国外で適法に付された商標の表示し又は保証する出所、品質が異なるものであると認められるときは、前記商標権の機能からして、真正商品の並行輸入として許容されるものでないことは当然である。」と述べ、「原告は、経営面においても資本面においてもシンガポールのリー社とは全く関係なく、本件登録商標を付した商品の開発から、デザイン、原材料、縫製メーカー、販売手法、広告宣伝方法まですべて独自に決定し、素材メーカーに対しても注文を付けていることが認められ、したがって、被告会社が被告商品を輸入して販売した平成4年当時には既に、原告は、シンガポールのリー社、香港のクロコダイル社等に依頼することなく、本件登録商標について独自のグッドウィルを形成していたものと認められるし、被告商品は、原告が本件登録商標を付して販売している商品と品質、形態等において差異がないと認めるに足りる証拠がないというのにとどまらず、差異があるものと推認される。」とした上で、並行輸入の抗弁を否定し、商標権侵害を認定した。

## 第二項 商標権侵害が否定され、並行輸入の抗弁が認められた事例

### 1. ラコステ事件

商標権侵害が否定された事例としては、まず、1984年のラコステ事件（東京地判昭和59年12月7日無体集16巻3号760頁）が挙げられる。

原告らは、フランスのラコステ社（以下L社）及び日本国内の商標専用使用権者である。被告らは、L社が有する世界的にも有名なlacoste商標と類似するLACOSTE商標を附した衣類の商品を輸入販売している。原告らが被告らの輸入販売行為に対して、差止を請求した事案である。

原告の三共生興は、本件商標権の権利者である原告L社から国内における専用使用権を受けしており、輸入商品及びライセンス生産の商品ともに、これを日本において独占的に販売していた。被告は米国における商標権者である原告L社の子会社に当たるラコステ・アリゲーター社

(以下L-A社)のライセンシーであるアイゾッド社によって製造された真正商品の輸入販売をしていた。

裁判所は、まず、内外権利者間の関係性については、米国のL-A社の現在の代表者は、原告L社の代表者と同じであることが認められるとし、さらに「ラコステ・アリゲーター社の業務内容は、米国、カナダ、カリブ海諸国において、ワニマークの商標及びLACOSTE標章を商標登録して所有し、ライセンスを許諾すること、前記ライセンスに関し使用料を徴収すること、前記商標の下に販売をする商品の品質を管理することであり、この権限に基づいて、アイゾッド社ほか数社に対して、右地域における右各商標につきライセンスを与えていること、右ライセンス商品についてはその品質の管理を厳格に行なっていることが認められる。」と述べた。

内外商品の品質の同一性については、「…原告ラコステが、日本におけるライセンシーである原告三共生興と、原告ラコステと資本的なつながりを通じて支配を及ぼすことのできるラコステ・アリゲーター社の米国におけるライセンシーであるアイゾッド社に、ラコステ標章として同一視できる商標の下で、品質、形態等の異なる商品を製造することを許容しているのだから、右商品の品質、形態の差異は、世界的に著名な原告ラコステを出所源として表示する商品として、その許容された範囲内での差異というべきであり、このことによって商標の品質保証機能が損われることはないというべきである。」と述べ、その品質の同一性を認めた。

「そうすると、本件登録商標あるいは原告表示と同様にその出所源として原告ラコステを表示しているLACOSTE標章あるいは被告標章(一)を付した被告商品を輸入しても、本件登録商標及び原告表示の出所識別機能、品質保証機能を損うことはなく、原告ラコステあるいは原告ラコステのライセンシーであり原告ラコステの信用の下でその信用を利用してラコステ商品を販売している原告三共生興の業務上の信用を害することも、一般消費者の利益を害することもないと認められる。」とし、商標権侵害を否定した。

そして、L-A社とアイゾッド社との間に、アイゾッド社の製造するラコステ製品を米国及びカリブ海諸国以外へ輸出することを禁止するライセンス契約が存在していたことに関しては、「原告ラコステは、そのライセンシーを通じ世界市場を地域的に分割する販売政策をとっていることが推認され、被告商品が日本に輸入され販売されることは、結果としてこれに反するこ

とはなるが、右に述べた我が国の商標法及び不正競争防止法の適用上被告の行為が実質的違法性を欠くかどうかを判断するに当たり考慮すべき事実とはならないというべきである。」とし、問題にしなかった。

## 2. BBS 商標事件

商標権侵害が否定され、並行輸入が認められた事例として、1988年のBBS事件判決（名古屋地判昭和63年3月25日判時1277号146頁）がある<sup>76</sup>。

原告は、将来BBS社の製品を取り扱う際の便宜を考慮して、類似の商標について商標権を取得していた。その後、西ドイツBBS社の日本における総代理店である日本ビービーエス社（以下日本BBS）が設立されるが、原告は日本BBSに対して当該商標の使用許諾を与えていた。商標権者たる原告は、その代わりとして、西ドイツBBS社の製品販売について西日本地区における総代理店の資格を付与されていた。本件は、この原告が、被告が同じBBS社製品を西ドイツから日本国内に輸入販売していた行為に対して、差止等を請求した事案である。

裁判所は、「西独BBS社と日本ビービーエスとは、資本的、役員構成的に同一系列の企業体の関係にあり、右両社と原告の間も、現在では製品の供給や本件商標…の管理に関する契約上又は経済上の密接な結合を通じて、同一企業体と同視されるような特殊な関係にある」と述べた上で、内外権利者間の同一性を認定し、商標権侵害を否定した。

## 3. JIMMY'Z 事件

商標権侵害が肯定され、並行輸入が認められなかった「ロビンソン事件」等と同様な状況で、商標権者による権利濫用を理由に商標権侵害が否定された事例もある。

1993年の「JIMMY'Z事件」（大阪地判平成5年2月25日知財集25巻1号56頁）において、原告は日本国内において「ジミーズ」商標について商標権を有し、「ジミーズ」や「JIMMYS」商標が付されたTシャツ等の販売を行っていた。さらに、別の訴外会社に対して、米国JIMMY'Z社の商品の輸入販売を許諾し、自らも米国のJIMMY'S社製の商品を輸入販売していた。被告は米国のJIMMY'Z社から「JIMMY'Z」商標が付されたTシャツ等を購入し、日本国内に輸

---

<sup>76</sup> 本件は、特許権関連のBBS事件とは異なる事案である。



入販売していた。本件は、このような被告の輸入販売行為に対して、原告が差止等を請求した事案である。

裁判所は、まず、両商標の類似性を認定した上で、「被告商品も、原告がストークドと禁止権不行使合意をしてその輸入販売を許諾し、自らも実質的経営の店舗で販売した米国商標商品も、いずれも、米国商標の権利者ないしその関連企業により適法に米国内において米国商標を付されて拡布され、正規の手続を経て米国内から我が国に輸入された商品であり（根源的には出所を同一とする。）品質においても差異はなく、我が国で米国商標を付した商品として販売されたものである。」と述べ、被告が輸入販売していた商品の真正商品性を確認した。そして、「…被告が被告商品の輸入販売を開始した当時には、本件商標に類似する米国商標が、本件商標権者以外の者を信用の主体とする標識として日本国内における相当数の取引者や需要者に認識され、その結果、本件商標の標識としての価値は毀損されて、その有すべき出所表示、品質保証等の諸機能は、米国商標との関係では発揮できない状態になっており、それは現時点においてもなお同様であるといわざるを得ない。かかる原告の行為は、本件商標の出所表示機能等の諸機能を自ら毀損し、商標を商品選択の指標とする需要者の利益をも害する行為であって、商標法1条所定の目的や、同法が登録商標の保護を確実にするために類似範囲に対する禁止権を定めた趣旨に明らかに反するものである。」とした上で、「原告の本訴請求は、…本件商標権の禁止権を利用して、被告に対し米国商標を付した被告商品の販売差止を求めることにより、我が国における米国商標商品の独占的販売権を確保しようとするものにほかならないから、被告商品の販売は形式的には本件商標権の侵害に該当するようにみえるけれども、本件商標権の濫用というべきであり、許されない。」と述べ、商標権侵害を否定した。なお、本件の内国商標権者と外国拡布者との間には、経済的または法律的な関係は存在しなかった。

### 第三項 パーカー事件判決以降及びフレッドペリー最高裁判決以前の下級審判決の総括

パーカー事件以降の下級審の判決を真正商品性、内外権利者の同一性、及び品質の同一性といった観点からまとめると、以下のようなになる<sup>77</sup>。

---

<sup>77</sup> 表の作成に当たって、川田篤「真正な商品の並行輸入への対応—コンバース事件を契機として—」CIPICジャーナル 210号4頁（2012）を参考にした。

	事件名	真正商品性	内外権利者間の 同一性	内外商品の 品質の同一性
並行輸入禁止の事例 商標権侵害肯定	マーキュリー事件 東京地判 1973 年	—	過去の代理店である内国商標権者と外国商標権者との間に「法律的、経済的に密接な関係」はない。	—
	テクノス事件 東京地判 1978 年	—	外国商標権者から輸入した腕時計にムーブメントを組み立て加工し完成している訴外会社に使用許諾を与えた内国商標権者と外国商標権者間に「同一人であるか、又はこれと同視しうるような特殊な関係」はない。	—
	テクノス事件控訴審 東京高判 1981 年	第三国の代理店が無断で商標を付した商品であるから、真正商品ではない。	—	—
	ロビンソン事件 大阪地判 1990 年	—	外国商標権者の総代理店の株式の 3 割を取得するとともに同社と業務提携をなしていた訴外会社に使用許諾を与えたい内国商標権者と外国商標権者との関係は「法律的、経済的に一体視させるほどに密接なものであるとは認めがたい。」	—
	クロコダイル事件 大阪地判 1996 年	—	過去に外国商標権者から商標権を譲り受けていた内国商標権者は「独自のグッドウィルを形成して」おり、外国商標権者と「経営面においても資本面においても…全く関係ない。	内外商品は「品質、形態等において…差異があるものと推認される。」
並行輸入容認の事例 商標権侵害否定	ラコステ事件 東京地判 1984 年	米国のライセンスによって適法に付された。	外国商標権者は内国商標権者のライセンスであるという関係。	「品質、形態の差異は…許容された範囲内」
	BBS（商標）事件 名古屋地判 1988 年	外国商標権者によって適法に付された。	外国商標権者の総代理店に使用許諾を与え、自らも西日本地区における総代理店資格を取得していた内国商標権者と外国商標権者は「…同一企業体と同視されるような特殊な関係にある。」	品質の差異はない。
	JIMMY'Z 事件 大阪地判 1993 年	外国商標権者によって適法に付された	内外権利者は違うが、商標が示す出所は同一。 内国商標権者が権利濫用。	品質の差異はない。

パーカー事件以降の下級審における商標権侵害が肯定され、並行輸入の抗弁が認められなかった事件の殆どは、内外権利者間の同一性が否定された事例である。商標が同一または類似で

あるのに、内外権利者が異なるのは、いわゆる商標ブローカーによって商標権が既に取得されていたか、或いは過去の代理店関係が打ち切りとなって商標権を譲り受けていた代理店側と外国商標権者側の関係性がなくなったからである。逆に言えば、1972年の大蔵省関税局によって、その新通達「蔵関第1443号」の中で初めて取り入れられた所謂「内外権利者間の同一性」要件がなければ、商標権侵害が否定され、並行輸入が認められた可能性もある<sup>78</sup>。

ところが、1996年の商標法改正によって商標法第4条1項19号の規定が新設されたことによって前述の内国商標権者と外国商標権者が異なるような事件は殆ど出現しなくなった。ただし、過去に代理店関係にあり、商標権を譲り受けていたが、その後、そのような関係が打ち切りとなり、内外商標権者間の同一性が認められないような関係になってしまうケースはまた起こる可能性はあるが、非常に稀であろうと推察される。

### 第三節 フレッドペリー事件

#### 第一項 一連のフレッドペリー事件の概要

1970年のパーカー事件判決の影響を受けて出された1972年の大蔵省関税局の新通達「蔵関第1443号」において、並行輸入を認めるための3つの要件がまとめられたが、上記の通り、それ以後の下級審において、商標権に係る並行輸入行為の侵害性は、この3要件の下で判断されてきた。

そのような、下級審において定着していた理論構成を最高裁レベルで採用したのは、以下の2003年のフレッドペリー最高裁判決である。本件は、商標権に係る真正商品の並行輸入事件において、最高裁判所が判断を示した初の事例としても非常に重要なものである。また、ライセンス契約に違反して製造された商品が並行輸入された事例において、判断を下した点においても意義があると言える。

---

<sup>78</sup>しかし、内外権利者間の同一性が認められないような状況であっても、いわゆる商標ブローカーの疑いがある場合は、権利濫用等に関する規定の適用も可能であったと思われるが、その適用もなかったということは、国内の商標権者を守るという政策的な意図もあったのかもしれない。そうであるとしたら、蔵関1443号が影響を受けたともされる「外国との競争からアメリカ人、アメリカ企業を守るべく」（石黒・前掲注（50）203頁）制定されたと思われる1922年の米国関税法526条の下で要求されていた内外権利者間の同一性の要件は、日本の場合も似たような役割を果たしていたと言えるのかもしれない。

以下、フレッドペリー事件最高裁判決を中心に述べるが、フレッドペリー商標が付された真正商品の並行輸入に関する下級審の事件は6つも存在するため、まず、それぞれの内容を簡単に整理しておきたい。

- 訴訟を担当した裁判所の地理的位置から各事件を整理すると、東京Ⅰ事件、東京Ⅱ事件および大阪事件に分けることができる。
- 訴訟の当事者については、東京事件と大阪事件とで共通するのは、商標権者のX社であり、異なるのは被告となった並行輸入業者である。
- 各事件において共通するのは、その主な争点である。つまり、ライセンス契約に違反して製造された商品の輸入販売行為が商標権侵害に該当するかどうかの判断が求められたのである。
- 結果としては、どの判決においても、商標機能論が採用されたが、しかし、結論の部分は同じではない。
  - 東京Ⅰ事件の第一審（東京地判平成11年1月28日判夕995号242頁）および第二審（＝控訴審、東京高判平成12年4月19日特許ニュース10555号1頁）、東京Ⅱ事件の第一審（東京地判平成13年10月25日判時1786号142頁）は、当該輸入販売行為は、本件商標の機能を害しない、即ち商標権侵害に当たらないと判断した。
  - 東京Ⅱ事件の第二審（＝控訴審、東京高判平成14・12・24平成13（ネ）5931）と大阪事件の三審<sup>79</sup>とも商標侵害を認めた。
  - 東京Ⅱ事件の第二審、そして、大阪事件の第一審および第二審ともに、ライセンス契約の製造地域制限条項に違反して製造された本件商品を真正商品として認めておらず、結果として、登録商標の出所表示機能が害され、並行輸入業者Y社の行為が商標権侵害に該当すると述べている。
  - 上告審の最高裁判所は、出所表示機能については、害されるとし、品質保証機能については、害されるおそれがあると認定した。

---

<sup>79</sup> 大阪地判平12・12・21民集57巻2号144頁、判夕1063号248頁 [大阪事件一審]

大阪高判平14・3・29民集57巻2号185頁 [大阪事件二審]

最判平15・2・27民集57巻2号125頁、判時1817号33頁、判夕1117号216頁 [大阪事件上告審]

以下では、当該最高裁判決が出されたフレッドペリー事件の下級審となった大阪事件を中心に述べる。

## 第二項 フレッドペリー大阪事件の事実関係

訴外英国法人 A 社（以下訴外 A 社）は、「FRED PERRY」の文字商標及び月桂樹の形をした図形商標の二つの商標（以下、「本件商標」という。）について、被服等を指定商品として日本における商標権（以下、「本件商標権」という。）を持っていた。本件商標は、世界的に著名なブランドであり、訴外 A 社は、日本以外にも、シンガポール、マレーシア及び中国等を含む世界 110 カ国において、本件商標と実質的に同一商標について商標権を有していた。

1995 年に X 社（被告・原告・被控訴人・被上告人）が、訴外 A 社のフレッドペリー商標商品に係る事業を買収するとともに、本件商標に係る日本における商標権も譲り受けた。さらに、X 社が英国法人 B 社（X 社の 100%子会社）を立ち上げ、訴外 A 社の日本以外の国における本件商標に係る商標権すべてを承継させた。

Y 社（原告・被告・控訴人・上告人）は、1996 年の 3 月から 7 月頃まで、本件商標と同一の標章が付されたポロシャツ（以下、「本件商品」という。）を日本国内に輸入販売した。本件商品は、訴外 A 社のシンガポール、マレーシア、ブルネイ及びインドネシアにおけるライセンスであるシンガポール法人 C 社が、訴外 A 社（なお、上記の通り、訴外 A 社の日本以外の商標権が X 社子会社の B 社に移転してから、訴外 A 社と C 社間のライセンス契約上の許諾者の地位も B 社に変わっている。）の同意なく、中国の工場に下請製造させたものであった。この C 社が本件商品を中国の工場に下請製造させた行為は、具体的には、商標使用許諾契約の製造地域制限条項及び下請制限条項<sup>80</sup>に違反するものであった。それに対して、X 社は、Z 社の（被告・

---

<sup>80</sup> 本件の商標使用許諾契約における地域制限条項および下請制限条項は、以下の通りになっていた。

ア A 社は、C 社に対し、契約地域であるシンガポール共和国、マレーシア、ブルネイ・ダルサラーム国及びインドネシア共和国において、契約品を製造、販売及び頒布し、契約地域内で契約品につき本件登録商標と同一の商標を使用すること等を許諾する。なお、契約品とは、上記商標が付され、A 社の仕様に従い製造されたスポーツウェア及びレジャーウェア製品をいう。

イ C 社は、A 社の書面による事前同意なく、契約品の製造、仕上げ又は梱包の下請けにつき、いかなる取決めも行わないことを約する。C 社が A 社に対して下請業者に関するすべての関連事実又は事項に関し完全な情報を与えるとともに、下請業者が、本件契約の下で規定される仕様及び品質基準を遵守、履行し、それらに関連す

被控訴人・被上告人) 発行する業界新聞に、Y社が輸入販売している本件商品が偽造である旨の広告を掲載する等した。

そこで、Y社は、X社らの上記の行為は営業妨害に当たり、信用を害するものであるとして、損害賠償および謝罪広告の掲載を請求して訴訟を起こした。一方で、X社も、Y社に対し、Y社の輸入販売行為が本件商標権を侵害するものであると主張し、本件商品の輸入販売行為の差止、損害賠償および謝罪広告の掲載を求めた。本件の争点は、本件登録商標とY社が輸入販売した商品の標章とが同一であることについては争いがなく、Y社の輸入販売行為がX社の商標権を侵害するか否かが主な争点であった。第一審(大阪地判平成12年12月21日判タ1063号248頁)、第二審(大阪高判平成14年3月29日民集57巻2号185頁)ともに、商標権侵害を認めた。まず、第一審の大阪地裁は、本件標章は本件商標許諾契約の製造地及び製造者に関する条項に違反して付されたものであるから、本件商品は真正商品に当たらないとし、Y社の輸入販売行為がX社の本件商標権を侵害するとした。しかし、X社の請求内容の内、差止請求および侵害商品の廃棄に関する請求については、既に輸入されたものは全て販売されており、今後輸入される恐れもないことから、同請求の部分を棄却した。その後、Y社が大阪高裁に控訴するが、控訴審の裁判所も同様に、本件商品の真正商品性を否定し、Y社の控訴を棄却した。それに対して、Y社は、下級審の判断を不服として、最高裁判所に上告した。

### 第三項 フレッドベリー上告審(最高裁)判決

最高裁は、まず、それまでの税関の実務および下級審裁判例において採用されてきた並行輸入行為の実質的違法性を阻却するための3要件の内容を整理して、次のように示した。「商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害する(商標法2条3項、25条)。しかし、そのような商品の輸入であっても、

---

るすべての情報を秘密に保持することについて、A社の代理人がチェックするために、A社に対して同じ便宜を与えることを承諾することの約束を下請業者から取り付ける限り、A社の同意が不合理に留保されることはない。

高部 眞規子「1. いわゆる並行輸入が商標権侵害としての違法性を欠く場合 2. 外国における商標権者から商標の使用許諾を受けた者により我が国における登録商標と同一の商標を付された商品を輸入することが商標権侵害としての違法性を欠く場合に当たらないとされた事例」法曹時報57巻5号1595頁参照(2005)

(1) 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、

(2) 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって<sup>81</sup>、

(3) 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当である。」続いて、その理由については、商標法第1条の目的規定を引用しながら、「…上記各要件を満たすいわゆる真正商品の並行輸入は、商標の機能である出所表示機能及び品質保証機能を害することがなく、商標の使用をする者の業務上の信用及び需要者の利益を損なわず、実質的に違法性がないといえることができるからである。」と述べた。

そして、上記を本件に当てはめ、「…本件商品は、シンガポール共和国外3か国において本件登録商標と同一の商標の使用許諾を受けたG社（本稿ではC社と呼んでいる。）が、商標権者の同意なく、契約地域外である中華人民共和国にある工場に下請製造させたものであり、本件契約の本件許諾条項に定められた許諾の範囲を逸脱して製造され本件標章が付されたものであって、商標の出所表示機能を害するものである。

また、本件許諾条項中の製造国の制限及び下請の制限は、商標権者が商品に対する品質を管理して品質保証機能を十全ならしめる上で極めて重要である。これらの制限に違反して製造され本件標章が付された本件商品は、商標権者による品質管理が及ばず、本件商品と被上告人B1が本件登録商標を付して流通に置いた商品とが本件登録商標が保証する品質において実質的に差異を生ずる可能性があり、商標の品質保証機能が害されるおそれがある<sup>82</sup>。」と述べた。

---

<sup>81</sup> この②の内外権利者の同一性要件については、フレッドペリー事件の第一審および二審ともに、並行輸入品に付された商標と、商標権者が使用する商標が表示する出所が実質的に同一であれば足りるとし、本件においても当該要件が充足されたとしていた。

<sup>82</sup> 実際に品質保証機能が害されている必要はなく、「害されるおそれがある」場合でも足りるとした点からも分かるように、本件においては、商品間に実質的差異があるかどうかは考慮されていない。

さらに、本件並行輸入品の輸入を認めると、商標権者X社らが築き上げてきた、本件登録商標に対する業務上の信用が損なわれかねないとした。また、需要者は、いわゆる並行輸入品に対し、商標権者が登録商標を付して流通に置いた商品と出所及び品質において同一の商品を購入することができる旨信頼しているところ、上記各制限に違反した本件商品の輸入を認めると、需要者の信頼に反する結果となるおそれがあると述べた。

結果として、「本件商品の輸入は、いわゆる真正商品の並行輸入と認められないから、実質的違法性を欠くということとはできない。」とし、Y社の並行輸入行為を商標権侵害として認めた。

最後に、輸入業者であるY社の過失の認定については、「輸入業者は、輸入申告の際に輸入商品の製造地を明らかにする必要があるから（関税法67条、関税法施行令59条1項2号）、外国における商標権者自身ではなく、同人から使用許諾を受けた者が我が国における登録商標と同一の商標を付した商品を輸入する場合には、少なくとも、使用許諾契約上、被許諾者が製造国において当該商品を製造し当該商標を付することができる権原を有することを確認した上で当該商品を輸入すべきである。上記義務を尽くした上で本件商品を輸入したことの立証のないYにつき、過失の推定（商標法39条において準用する特許法103条）を覆すことはできない。」と判示した。

#### 第四節 学説の状況

「学説の多数は、パーカー事件判決以来の下級審裁判例や通達と同様の枠組みで、上記①②③の要件の下に並行輸入と認める。<sup>83)</sup>とされており、即ち、商標商品の並行輸入事件における商標機能論の採用自体については、多数説がそれを支持していると言える<sup>84)</sup>。

---

<sup>83)</sup> 高部・前掲注(80)1614頁

<sup>84)</sup> 商標商品の並行輸入事件において国際消尽論の採用を主張する説として、桑田三郎教授等。

商標商品の並行輸入事件において、消尽論の観点から判断するか、商標機能論を採用するかを巡る意見の対立の原因については、田村善之教授は、次のように述べられている、「…広告の問題（並行輸入業者がその並行輸入品の広告等において、登録商標に係る標章を使用した場合、それが商標権侵害になるかどうか、カッコ内は筆者による。）に対する見解の対立、ひいては並行輸入を許容すべき根拠論に関する見解の対立は、登録商標権の財産的契機をどのように把握するのかという、商標権の捉え方に関する根本的な問題に関わっている。…上記の対立は、結局、商標法が、出所識別機能を離れて、商標からその財産的価値を取り出して直接これを保護していると捉えるか否かという対立に帰着する。しかし、著名な車をそのエンブレムとともに背景に置いて自社のビールを宣伝する行為など、他人の登録商標を商品表示として使用するのではなくイメージ戦略として広告に使用して



しかし、商標機能論によって具体化された上記の3要件の内容については、学説において対立する意見もある。

### 第一項 真正商品性の要件

まず、並行輸入が許容されるための一つ目の要件は、いわゆる「真正商品性の要件」（文献によっては、この要件を「適法性要件」と呼ぶものもある。）である。それについては、フレッドペリー事件最高裁判決において、並行輸入が商標権侵害として実質的違法性を欠くと解するためには、まず、「当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり」る必要がある旨示されている。

商標の機能と直接関係のないとも考えられる<sup>85</sup>本要件については、不要説<sup>86</sup>もあるが、「現実問題として、不正商品が相当量紛れ込んでいるといわれる<sup>87</sup>並行輸入の場合においては、適法性の要件の存在は実効性をもたらそう。<sup>88</sup>」とも言われているように、そもそも第一要件を充足しない模倣品等の輸入の場合は、残りの二つの要件の該当性について判断する必要もなくなる。

---

も、登録商標侵害にはならないのであるから、商標の財産的価値それ自体は商標法の直接の保護法益ではない。」（田村善之「並行輸入と登録商標権」日本工業所有権法学会年報19号133-134頁（1995））

<sup>85</sup> フレッドペリー最高裁判決が、ライセンス契約の条項に違反して製造された商品の並行輸入によって登録商標の出所表示機能が害されるとした点については、「商標機能論において商標の出所表示機能というときの出所とは、商品役務の企業的出所をいう。商標とは、商品役務が商標権者の企業を出所とするものであることを表示する標章であって、商標法は、そのことを前提として立法されているからである（商標法1条を参照）。商品役務の出所には、企業的出所のほかに、地理的出所があるが、商標は、地理的出所を表示する標章ではない。」とした上で、「本件の事案についてみると、Cが製造国制限条項と下請制限条項に違反して製造した本件商品は、それが流通に置かれると、地理的出所の混同は招くが、企業的出所の混同を招くことはない。Cがこれらの条項に違反しようとも、本件商品の企業的出所がCであることに変わりはないからである。したがって、本件商品をYが無許諾輸入しても、本件登録商標の出所表示機能が害されることはない。」と述べる見解がある。（渋谷達紀「並行輸入の商標権侵害としての違法性（消極）」民商法雑誌129巻4・5号697-698頁）

<sup>86</sup> 茶園成樹「ライセンス契約における製造地・製造者制限条項の違反と並行輸入の許否」発明100巻2号103頁（2003）

<sup>87</sup> 日本における並行輸入の合法化と模倣品輸入の増加の関係性についての指摘として、例えば、「真正商品の並行輸入の自由化は、一見、偽造商品の輸入と何の関係もない。しかし、真正商品の並行輸入が国際的に問題になるようになってから暫くして、わが国においても、偽造商品の国際的流通が問題になりだした。並行輸入の自由化によって、偽造商品の輸出・輸入が、容易になったことは否定できない。」という意見がある。（小野昌延「商品の輸入と商標権侵害」日本工業所有権法学会年報8号45頁（1985））

<sup>88</sup> 土肥一史「並行輸入商品「フレッドペリー」東京第2次訴訟事件（東京地裁平成13.10.25判決）」知財管理53巻7号1160頁（2003）

フレッドペリー事件以前の下級審裁判例においては、標章が商標権者に無断で付されたと認定され、そもそも並行輸入事件の前提要件である真正商品性の要件を満たさないと判断した事例<sup>89</sup>がある。

### 1. ライセンス契約違反があった場合

これまで、完全に無断で行ったのではなく、ライセンス契約の条件に違反した形で標章が付された場合については、真正商品性の観点からどのように扱われるか明らかではなかった。このことについては、フレッドペリー事件最高裁判決において始めて、ライセンス契約における製造地制限条項違反の場合、第2、第3要件とともに、第1要件も充足されないとされた。最高裁判決においても、当該並行輸入品が真正商品性の要件を満たさない、即ち真正商品ではないと判断されたことになる。しかし、模倣品という言葉は使用されておらず、被上告人が求めている侵害商品の廃棄の請求の部分についても原審の判断（廃棄請求を棄却）をそのまま是認している。

また、通常ライセンス契約においては、上記の製造地制限条項以外にも様々な条項が存在するが、具体的にどのような条項に違反した場合、商標権侵害として取り扱われるかについては、「…当該許諾条項が設けられた趣旨、目的等を考慮し、当該条項に違反して標章を付されると、商標の出所識別機能及び品質保証機能が害される結果を招来するか否かを、違反が主張される条項ごとに個別具体的に検討すべきであろう。<sup>90</sup>」とされている<sup>91</sup>。

要件①でいう「適法」とは、どこの法を指すのかについては、「…商標を付す行為が当該外国法上違法かどうかは、我が国における出所表示機能の侵害を決定するものではない…<sup>92</sup>」とする見解や、商標がどこで付されたのかに関係なく、日本の商標法上どのように評価するかの問

---

<sup>89</sup> 「テクノス事件」控訴審判決（東京高判昭和56・12・22無体集13巻2号969頁）

<sup>90</sup> 森川 さつき「商標商品の並行輸入」牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務体系II』317頁（青林書院、2014）

<sup>91</sup> また、国内においてライセンシーが製造地下請制限条項に違反して製品を製造した場合の取扱いについては、「…かかる違反が商品の品質に及ぼす影響は、国内での違反と外国での違反とで有意な違いを見出すことができないように思われる。にもかかわらず、国内においては商品流通が円滑に行われることが強く要請されるとすれば、それを考慮して、輸入の場合とは異なり、出所表示機能及び品質保証機能は害されないと判断され、商標権侵害が否定されることになるであろう。」と言われている。茶園・後掲注（92）25頁

<sup>92</sup> 茶園 成樹「商標法における並行輸入論と商標的機能論の関係」知財ぷりずむ2巻20号25頁（2004）

題であるとする見解<sup>93</sup>等が示すように、少なくとも商標が付された地の法を指していないのは明らかである。「なお、使用許諾契約違反の有無についての準拠法は、法の適用に関する通則法 7 条及び 8 条により、当事者の選択法又は最密接関連地法となる。<sup>94</sup>」

## 第二項 内外権利者間の同一性

並行輸入が許容されるための二つ目の要件は、国内の商標権者と外国拡布者間の同一性を求める要件であり、出所表示機能の保護の観点から必要な要件であるとされる。並行輸入が許容されるためには、内外権利者が「法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係にある」ことが必要とされる。ここでいう「『法律的に同一人と同視し得るような関係がある』とは、外国における商標権者と我が国の商標権者が親子会社の関係や総代理店である場合を指し、「経済的に同一人と同視し得るような関係がある」とは、外国における商標権者と我が国の商標権者が同一の企業グループを構成している等の密接な関係が存在することをいうものと解される<sup>95</sup>。実際の裁判例における本要件の適用状況については、すでに述べた。以下学説の状況について述べる。

「内外権利者間の同一性」の要件については、パーカー事件判決の中では特別に言及されておらず、公取委によって（パーカー事件判決の影響を受けて）公表された認定基準の中でも取り上げられていない。上記の二つの要件に中の追加されたのは、1972 年の税関の通達が初めてであり、裁判実務においては、翌年のマーキュリー事件判決において始めて登場する。これは、同年に、国内企業を海外企業から守るために改正が行われたアメリカ関税局規則の改正による影響を受けたとされる。<sup>96</sup>

---

<sup>93</sup> 宮脇 正晴「商標機能論の具体的内容についての一考察—フレッドベリー事件上告審判決の検討を中心に—」立命館法学 4 号 10 頁参照（2003）

<sup>94</sup> 森川・前掲注（90）317 頁

<sup>95</sup> 高部・前掲注（80）1624-1625 頁

<sup>96</sup> 石黒・前掲注（50）

この要件を完全に否定する説<sup>97</sup>や内国において商標が具体的に識別している出所と外国の拡布者が同一であれば商標権侵害を否定するに十分であって、それ以上に内国商標権者と外国拡布者の同一性、密接性を要求する必要はないとする説<sup>98</sup>等がある。

このような同一人性要件に対する批判の主な根拠となっているのは、例えば、日本でまだ登録されていない著名な商標を先に登録するいわゆる商標ブローカーや過去に代理店であったが現在そのような関係がないような業者がいる場合、同一人性を要求する商標権侵害が肯定され、並行輸入は認められないことになるということである。

### 第三項 内外商品の品質の同一性

内外商品の品質の同一性に関しては、品質管理主体の同一性さえ認められれば、現実の品質差の有無にかかわらず品質の実質的同一性要件は充足されるとする説<sup>99</sup>（否定説）と、現実の品質差がある場合には同要件は充足されないとする説<sup>100</sup>（肯定説）とに分かれている<sup>101</sup>。

品質差が現実存在する場合の扱いについてフレッドペリー最高裁判決は、上記のとおり、実質的には出所表示機能の侵害のみを理由として侵害を肯定したものであるといえるので、明らかでない<sup>102</sup>。下級審の事件ではあるが、商品間で実質的な差異がある場合に、「許容された範囲内での差異」であると述べた上で、商標権侵害を否定しているものとして「ラコステ事件」（東京地判昭 59・12・7 無体集 16 卷 3 号 760 頁）がある。

渋谷達紀教授は、内外商品の間に品質の差異が生ずる原因としては、次の三つを挙げられている。

- ① 品質の差異を設けることについて国内商標権者の許容があった場合、
- ② 並行輸入品が品質維持条項に違反して製造された場合、

---

<sup>97</sup> 石黒・前掲注（50）205 頁

<sup>98</sup> 田村善之「並行輸入と登録商標権」日本工業所有権法学会年報 19 号 121 頁（1995）

<sup>99</sup> 田村・前掲注（98）128 頁、立花市子「FRED PERRY 最高裁判決にみる商標機能論」知財政策 9 号 89 頁（2005）、茶園成樹「商標法における並行輸入論と商標的機能論の関係」知財ふりむ 2 巻 20 号 22-23 頁（2004）

<sup>100</sup> 玉井克哉「商標権の品質保証機能と並行輸入」パテント 58 巻 11 号 37 頁（2005）、宮脇・前掲注（93）28 頁

<sup>101</sup> 小野昌延編『新・注解 商標法 上巻』136 頁（宮脇正晴）（青林学院、初版第 1 刷、2016 年）

<sup>102</sup> 小野昌延編・前掲注（101）136 頁〈宮脇正晴〉

③ 技術的理由により品質に差異が生じた場合、である<sup>103</sup>。

フレッドペリー事件の場合は、上記の②の場合に該当し、商標権侵害が認定されたが、①の場合に該当する例として、ラコステ事件判決においては、品質の差異は許容範囲とした上で、商標権侵害が否定されている。なお、③に関する具体的な事案はないが、「商標権者の許容の範囲内にあると言えるので、①を原因とする事例の場合と同様に、並行輸入は許されるものと考えらえる。<sup>104</sup>」

## 第五節 フレッドペリー事件以降の下級審事件

### 1. ボディグローブ事件

ボディグローブ事件（東京地判平 15・6・30 判時 1831 号 150 頁）は、フレッドペリー事件最高裁判決と同年に判決が出された。

本件において、アメリカの BGI 社が「ボディグローブ」商標（以下「本件商標」という。）について日本における商標権（以下「本件商標権」という。）を有していた。被告の Y 社は日本国内における本件商標の専用使用権者である。

一方で、本件商標と同一又は類似の商標（以下「マレーシア商標」という。）がマレーシアにおいても商標登録されており、マレーシア法人である BGM 社が、BGI 社とのライセンス契約により、T シャツ及びポロシャツにマレーシア商標を付して、これをマレーシア国内で製造販売することの許諾を得ていた。

原告の X 社は、マレーシア商標の付された T シャツ及びポロシャツ（以下「本件商品」という。）を輸入しようとしたところ、東京税関が、被告 Y の申立に基づき、本件商品について禁制品認定手続きを開始した。その後、本件商品は関税込率法 21 条 1 項 5 号に掲げる貨物に該当しない旨の認定をした。本件は、原告 X 社が、被告 Y 社が専用使用権に基づく差止請求権を有しないことの確認請求を行った事案である。

---

<sup>103</sup> 渋谷・前掲注（85）699 頁参照

<sup>104</sup> 渋谷・前掲注（85）700 頁、「なお、①と③を原因とする事例においても、実際には品質保証機能が害されるのであるが、商標機能論の立場からは、害されることはない、と理由づけることになる。」と述べられている。

裁判所は、「登録商標と同一又は類似の商標を付した商品を輸入する行為は、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者によって付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一視できるような関係があれば、原則として、商標権侵害としての実質的な違法性を欠くといえるが、上記のような場合であったとしても、我が国の商標権者が、自己の出所に係る商品の品質ないし信用の維持を図ってきたという実績があり、外国における商標権者の出所に係る商品が輸入されることによって、そのような品質ないし信用の維持を害する結果が現に生じたといえる特段の事情があるときは、商標権侵害を構成するというべきである。」（下線は全て筆者による。）と述べた上で、この考え方を本件に当てはめ、まず、BGM社とBGI社との間にライセンス契約が締結されていることから、「マレーシア商標の商標権者と本件商標の商標権者とは同一人であるか、実質的に同一人と同視できるものと推測される。」とした。

そして、本判決の特徴として言えるのは、フレッドベリー事件判決においてまとめられた3要件の①と②を満たせば<sup>105</sup>、原則として、商標権侵害としての実質的な違法性を欠くとし、例外として、「品質ないし信用の維持を害する結果が現に生じたと言える特段の事情」があるときは、商標権侵害を認めるとした点であろう<sup>106</sup>。ところが、本件商品には、“USA APPROVED”との表示がされた商品下げ札が付されているが、それについては、まず、「ライセンス契約において、BGMが、その製造する商品に、“USA APPROVED”との表示を付加することを禁止する旨の合意があったと認めることはできない」としながら、仮にそのような合意があったとしても、それは「本件商標の出所表示機能を害することにはならない」とし、さらに、商標の品質ないし信用維持の観点からも「そのような合意は、商品に対する品質を管理するために何らかの意味のある合意と解することはできない。」と述べた。

---

<sup>105</sup> なお、要件①については、以前の裁判例においてよく使用されていた「適法に付された」という文言は使われておらず、その代わりに、EUの並行輸入事件において消尽論を適用するときによく見られる「所有者により又は所有者の同意により…」(商標指令第7条1項)と似たような、「当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者によって付されたものである」という表現に変更されている。

<sup>106</sup> 要件③に関しても、フレッドベリー事件最高裁判決では「品質において実質的に差異を生ずる可能性があり、商標の品質保証機能が害されるおそれがある。」としていたのに対し、本件では、商標権侵害を構成するためには「品質ないし信用の維持を害する結果が現に生じたといえる特段の事情」の存在が必要であるとされている。

本件のもう一つ大きな特徴と言える点は、本件商品の並行輸入は、ライセンス契約における販売地域制限条項に違反したものであるとの主張に対して、裁判所が、「ライセンス契約における販売地域の制限に係る取決めは、通常、商標権者の販売政策上の理由でされたにすぎず、商品に対する品質を管理して品質を保持する目的と何らかの関係があるとは解されない。上記取決め違反して商品が販売されたとしても、市場に拡布された商品の品質に何らかの差異が生じることはないから、本件商品の輸入によって、BGIの出所に係る商品の品質ないし信用の維持を害する結果が生じたということとはできない。」述べ、ライセンス契約の販売地域制限条項に違反したものであっても、商標権侵害を構成しないとした点である。

## 2. ダンロップ事件

並行輸入の抗弁が認められず、商標権侵害が認定された事例として、2004年のダンロップ事件（大阪地判平成16・11・30判時1902号140頁）がある。

原告は、タイヤ・チューブの製造販売等、又は各種スポーツ用品の製造販売等を行う日本国内の会社である<sup>107</sup>。原告は、指定商品をゴルフボール等とする商標「DUNLOP」等について、英国ダンロップ社及びその関連会社から日本における商標権を昭和59年に譲り受けており、当該商標に係る日本国内の商標権を所有している。スポーツ用品の製造販売等を行う被告会社が、英国ダンロップ社のマレーシアにおける関連会社からゴルフ用品を購入し、日本に輸入販売していた。原告は自らの商標権が侵害されたと差止および損害賠償等を請求した事案である。

裁判所は、まず、「遅くとも昭和58年当時には、日本国内において、取引業者や需要者の間ではDUNLOP商標は、古くからある海外の著名ブランドとして認識され、それによって識別される商品の出所も英国ダンロップ社及び世界各国の関連会社によって形成されるダンロップグループであると考えられていた。」と認定したが、しかし、現在は「スポーツ用品に関しては、DUNLOP商標やMAXFLI商標は、欧米においてはその商品の出所をDSGL社とし、我が国等においてはその商品出所を原告とするとの認識が形成されるに至った。」と述べ、本件商標が示す出所は海外と日本とは異なる旨を確認した。

---

<sup>107</sup> 原告は、元来英国ダンロップ社の日本法人として大正年間に設立された法人であるが、現在は住友グループの傘下に入っている。

そして、原告と英国ダンロップ社の関連会社との間における関係については、「スポーツ用品部門において、DSGL 社あるいはその傘下の関連企業との間で、製造販売委託契約等に基づきその製造商品の品質管理を行っていることは推測されるが、そのような契約なくして、一般的に原告が DSGL 社あるいはその傘下の関連企業に対して品質管理を行い得る状況にあることを示す証拠はない。」と述べ、「原告と DSFE 社との関係においても、原告と DSGL 社との関係においても、同一人又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があるとは認められない。」とした。続いて、品質保証機能に関する部分としては、「原告が直接的に又は間接的に被告製品の品質管理を行い得る立場にはない上、実際にも、被告製品は、原告が国内の需要者に保証しているだけの品質を有していないというべきである。」と示した。

### 3. コンバース事件

2010 年のコンバース事件（知財高判平成 22・4・27（平 21（ネ）10058 号））では、差止請求が認められた。

原告 X 社（第 1 事件原告、第 2 事件<sup>108</sup>被告）の子会社 A 社は、著名なスポーツシューズ等の製造者である旧米国コンバース社から 1999 年までに「CONVERSE」商標等の日本国内における商標権を譲り受けた。2001 年に旧コンバース社の倒産手続きが開始され、新米国コンバース社が設立され、A 社は新米国コンバース社から「CONVERSE」商標等に係る商標権を譲り受け、移転登録を行った。さらに、X 社は新米国コンバース社と「株式買取商標権譲渡契約」を締結し、新米国コンバース社の 5%の株式を保有した。（ただし、事件当時は既に米国ナイキ社に当該保有分を譲渡済みである。）X 社は新米国コンバース社と「共同マーケティング契約」も結んでいたが、事件当時において同契約は既に終了していたとされる<sup>109</sup>。従って、事件当時においては、内外権利者間の資本関係は存在しない状況である。

---

<sup>108</sup> 第 2 事件においては、並行輸入者の Y 社は、X 社の行為が不正競争防止法第 2 条 1 項 1 号および同条 1 項 14 号、又は独占禁止法第 19 条等に反するとして上で、差止及び損害賠償等を請求していたが、いずれも請求が棄却されている。

<sup>109</sup> なお、共同マーケティング契約については、裁判所は、「原告伊藤忠と新米国コンバース社との間の共同マーケティング契約は、販売促進のための活動の協力を定めたものにすぎないこと、また、原告コンバースフットウェアの商品と新米国コンバース社の商品とが同一の品質管理下に置かれているということもできないことからすれば、原告伊藤忠と新米国コンバース社との間に、同一の企業グループを構成している等の密接な関係がある



この点については、「しかし、本件では商標権の譲受けの前後を通じて、「CONVERSE」は新旧米国社製コンバースを示す表示として需要者に著名であった可能性がある<sup>110</sup>」といった指摘がある。つまり、内外権利者が異なる状況の下で、商標が示す出所は外国拡布者であった可能性のあると言える事案である。

Y社（控訴人、第1事件被告、第2事件原告）は、X社の登録商標と同一又は類似の商標が付された靴等の輸入し、その販売を行った。

裁判所は、まず、「外国における商標権者である新米国コンバース社と我が国の商標権者である原告伊藤忠とは、法律的にも経済的にも同一人と同視し得るような関係にあったと認めることはできず、同一人性の要件を充たすとは認められない。」とした。さらに、被告の、コンバース商標は著名であり、当該商標によって需要者が識別する出所が新米国コンバース社であるという主張に対しては、「被告の主張するようにコンバース商標が世界的に著名であり、原告伊藤忠が原告商標権を取得した後も、同商標権につき原告伊藤忠に独自のグッドウィルが構築されていないため原告商標によって需要者が識別する出所が新米国コンバース社であったとしても、商標法上、原告商標の示す出所として保護の対象とされているのは、譲受け後の登録商標権者である原告伊藤忠であることは、変わりはないというべきである。なぜなら、商標法においては、当該商標を使用していることは商標登録の要件とされておらず(登録主義)、商標権者は、商標を使用していなくとも、当該商標を権限なく使用する者に対して商標権に基づき侵害行為の差止め等を請求することができることに鑑みると、登録商標権者が当該商標につき、独自のグッドウィルを構築しておらず、需要者の識別する出所が登録商標権者とは異なっていたとしても、登録商標権者を商標法の保護する出所として取り扱うのが相当だからである。実質的に見ても、独自のグッドウィルの構築の有無や需要者の認識内容といった必ずしも明確とはいえない基準で、出所としての保護の有無が左右されるような解釈を採るのは相当とはいえない。」と述べ、上記主張は採用することができないと述べた。

---

とはいえ、両者が経済的に同一人と同視し得るような関係にあるとは認めることはできない。」と述べ、同契約の存在が事件に影響しないと述べている。

<sup>110</sup> 田村善之「商標権の譲渡後の従前の真正商品の並行輸入の可否—Converse 並行輸入事件—」知的財産法政策学研究 30 巻 279-280 頁（2010）

そして、商標の品質保証機能に係る判断としては、「原告らと新米国コンバース社との間において、品質管理に関する契約があったと認めることはできないこと、原告コンバースフットウェアは新米国コンバース社の設定する品質管理基準とは異なる独自の品質管理基準を設定し、これに基づいて試験を実施して品質管理を行っていることからすれば、原告伊藤忠は直接的にも間接的にも、新米国コンバース社の商品の品質管理を行き得る立場にあるとは認められず、また、新米国コンバース社の商品と原告商品とが実質的に差異がないと認めることもできないから、品質管理性の要件を充たすとは認められない。」と述べ、被告の並行輸入の抗弁は採用することができないと判示した。

また、被告は、「原告ら、原告商標権の譲受けを契機に、従前の国内商標権者である旧米国コンバース社が化体していたものとは別個独立の信用を原告商標権に化体しようと努力するのではなく、むしろ、従前の商標権者が培ってきた原告商標に化体したグッドウィルを積極的に便乗利用しつつ、かたや同一の信用の化体した被告標章を付した商品に対し原告商標権を行使し、これを否定するという矛盾行動を行って」いることは権利濫用に該当すると主張したが、それに対しては、裁判所は、「原告らが独自の信用の形成に努力していないとはいえない。原告らは、その宣伝広告の中において、コンバースが旧米国コンバース社に由来するものである旨の説明をしていることが認められるものの、商標権の譲受人が当該商標に付着している信用を利用することはむしろ自然なことであって何ら不当であるとはいえない。」と述べ、原告と外国拡布者間に同一人と同視し得る密接な関係がない以上、原告の差止請求は正当な権利行使であるし、被告の権利濫用の抗弁も認めなかった。

なお、本件では、真正商品性の要件（適法性要件）については、原告および被告両方の主張の中にも取り上げられているものの、判決の中では、判断されていない。

#### **4. NEONERO 事件**

2018 年の NEONERO 事件（知財高判平成 30・2 月 7 日（平成 28 年（ネ）10104 号））においては、商標権侵害が否定されている。

被控訴人（原審の原告）の X 社は、貴金属製品の製造販売を営む日本国内の業者であり、NEONERO 商標（以下、本件商標という。）の国内商標権者である。一方で、控訴人（原審の被

告)のY社は、貴金属製品の輸入販売等を行っている業者であり、本件は、本件商標権を有する被控訴人が、控訴人による商品に関する広告に控訴人標章を付して頒布する行為が本件商標権を侵害する旨主張して、控訴人に対し、商標法36条1項、2項に基づき控訴人の商品の販売及び頒布の差止め並びに廃棄を求めた事案である。本件の事実関係は次の通りである。

X社は2013年3月から本件商標の欧州における商標権者であるPVZ社の商品の取扱いを開始した。Y社は、翌年2014年の2月に同様にPVZ社との取引を開始し、同年7月頃にPVZ社からポスターの送付を受け、「NEONERO」標章を付したプライスカード作成の許可を得た。さらに、Y社は同年の6月頃、PVZ社から直接、商品を輸入した。

2014年9月頃、X社とPVZ社との間で販売代理店契約が締結され(なお、契約書は作成されていない。)、PVZ社は日本国内のX社以外の者には商品を販売しないことを合意した。そして、X社は同年の10月頃にPVZ社の了解を得た上で、本件商標について、登録出願をし、商標権を取得した。その後、Y社は商品をPVZ社から直接輸入できなくなったため、代わりに、香港の会社を通じてPVZ社商品の輸入販売を続けた。本件においては、並行輸入の抗弁が認められるかどうかが主な争点となった。

第一審の東京地方裁判所は、被告の主張(先使用权、並行輸入、権利濫用の抗弁)をいずれも認めず、商標権侵害を認定した。特に、並行輸入の抗弁に関しては、Y社が金具等の部品について自社製品を使用している点から品質が同一であるとは言えないとしている。

控訴審の東京高等裁判所は、フレッドペリー事件最高裁判決によって示された各要件を本件に適用しながら、次のように判示した。

真正商品性については、「控訴人商品は、いずれもPVZ社から輸入されたものである上、控訴人がこれに手を加えて販売したとも認められないから、控訴人が控訴人商品の広告に控訴人標章1及び2を付する行為は、PVZ社の商標権の出所識別機能や品質保持機能を害するものではなく、PVZ社との関係で適法なものといえることができる。」とし、第1要件は充足されたとした。

第2要件については、まず、その内容を確認した上で、「被控訴人はPVZ社と本件ブランド商品について日本における本件販売代理店契約を締結し、被控訴人はPVZ社の日本における独

占的な販売代理店となったものであるから、PVZ 社と被控訴人とは、法律的に同一人と同視し得るような関係にあるといえ、本件被疑侵害行為は、第2要件を充足する。」とした。

第3要件については、「我が国の商標権者の品質管理可能性についていうものである…」と確認した上で、「外国の商標権者と我が国の商標権者とが法律的又は経済的に同一視できる場合には、原則として、外国の商標権者の品質管理可能性と我が国の商標権者の品質管理可能性は同一に帰すべきものであるといえる。」と述べた。ただし、上記のような外国の商標権者と我が国の商標権者とが法律的又は経済的に同一視できる場合であっても、「我が国の商標権の独占権能を活用して、自己の出所に係る商品独自の品質又は信用の維持を図ってきたという実績があるにもかかわらず、外国における商標権者の出所に係る商品が輸入されることによって、そのような品質又は信用を害する結果が生じたといえるような場合には、この利益は保護に値するといえることができる。<sup>111</sup>」とした。

そして、被控訴人が PVZ 社パーツの組合せや鎖の長さなどを指定し、引き輪やイヤリングのパーツを取り付けていたことについては、その事実を認めながら「引き輪やイヤリングのパーツは身体を飾るという被控訴人商品の主たる機能からみて付随的な部分にすぎない。」と述べ、被控訴人が本件商標権を登録したのは、PVZ 社の商品を独占的に輸入し販売するためであった等の事情と合わせて総合考慮した上で、「被控訴人が、PVZ 社とは独自に、被控訴人の商品の品質又は信用の維持を図ってきたという実績があるとまで認めることはできず、控訴人商品の輸入や本件被疑侵害行為によって、被控訴人の商品の品質又は信用を害する結果が生じたといえることはできない。」と判示し、商標権侵害を否定した。

## 5. ZOLLANVARI 事件

2017 年の ZOLLANVARI 事件（大阪高判平成 29 年 9 月 21 日（平成 29 年（ネ）第 245 号））は、商標侵害性を否定した。

控訴人（原審の原告）の X 社が外国拡布者の国内における総代理店で、被控訴人（原審の被告）が絨毯等を輸入販売しており、一見典型的な並行輸入事例に見える。本件の外国拡布者と

---

<sup>111</sup> このような考え方は「独自のグッドウィル論」とも呼ばれている。細井大輔「NEONERO 事件：真正商品の並行輸入として商標権侵害の実質的違法性の阻却を認めた事例」知財ぶりずむ 16 巻 187 号 34 頁以下参照（2018）

は、手作り絨毯を世界各国に供給するイランの Zollanvari 社（以下「ゾ社」という。）である。X 社はゾ社の国内総代理店であり、2010 年 6 月に「Zollanvari 商標」（以下「本件商標」という。）を登録出願するが、商標法第 4 条 1 項 10 号に該当することを理由に拒絶査定を受ける。その後、ゾ社の証明書を取得した上で、特許庁に補正書を提出し、商標登録を受けた。一方で、被控訴人の Y 社は、主として Y ウェブサイトで絨毯等の販売等を行っており、本件は、X 社が Y 社による本件商標が付された商品の販売等する行為は X 社の商標権を侵害すると差止め等を請求した事案である。

本件の特徴として言えるものは次の三つである。まず、外国拡布者のゾ社は、イランにおいて商標権を有していなかった。そして、Y 社が販売する商品の中に、Y 社タグ（判決文では被控訴人標章 1 と書かれているが、厳密には、X 社商標と同一のものの下にペルシア語で Zollanvari と書かれたものである。）が付されていたものがあつた。さらに、Y 社はそのウェブサイトにおいて、X 社の商標と同一又は類似の商標を広告等に使用していた。

裁判所は、まず、上記の Y 社タグは、ゾ社によって付されたと認めた。そして、ゾ社がイランで商標権を有しないことに関しては、「ゾ社は世界各地に直営店を設けている中で、日本においては、控訴人が、ゾ社の総代理店として、直営店と同じ扱いと待遇を受けていると認められ」、「控訴人は…ゾ社から権限を授与されて初めて控訴人商標の登録を受けることができたのであるから、ゾ社がイランにおいて商標権を有している場合と実質的には変わるところがないといえる。」と述べた。そうすると、被控訴人の行為は、控訴人商標の出所表示機能を害することがないとした。

そして、品質保証機能についても、「…ゾ社が、控訴人商品と同じく日本に輸出して日本において販売される商品として被控訴人商品の品質を管理しているのであるから、被控訴人商品と控訴人商品とは、控訴人商標の保証する品質において実質的に差異がないといえる。」とした。最後に、控訴人とゾ社は同視することができるから、「被控訴人商品の広告に、控訴人商標と類似する被控訴人各標章を付して被控訴人ウェブサイトに掲載しても、控訴人商標の出所表示機能を害することがないといえる」。と述べ、広告での使用についても、商標侵害性を否定した。

## 6. 2UNDR 事件

2021 年の 2UNDR 事件（知財高判令和 3 年 5 月 19 日（令和 2 年（ネ）第 10062 号））は、商標権侵害性を否定した。

控訴人のハリス社は、2UNDR 商標（以下、本件商標という。）が付された男性用下着（以下、本件商品という。）等の製造販売等を行っているカナダ法人であり、本件商標についてカナダ及び日本の両国において商標権を有していた。ハリス社と所在地が同一であるランピオン社の間に代理人契約が結ばれていた。そして、ランピオン社は、シンガポールの M ゴルフ社と販売地域をシンガポールに制限する代理店契約を締結しており、本件商品を販売していた。その後、ランピオン社は、当該代理店契約を解除するが、被控訴人のブライト社が本件商品を M ゴルフ社から購入し、日本に輸入販売していた。本件は、被控訴人の本件商品を輸入販売する行為が、自社の商標権を侵害しているとし、控訴人が差止め等と請求した事案である。

本件の特徴として言えるのは、本件商品は、代理店契約が解除された後、販売されたものであり、ライセンス契約の販売地域制限条項にも反している。

結果として、第一審、第二審ともに、商標権侵害を否定し、並行輸入を肯定した。フレッドペリー事件判決で示された 3 要件のすべてを満たすと判断した。まず、真正商品性の要件については、本件商標は、権利者から使用許諾を受けたランピオン社によって適法に付されたものであると述べた。次に、第 2 の内外権利者間の同一性の要件も満たされるとした。最後に、内外商品間の品質の同一性の要件については、ライセンス契約の販売地域制限条項は、本件商品の品質管理等と関係するとは認められないとし、本件商品が購入されたのは、代理店契約解除後であった点に関しても、ランピオン社の管理内容等に照らせば、本件商標の品質保証機能は害されないとした。内外商品間の品質についても、経年劣化等のおそれがないという商品自体の性質等を考慮した上で、実質的な差異が認められないと判断した。

## 小括

日本においては、真正商品の並行輸入を認める理論的根拠として「商標機能論」が展開されている点で他国の制度と異なる。そして、本理論がパーカー事件判決において採用される以前に学説においてどのように発展してきたのかを説明する文献は筆者の調べたかぎりでは見当たらない<sup>112</sup>。

並行輸入を認める要件の妥当性について見解が分かれていることは、そもそも品質保証機能や宣伝広告機能といった機能は出所表示機能から独立した別個の機能として商標の機能を考えられるかどうかについて統一した意見がないところから生じているのではないかと考える。そのような中、商標の機能に関する議論も一度整理しておく価値はあろう。そこで、近年、以上の第三機能に加えて「投資機能」、「情報伝達機能」といった商標の新しい機能が次々と展開されている EU の議論が参考になると考える。

---

<sup>112</sup> 本理論は当時ドイツに留学してきた学者によって日本に導入されたという意見があり、その点で今後ドイツにおける関連する議論も一度検討してみる価値はあろう。(Naoki Koizumi, *Parallel Imports and Intellectual Property Rights in Japan*, 45 *Japanese Ann. Int'l L.* 53, 55 (2002))

## 第四章 米国における商標権に係る真正商品の並行輸入（グレーマーケット問題）

米国においては、関連する事例全てを網羅するように「グレーマーケット」（Gray market）という表現が使われる場合がある<sup>113</sup>。これは、真正商品の並行輸入問題として扱われる事件は必ずしも「並行的な」行為に限らないという理由による。しかし、「グレーマーケット」という表現はあまり相応しくないと異議を唱える学者<sup>114</sup>もあり、また、日本や欧州等においては「並行輸入」（Parallel import）という表現が一般的であることから、本章においても前章に続いて並行輸入で統一していくこととする。

1980年代の前半に進行したドル高の影響を受けアメリカにおいても、並行輸入が急激に増加する<sup>115</sup>。この頃から、並行輸入は本格的に注目を集め、裁判事例も増えた。

このような状況が起こる以前から、並行輸入に係る裁判事例は蓄積されており、それを巡る議論も昔から存在していた。各判例の内容は、それぞれの時点で主流となっていた商標保護の理論的根拠原則に左右されながら進展してきたといえる。

### 第1節 制度の歴史—判例及び学説

#### 第1項 普遍性理論の展開及び商標権の国際消尽の認容

上述したように、アメリカにおける並行輸入関連判例の内容は当時有力となっていた商標権の保護理論の強い影響を受けている<sup>116</sup>。ここで、並行輸入に直接係る事例を検討する前に、商標保護理論がどのように変更してきたのか先に整理しておきたい。

---

<sup>113</sup> 模倣品に係る市場は「ブラックマーケット」と呼ばれており、並行輸入品はその性質からして、模倣品と通常の輸入品の中位ぐらいに置かれ「グレーマーケット商品」という言葉が使われる。

<sup>114</sup> 「グレーマーケット」という用語を使うのは不適切であろう。…もっとも中立的で「グレーマーケット」の代わりに使える言葉として「並行輸入」がある」（原文：The use of the term “gray market” is perhaps inappropriate...A more neutral term, and for purposes of this Comment, an interchangeable term for “gray market” is “parallel import”）Richard M. Andrade, *The Parallel Importation of Unauthorized Genuine Goods: Analysis and Observations of the Gray market*, 14 U. Pa. J. Int'l L. 409, 411 (1993)

<sup>115</sup> 当時のアメリカにおいては、毎年凡そ 70-100 億ドル相当の商品が正規代理店以外のところで販売されていたとされる。（See Frank V. Cespedes et al., *Gray Market: Causes and Cures*, 66 Harvard Business Review 66, 75-82 (1988)

<sup>116</sup> 逆に言えば、商標権の保護理論の方が並行輸入事件の台頭によって影響を受けたとも言えよう。通常の国内における商標権侵害事件の場合は、商標権者の権利が侵害されると同時に（出所の混同等によって）需要者の利益も害されるが、それに対する救済を与えることによって両方の利益に資することになる。しかし、並行輸入事件においては、必ずしも両者の利益が一致しない。並行輸入事件においては、（政治的な要素も入っていたされ



## ① 商標権者の私的利益保護理論 (“Private Property Rationale”)

19 世紀の後半にかけて主流となっていたのは「商標権者の私的利益保護理論」 (“Private Property Rationale”) である。これは、商標をその所有者の財産であると見て、需要者の混同等については何ら考慮されない理論である<sup>117</sup>。

## ② 商標保護の二重目的論 (“Twofold Purpose Principle”)

しかし、19 世紀後半になって、商標の一般需要者への重要性も強調できるような新しい理論が求められるようになり、その結果、生まれたのは「商標保護の二重目的論」 (“Twofold Purpose Principle”) である。

この考え方が裁判事例において始めて登場したのは、1849 年の Amoskeag 事件<sup>118</sup>であるとされる。Duer 判事は、商標権侵害事件において保護されなければならないのは、商標権者の権利のみではなく、公衆の利益でもあると述べた。この考え方は、その後、学説においても、大いに支持され<sup>119</sup>、世紀が変わる頃までにアメリカ商標法の確立した理論となる<sup>120</sup>。

しかし、「商標保護の二重目的論」は商標権者の利益と需要者の利益両方の保護が求められるような、いわゆる商標権侵害の典型例である混同が生じるようなケースにおいては使用しやすいが、私益と公益が分岐するような場面では別の理論を探る必要性が生じた。

1886 年の Apollinaris C. 事件<sup>121</sup>は、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する初の事例である。原告は、ハンガリーのミネラルウォーターの製造販売業者から、イギリス及びアメリカにおける当該瓶入りミネラルウォーターの独占販売権及び商標使用権を取得した。被告は、当該商品をドイツで購入し、アメリカに低価格で輸入販売していた。この行為に対し、原告が差止等を請求した事案である。原告は、また、並行輸入を想定しており、ハンガリーの権利者に、当社が販売する商品に、当該商品がアメリカ等への輸出販売を意図したものではないし、輸出され

---

る関税法 526 条の制定を除いて) 様々な理論構成が展開されてきた背景には、並行輸入事件のこのような特殊性があったとも考えられる。

<sup>117</sup> 初期の商標保護理論および並行輸入に係る判例法の歴史的展開については主に次の文献を参照した。Timothy H. Hiebert, *Parallel Importation in U.S. Trademark Law* 29 (1994)

<sup>118</sup> *Amoskeag Manufacturing Co. v. Spear*, 2 Sandf., 599 (N.Y. City Super. Ct. 1849)

<sup>119</sup> アメリカ商標法について書かれた最初の包括的な文献として知られる、Francis H. Upton, *Treatise on the Law of Trade Marks* (1860)において、本件の内容と本件で示された考え方が詳細に論じられている。

<sup>120</sup> Hiebert, *supra* note 117, at 24.

<sup>121</sup> *Apollinaris Co. v. Scherer*, 27 F. 18 (C.C.S.D.N.Y 1886)

た場合は買わないことを注意するような注意書（原文：“CAUTION. This bottle is not intended for export, and if exported for sale in...America...the public is cautioned against purchasing it”）を貼付させていた。そして、原告は、自社がアメリカ等に輸入販売するものに、当社が独占輸出者であることを示すラベルを貼付していた。

本件の裁判を担当した Wallace 判事は、まず、被告が真正な商品を販売しているため、商標（権）は、侵害されていないと述べ、商標の使用は商品の真正性を保証するためであるとした。そして、被告の行為によって、原告がかなりの利益を失うことを認めながら、「…当該ミネラルウォーターの如何なる購入者でも、どこで購入しても、それを自分の財産として扱う権利を取得する。」と述べ、いわゆる国際消尽論の考え方を採用した。

### ③ 普遍性理論（“Universality Principle”<sup>122</sup>）

この Apollinaris 事件で下された判決<sup>123</sup>は 19 世紀後半に普及していた商標法の「普遍性理論」（“Universality Principle”）の内容とも一致する<sup>124</sup>。この考え方は、「一国において商標が適法に付されたときは、該商品がどこに流れようと適法に該商標を帯びていることになり、該商品の所有者以外の者によって該商標についての独占的権利が所有されている他の国に運び込まれたとしても侵害とは扱われない、とする理論」<sup>125</sup>である。

以上の「普遍性理論」と「商標保護の二重目的論」は暫く併存することになるが、これら二つの理論の間でどのように調和を図るかといった点の判断が、非常に難しい問題となっていた。

---

<sup>122</sup> ドイツの有名な法学者である Josef Kohler 教授は、この理論の最初の有力な支持者であったと見られる。

(Hiebert, *supra* note 117, at 29.)

<sup>123</sup> 本判決により、それまで主流であった“Twofold Purpose”理論が完全に否定されたわけではない。Timothy H. Hiebert 氏によると、Wallace 判事は“Twofold Purpose”理論に直接言及していないが、需要者の利益に関しては、争点となっていた商品は真正な商品であり需要者が被る不利益はないとしており、さらに、商標権者については道徳上保護に値するが、法律上は値しないと述べている。

<sup>124</sup> Hiebert, *supra* note 117, at 29.

<sup>125</sup> 荒木秀文「グレーマーケット問題における商標の品質保証機能の考察－米国グレーマーケット論を手掛かりに－」立命館法政論集 2 号 166 頁（2004 年）

## 第2項 属地主義の展開及び Katzel 事件、並びに関税法 526 条

上記の Apollinaris C. 事件判決が出された以降、商標権に係る真正商品の並行輸入は基本的に許容されていたが、1923 年の Katzel 事件連邦最高裁判決<sup>126</sup>により商標権侵害として認定され、禁止されるようになる。この事件はそれまで主流であった「普遍性理論」から脱却し、属地主義（“Territoriality Principle”）という新しい理論が採用された点で非常に重要である。

### ④ 属地主義（“Territoriality Principle”）

アメリカの Bourjois 社（以下、原告という。）が、フランスの同一名の化粧品製造販売会社である Bourjois 社から、1913 年にフェイスパウダー商品（以下、本件商品という。）の商標である「JAVA」商標（以下、本件商標という。）のアメリカにおける商標権及び販売権を取得していた。この取得時点までは、フランスの会社が 30 年近くアメリカ市場において営業を続けていた。つまり、フランスの Bourjois 社は既にアメリカの消費者の間でよく知られており、名声を得ていた。

その後、原告は、本件商品のフランスからの輸入を続け、輸入したものを包装し、本件商標を付した上で、販売し、同時に、宣伝広告活動も続けた。被告の Anna Katzel 氏は、本件商品と同一のフェイスパウダーをフランスで大量に購入し、オリジナルの包装でアメリカに輸入販売した。本件は、そのような被告の行為に対して、原告が商標権侵害を理由として輸入差止等を請求した事案である。

第一審のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所では、原告の差止め請求を認めた判決が出される。被告は、それまで主流であった商標保護の二重目的論に関する判例を引用しながら、自らの行為によって公衆は混同されていないと主張した。それに対して、第一審の裁判所は、商標権は既に原告に移転したことや原告が宣伝広告活動にかなりの投資をした結果アメリカで広大な市場を作ることに成功し、本件商品についても公衆は既に原告を出所として認識していると述べた。

被告は第一審の結果を持って、第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴し、控訴審裁判所は被告が輸入販売したものは原告が販売しているものと全く同一のものであり、需要者に混同させないと

---

<sup>126</sup> A. Bourjois & Co., Inc. v. Katzel, 260 U.S. 689 (1923). 第一審：274 F. 856 (S.D.N.Y. 1920). 控訴審：275 F.539 (2d Cir. 1921)

いう理由で、第一審の判決を覆し、商標侵害を否定した。この控訴審の判断がその後、並行輸入事件の合法性を巡る活発な議論を呼ぶことになる。

原告は連邦最高裁判所に上訴するが、その最高裁の判断が出る前に、連邦議会が真正商品の並行輸入を排除する関税法第 526 条<sup>127</sup>（現行 19 U.S. Code § 1526<sup>128</sup>）を急遽制定した<sup>129</sup>。この関税法 526 条の規定によって、アメリカ国民、或いはアメリカで設立された法人等によって所有される商標が付された商品等の輸入は、権利者の書面での同意がない限り、不法とされた。

模倣品等の輸入を禁止する規定は既に 1905 年の連邦商標法において定められており、本規定の制定は明らかに上記のようなケースを念頭においたものであったと考えられる<sup>130</sup>。

しかし、連邦最高裁は上記の関税法第 526 条には言及せず、原告が宣伝広告や品質管理等に膨大な資金をかけたことを強調し、その結果、一般需要者は当該商品が原告のものであると認識するようになったと述べ、並行輸入行為の差止めを認めた。

---

<sup>127</sup> 米国関税法 526 条(a)と日本の関税定率法の相違点については、次のように指摘されている。「この規定は、わが国の関税定率法と異なり、実質的意義の商標法の一部である。即ち、わが関税定率法が商標権侵害物品を輸入禁制品としつつも、それに対する『水際措置』を専ら税関長に委ねるのに対し、合衆国関税法 526 条の規定は、税関 (U.S. Customs) が権限を発動する要件を定めるだけでなく、差止や損害賠償を求める訴権を商標権者に与えているのである。したがって、その執行 (enforcement) は、権限の発動を税関当局に求める訴えの形式によることもあれば、輸入者を被告として輸入の差止を求める訴えの形式によることもある。また、上記規定に反して輸入された商品に関して、商品そのものの廃棄を含む差止請求及び損害賠償の対象となることについても、明文の規定がある。」玉井克哉「商標権の品質保証機能と並行輸入—アメリカ商標法を素材とする比較法考察—」パテント 58 卷 11 号 21 頁 (2005)

<sup>128</sup> 原文：19 U.S. Code § 1526 - Merchandise bearing American trade-mark

**(a) Importation prohibited** Except as provided in subsection (d)\* of this section, it shall be unlawful to import into the United States any merchandise of foreign manufacture if such merchandise, or the label, sign, print, package, wrapper, or receptacle, bears a trademark owned by a citizen of, or by a corporation or association created or organized within, the United States, and registered in the Patent and Trademark Office by a person domiciled in the United States, under the provisions of sections 81 to 109 of title 15, and if a copy of the certificate of registration of such trademark is filed with the Secretary of the Treasury, in the manner provided in section 106 of said title 15, unless written consent of the owner of such trademark is produced at the time of making entry.

※subsection (d) で例外として定められたのは、個人輸入等の並行輸入に該当しない場合である。

<sup>129</sup> 連邦議会が急いで動いた背景には政治的要素があったということはいくつかの文献において指摘されている（例えば、Hiebert, *supra* note 117, at 29.）。つまり、第一次世界大戦時にドイツ企業を中心に多くの欧州企業の財産がアメリカ政府によって没収され、アメリカ国内の企業に買収されており、終戦後また経済が復興してきたドイツ企業等はアメリカ市場を取り戻そうとしていた。さらに、関税法全体の設立過程を見ても、当時アメリカが保守主義を取っていたことが分かる。

<sup>130</sup> ところが、関税法 526 条の適用は、上記のようなケースに限定されるのか、或いはより広く海外に関連会社を有するアメリカ企業の活動に対しても適用されるかは明らかではなかった。この点について、裁判例においてもあまり問題視されていなかった理由としては、そもそも当時アメリカ企業の海外における子会社等の数はそれほど多くなかったことが挙げられている。（See Hiebert, *supra* note 117, at 29.）

### 第3項 税関局規則 133.21(c)（例外規定）及び K mart 事件

関税法 526 条の制定及び Bourjois 事件最高裁判決の後、下級審の裁判例において並行輸入を排除する判決が相次いだ<sup>131</sup>。さらに、外国製造者の国内における（アメリカ籍の）提携会社が当該外国製造者の商標を自分たちの名義で商標登録することによって、真正な商品の輸入であっても、自分たち以外の者による輸入を排除していた<sup>132</sup>。

Bourjois 事件の時点では、まだ想定されていなかった企業関係が複雑化すること等に伴って、並行輸入が除外される事例も多様化していった。

1957 年に起きた Guerlain 事件<sup>133</sup>は、そのようななか、大きな議論を呼んだ。Guerlain 社を含むアメリカの 3 社が、フランス企業の販売代理店として、アメリカの商標権を有し、フランス製香水を輸入販売していた。

本件では、アメリカ政府が原告となった。第一審においては、フランスの製造者とアメリカ国内の販売店は「一つの国際的な企業」とされ、被告たちの並行輸入を除外する行為は、シャーマン法第 2 条に該当する違法な独占行為であるされた。この判決はその後、無効とされるが、並行輸入事件における内外権利者の関係について注目が集まり、次の法改正によって影響があったとされる。

関税法 526 条が制定された同年に税関局規則も定められ、その後、数回の改正<sup>134</sup>を経て 1972 年に現在の形になった。税関局規則 133.21(c)において、並行輸入行為を禁止する関税法 526 条に対する例外規定が置かれた。つまり、133.21(c)の 1 号から 3 号まで挙げられた場面においては並行輸入が許容されるようになった。

---

<sup>131</sup> 例えば、Coty v. Le Blume Import Co., 293 Fed. 344 (2d Cir. 1923), Perry v. American Hecolite Denture Corp., 78 F.2d 556 (8th Cir. 1935), Ercona Camera Corp. v. Brownell, 246 F.2d 675 (D.C. Cir. 1957) 等。

<sup>132</sup> See Note, *Trade-Mark Infringement: The Power of an American Trade-Mark Owner to Prevent the Importation of the Authentic Product Manufactured by a Foreign Company*, 64 Yale L.J. 557 (1955)

<sup>133</sup> United States v. Guerlain, Inc., 155 F. Supp. 77 (S.D.N.Y. 1957), vacated and remanded, 358 U.S. 915, 79 S.Ct. 285, 3 L.Ed.2d 236 (1958), action dismissed, 172 F.Supp. 107 (S.D.N.Y.1959).

<sup>134</sup> まず、1931 年に関税法 526 条の内容を反映した形で、国内商標権者の同意のない国内登録商標と同一の商標が付された商品の輸入を禁止する規則が公表された。そして、1936 年に改正が行われ、内外商標の権利者が同一人であった場合は真正商品の輸入は許容されるとした。1953 年の改正では、当該保護規定が適用されるのは、外国商標が国内権利者の関連企業によって所有されている場合のみであり、そのような関連企業の存在については事前に公表されなければならないとした。1959 年に、また 1936 年の改正案に戻った。

(1)、外国登録商標および内国登録商標のいずれも同じ人により所有されている場合。  
(「共通の支配の例外」1 (“Common Control Exception”))

(2)、外国と内国の商標権者が親子会社関係または何らかの共通支配関係にある場合。  
(「共通の支配の例外」2 (“Common Control Exception”))

(3)、米国の商標権者の承諾のもとで登録商標を付された外国商品の輸入の場合 (「ライセンスの例外」 (“Authorized Use Exception”))

実際に、それまでの並行輸入事件のような代表的な事例の殆どは、上記の三つの条件に該当することになったので、商標権者にとって並行輸入を排除するのは実質難しくなった。

しかし、1980年代に入ると、ドル高の進行等の影響で、並行輸入が急増し、関税法の解釈を巡る裁判例も増加した。Hiebertによれば、「1980年代の10年間の間で公表された並行輸入事件の件数は、それまでの50年間の件数を合わせた数の二倍に達していた<sup>135</sup>」とされる。

上記の関税局規則 133.21(c)の例外規定と関税法 526 条の関係が争点になった、いくつかの事件においては第一審と第二審の判断が異なることとなり、最高裁解釈の必要性が高まっていた。

1982年の Bell & Hovell: Mamiya Co. v. Masel Supply Co., 事件<sup>136</sup>は、原告が Bourjois 事件で展開された属地主義の原則に基づいて、被告行為の差止め等を請求した事案である。

原告の BHMC 社は、マミヤ商標のアメリカ国内の商標権及び当該商標が付されたカメラの独占販売権を有していた。原告と外国拡布者との関係としては、日本のマミヤ社は、日本以外の国における販売権をオサワ社に付与しており、オサワ社は口頭での合意により、原告に本件商品のアメリカにおける独占販売権を譲渡していた。原告の株式の 93%は、日本のオサワ社の完全子会社であるオサワ USA が保有しており、残りの 3%はマミヤ社自らが保持していた。従って、内外権利者の関係は、関税局規則 133.21(c)の 2号で言う「外国と内国の商標権者が親子会社関係又は何らかの共通支配関係」にあったと言える。

それに対して、被告の Masel 社は、本件マミヤ商標が付されたカメラを外国市場で購入した上で、アメリカに輸入販売していた。

---

<sup>135</sup> Hiebert, *supra* note 117, at 85.

<sup>136</sup> Bell & Hovell: Mamiya Co. v. Masel Supply Co., 548 F. Supp. 1063 (E.D.N.Y. 1982), vacated and remanded, 719 F.2d 42 (2d Cir. 1983)

第一審の裁判所は、被告商品に保証書が付いていないこと等を理由に、出所混同の恐れを認定し、商標権侵害を認めた。

控訴審の第二巡回区控訴裁判所は、出所の混同がないか、小さい状態で、さらに共通の出所を有する被告商品が原告の商品より劣っており、原告の名声を害しているということは証明されておらず、（仮差止め請求を認めるのに必要な）回復不可能な損害があるとは認められないとした。さらに、並行輸入品に保証書が付いていないことについては、その事実についての通知書を消費者に渡すことによって簡単に解決できるとし、商標権侵害を認めず、事件を原審に差し戻した。

その後も、いくつかの事件において同様の問題が争点となる。連邦最高裁で審理され判決が出されたのは、1988年のK mart事件<sup>137</sup>である。

本件は、アメリカ商標保全連合（COPIAT）が、関税局規則 133.21(c)の1号から3号の規定が関税法 526条と矛盾するとし、それら1号～3号の規定の無効とこれからの関税局による当該規定のエンフォースメントの差止めについて宣言判決を求めて起こした訴訟から始まる。

第一審においては、関税局規則の有効性が確認されたが、控訴審は「関税法 526条 a が米国商標権者を無条件に保護することについての議会の意思は、同条制定の経緯やその後の沿革に照らして明白であり、そのような議会の意思が明白である場合には、税関による合理的解釈を容れる余地はない<sup>138</sup>」と述べ、関税局規則 133.21(c)の1号から3号の規定を無効とした。

社会的な背景としては、並行輸入の問題は当時のレーガン政権内においても議論されたが、合意には至らなかった。知的財産ワーキンググループによって提出された最終案においては、6つの改革案<sup>139</sup>が提示され、連邦議会内でも議論されるが、結局法案の提出までには至らなかった。そのようななか、最高裁の判断に注目が集まっていたのである。

---

<sup>137</sup> K Mart Corp. v. Cartier, Inc., 486 U.S. 281 (1988)

<sup>138</sup> 渋谷 達紀「商標品の並行輸入等の水際規制に関する関税局規則 133・21cにつき、その主要部分を有効、他の部分を関税法 526条 a に違反するため無効と解した事例－K Mart Corp. v. Cartier, Inc.; 47th Street Photo, Inc. v. COPIAT; United States v. COPIAT, 108 S.Ct. 1811, 6 USPQ2d. 1989 (1988)」アメリカ法 / 日米法学会 編 2号 426頁 (1990)

<sup>139</sup> ワーキンググループが提出した6つの改正案は、次の通りであった。(1) 現状維持、(2) 並行輸入業者にラベリング貼付を求める、(3) 関税法 337条を改正し、それまで適用要件として求められていた「産業への相当の損害の有無」要件を「商標権者への相当の損害の有無」に変更する、(4) 関連する国外企業からの、品質において同一の商品の並行輸入だけを許容する、(5) 商標が剥奪抹消された商品のみ並行輸入を認める（原文：allowing

本件を上告審において審理した最高裁判所は、関税局規則 133.21(c)の 1 号と 2 号の例外規定 (“Common Control Exception”) は関税法 526 条の正当な解釈であると認定し (つまり、内外の権利者が同一人、或いは何らかの経済的・支配的關係がある場合、並行輸入は認められる。)、3 号の「ライセンスの例外」 (“Authorized Use Exception”) についてはその正当性をみとめなかった<sup>140</sup>。

## 第二節 現行の制度－判例及び学説

### 第 1 項 ランハム法 (連邦商標法) (Lanham Act) 42 条および Lever Brothers 事件

アメリカ連邦商標法は、その法案を提出した議員の名前から一般的に「ランハム法」(Lanham Act) と呼ばれており、1946 年に成立した<sup>141</sup>。本法の第 42 条<sup>142</sup>によってアメリカにおいて登録されている商標を「複製または模倣」 (“copy or simulate”) した商品の輸入は禁止されている。

混同の恐れがある場合に、商標権者が並行輸入を除外する手段として使えるランハム法の規定は、上記の 42 条以外にも、32 条(1) (登録商標権の侵害)、43 条(a) (未登録商標に係る権利の侵害) 及び 43 条(b) (混同の恐れ、又は希釈化が認められる場合の登録の有無を問わない輸入の禁止) の条文にもある。以下、Lever Brothers 事件との関連で主に 42 条の内容について述べる。

上記の K mart 事件の最高裁判決が出された後、関税法 526 条に係る関税局規則 133.21(c)の 1 号と 2 号の例外規定の有効性が認定されたが、商標権者にとっては、並行輸入を除外するための

---

parallel importation only of goods whose trademarks had been removed or obliterated; )、(6) (権利者の) 同意のない並行輸入を完全に禁止する。

<sup>140</sup> つまり、内外の権利者の關係が単なるライセンス契約のような権利使用承諾の關係にある場合は、並行輸入は禁止されることとなった。

<sup>141</sup> それ以前にも、1870 年から始まって 4 回ほど連邦商標法が制定されているが、何も不十分な点が多く、十分に運用されていなかったと言われている。ランハム法とそれ以前の商標法の關係について次の文献の中で言及されている。Ethan Horwitz & Benjamin Levi, *Fifty Years of the Lanham Act: A Retrospective of Section 43(a)*, 7 *Fordham Intell. Prop. Media & Ent. L.J.* 59-72 (1996)

<sup>142</sup> 原文 : § 42 (15 U.S.C. § 1124). Importation of goods bearing infringing marks or names forbidden

Except as provided in subsection (d) of section 526 of the Tariff Act of 1930, no article of imported merchandise which shall copy or simulate the name of any domestic manufacture, or manufacturer, or trader, or of any manufacturer or trader located in any foreign country which, by treaty, convention, or law affords similar privileges to citizens of the United States, or which shall copy or simulate a trademark registered in accordance with the provisions of this chapter or shall bear a name or mark calculated to induce the public to believe that the article is manufactured in the United States, or that it is manufactured in any foreign country or locality other than the country or locality in which it is in fact manufactured, shall be admitted to entry at any customhouse of the United States;...



ランハム法 42 条を使うという選択肢もあった。しかし、関税局規則 133.21(c)とランハム法 42 条の関係がまだ明確ではないという事情があった。

そのような中、1989 年に D.C.巡回区控訴裁判所によって出された Lever Brothers 事件<sup>143</sup>判決がその後の並行輸入関連の訴訟において大きな影響を与えたといえる。

原告は、米国の Lever Brothers 社（以下、「Lever US 社」という。）で、イギリスの Lever Brothers Limited 社（以下、「Lever UK 社」という。）の関連会社であった。Lever US 社と Lever UK 社はそれぞれの国で、商標「Shield」が付された脱臭剤入りの石鹼と商標「Sunlight」が付された食器洗剤を製造し、商標もそれぞれの国において商標登録されていた。

当時、米国とイギリスで製造される石鹼と食器洗剤の品質において次のような差異が存在していた。具体的には、Lever US 社製の石鹼は、泡が出やすく、匂いも異なっており、着色剤についてはアメリカ食品医薬品局（FDA）の認定を受けていた。また、脱臭効果を高める静菌作用を有していた。それに対して、Lever UK 社製の石鹼は、泡が少なく、イギリスで一般的である硬水に適しており、Lever US 社製のものは軟水に適していた。また、両者が製造する石鹼と食器洗剤のパッケージにおいても差異があった。

本件は、上記の Lever UK 社製の石鹼及び食器洗剤の米国への輸入を禁止するよう原告が税関に求め、税関がそれを拒否したことで、原告が差止め等を請求し、税関を相手に訴訟を起こした事案である。

税関は、本件は税関局規則 133.21(c)の 2 号の「共通の支配の例外」に該当するとし、並行輸入を許可していた。一方で、原告は、並行輸入によって本件商品の出所について消費者の混同が起きており、税関局規則 133.21(c)の 2 号は、関税法 526 条(a)およびランハム法 42 条と矛盾していると主張した。

第一審は、税関の立場を支持し、商標権侵害を否定したが、第 2 巡回区控訴裁判所は、両商品が「物理的および実質的に異なる」（“materially and physically different”）ことから、ランハム法 42 条が定める需要者の混同（confusion）が生じるという理由で、差止めを認めた。控訴審は、

---

<sup>143</sup> Lever Bros. Co. v. U.S., 877 F.2d 101 (D.C. Cir.), cert. denied, 481 U.S. 1069 (1989).

その判断において、いわゆる Chevron 法理を適用しながら、税関局規則 133.21(c)の 2 号を無効とした。

つまり、本件の控訴審裁判所は、並行輸入品が国内商標権者の商品と「物理的および実質的に異なる」場合は、税関局規則 133.21(c)(1)及び(2)の「共通の支配」の例外規定は適用されず、ランハム法 42 条によって並行輸入は除外されるべきとした。これがその後いわゆる「Lever Rule」と呼ばれるようになった考え方である。以来、このルールが適用されるようになる。

とはいうものの、第 2 巡回区控訴裁判所がランハム法 42 条に基づいて、税関局規則 133.21(c)の 2 号を無効としたのは、当時の巡回区控訴裁判所の中で初のことであり、他の巡回区裁判所においては同様な事例で商標権侵害が否定されるケースも存在していた。また、学説においても上記の「K mart 事件における最高裁判決によって、Lever（事件判決は）却下されるべきである<sup>144</sup>。」という主張もあったが、最高裁は本件の上訴の受理を否定している。

しかし、Lever Brothers 事件控訴審判決が出された後の一連の事件において、品質に関する実質的な差異があると認められた事案では、商標権侵害が肯定された。また、税関も上記判決に合わせて当該税関局規則を改正したことを考えると、同判決において示された判断が判例として定着したと言える。

実際に、物理的および実質的な差異として認められるものは事案によって異なっており、結論は様々であった。実質的な差異が拡大解釈された事例としては、保証書が異なっていた事例<sup>145</sup>、キャベツパッチ人形にスペイン語の出生証明書と養子縁組手続き書類が添付されていた事例<sup>146</sup>、石鹸の成分が異なっていた事例<sup>147</sup>、Tic Tac のサイズとカロリー計算が異なっていた事例<sup>148</sup>、チ

---

<sup>144</sup> C. Dustin Tillman, *Lever Brothers Corp. v. United States: An Expansion of Trademark Protection beyond the Limits of K Mart Corp. v. Cartier, Inc.*, 18 N.C. J. Int'l L. & Com. Reg. 685, 723 (1992).

<sup>145</sup> *Societe des Produits Nestle*, 982 F.2d at 639 n.7.

<sup>146</sup> *Original Appalachian Artworks, Inc.*, 816 F.2d at 73

<sup>147</sup> *Lever Bros. Co.*, 877 F.2d at 103, 108; *Dial Corp. v. Encina Corp.*, 643 F. Supp. 951, 952 (S.D. Fla. 1986).

<sup>148</sup> *Ferrero U.S.A., Inc. v. Ozak Trading, Inc.*, 753 F. Supp. 1240, 1243, 1247 (D.N.J.), *aff'd in part, rev'd in part*, 935 F.2d 1281 (3rd Cir. 1991) (reversing only on the issue of attorney fees).

ヨコレートの形が異なっていた事例<sup>149</sup>、品質管理における差異があった事例<sup>150</sup>、パッケージやラベルに差異があった事例<sup>151</sup>、広告参加とマーケティング方法が異なっていた事例<sup>152</sup>がある<sup>153</sup>。

## 第2項 関税局規則の改正—“Lever Rule”規定の制定およびラベリング制度の導入—

税関局の実務を Lever Brothers 事件判決に適合させるように 1999 年に税関局規則が改正された。当該規則によれば、新しい Lever-rule 保護を受けるためには、商標権者は税関に、物理的および実質的な差異があることを届け出なければならない。そして、物理的および実質的な差異としては、以下が列挙されている。

- (1) (化学的成分を含む) 成分の差異、
- (2) 製品の構造等の差異、
- (3) 作用、機能等の差異、
- (4) 法的な要件、証明手続き等の結果生じる差異、
- (5) その他の消費者の混同を生じさせる恐れがある明白な要素等である。

1999 年改正の重要な点は、アメリカ並行輸入制度の特徴とも言える「ラベリング制度」(Labeling) の導入である<sup>154</sup>。これにより、たとえ「物理的および実質的な差異」が認められて

「この商品は米国の権利者によって輸入の許諾がなされたものではないし、  
許諾された商品とは物理的および実質的に差異がある」  
(原文: “This product is not a product authorized by the United States trademark owner for  
importation and is physically and materially different from the authorized product”)

<sup>149</sup> Societe des Produits Nestle, 982 F.2d at 643

<sup>150</sup> Iberia Foods Corp. v. Romeo, 150 F.3d 298, 302 (3d Cir. 1998) (gray market goods); Davidoff & Cie, S.A. v. PLD Int'l Corp., 263 F.3d 1297, 1302 n.5 (11th Cir. 2001) (non-imported goods); Warner-Lambert Co. v. Northside Dev. Corp., 86 F.3d 3, 5 (2d Cir. 1996) (nonimported goods); Shell Oil Co. v. Commercial Petroleum, Inc., 928 F.2d 104, 106 (4th Cir. 1991) (nonimported goods); El Greco Leather Prods. Co. v. Shoe World, Inc., 806 F.2d 392, 394 (2d Cir. 1986) (gray market goods); Adolph Coors Co. v. A. Genderson & Sons, Inc., 486 F. Supp. 131, 133 (D. Colo. 1980) (nonimported goods).

<sup>151</sup> Zino Davidoff SA v. CVS Corp., 571 F.3d 238, 243, 246 (2d Cir. 2009) (removal of UPC codes from product packaging of gray market goods); Shell Oil, 928 F.2d at 106; Davidoff & Cie, 263 F.3d at 1299; John Paul Mitchell Sys. v. Pete-N-Larry's, Inc., 862 F. Supp. 1020, 1027 (W.D.N.Y. 1994); PepsiCo, Inc. v. Nostalgia Prods. Corp., No. 90 C 7024, 1990 U.S. Dist. LEXIS 18990, at \*4 (N.D. Ill. Dec. 20, 1990); El Greco, 806 F.2d at 394; Adolph Coors, 486 F. Supp. at 133.

<sup>152</sup> Nostalgia Prods., 1990 U.S. Dist. LEXIS 18990, at \*4; PepsiCo, Inc. v. Giraud, No. 87-01887(JP), 1988 U.S. Dist. LEXIS 12864, at \*7-8 (D.P.R. Mar. 14, 1988).

<sup>153</sup> Mary LaFrance, *Wag the Dog: Using Incidental Intellectual Property Rights to Block Parallel Imports*, 20 Mich. Telecomm. & Tech. L. Rev. 45, 53 (2013)

<sup>154</sup> 米国ラベリング制度について、特にその導入の背景や問題点を論じたものとして、渡辺智子「Lever 判決を利用した合衆国のラベリング制度導入」*パテント* 67 巻 2 号 61-65 頁 (2014) がある。

も、適切なラベルが商品に添付されていれば輸入が許可されることになった。そのラベルには以下のような文書が表示されなければならないとされた<sup>155</sup>。

加えて、ラベルは「商品、小売りの容器、または包装の最も目立つ場所にある商標付近」に、「合衆国市場で当該商品が最初に販売される時点で剥がれないように添付」されていなければならない。

しかし、上記のような適切なラベルが貼付され、税関の検査を通ったとしても、商標権者による、ランサム法に基づいた商標権侵害の訴えを免れるとは言い切れない。実際に、ラベルが貼付されていても、混同の恐れが認定され、商標権侵害が肯定された事案は多い。したがって、裁判において判断されるのは混同の恐れの有無である。

---

<sup>155</sup> 19 CFR 133.23 - Restrictions on importation of gray market articles.

...(b)**Labeling of physically and materially different goods.** Goods determined by the Customs Service to be physically and materially different under the procedures of this part, bearing a genuine mark applied under the authority of the U.S. owner, a parent or subsidiary of the U.S. owner, or a party otherwise subject to common ownership or control with the U.S. owner (see §§ 133.2(d) and 133.12(d) of this part), shall not be detained under the provisions of paragraph (c) of this section where the merchandise or its packaging bears a conspicuous and legible label designed to remain on the product until the first point of sale to a retail consumer in the United States stating that: "This product is not a product authorized by the United States trademark owner for importation and is physically and materially different from the authorized product." The label must be in close proximity to the trademark as it appears in its most prominent location on the article itself or the retail package or container. Other information designed to dispel consumer confusion may also be added.

## 第五章 欧州連合における商標権に係る真正商品の並行輸入及び物品の自由な移動原則

欧州連合（以下、「EU」という。）における商標権等に係る並行輸入の問題は、欧州経済共同体設立当初からの目的である「単一市場<sup>156</sup>」（Single Market, Internal Market）の創設と密接に関係しており、物品の自由な移動の確保という観点から論じられてきた。それ故に、EUにおける並行輸入の問題を取り扱う際に、特許権や商標権、著作権等の場合に分けて考察する意義はさほど大きくない。本稿においては、主に商標権に係る真正商品の並行輸入の問題に絞って論じることとする。

商標はほとんどすべての商品類に対して使用可能である。容器に入っている状態ならば、代替物にさえ用いられる。それ故、単一市場における知的財産権と物品の自由移動の間で最初にしかも広範囲で起き得る衝突は商標に係るものが多い<sup>157</sup>。

1957年に、欧州経済共同体設立条約<sup>158</sup>（the Treaty establishing the European Economic Community, TEEC or the EEC Treaty）（通称「ローマ条約」とも呼ばれる。）がフランス、ドイツ、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクの6カ国によって署名され、欧州経済共同体<sup>159</sup>（the European Economic Community, the EEC）が初めて誕生した。当時、加盟国の間で統合した市場を作るため、物品・人・サービス・資本の自由移動の実現が課題として挙げられた。欧州経済共同体設立条約（以下、「EEC条約」という。）の第2条において、「共同市場」（Common Market）を作ることが欧州経済共同体（以下、「EEC」という。）が有する課題の一つとして定められた。そして、同条約3(c)条において、物品・人・サービス・資本の自由な移動（いわゆる「4つの自由」原則）を妨げるような障壁の撤廃がEECの、条約の目的に沿った活動の一つとして挙げられた。その中で、並行輸入と直接的に関係するのは物品の自由移動である。しかし、

---

<sup>156</sup> 「それは、かつて共同市場（Common Market）と呼ばれ、現在では域内市場（Internal Market）と称されている。」 庄司克宏『新EU法政策編』1頁（岩波書店、2014年）

<sup>157</sup> Thomas E. Hays, *Parallel Importation under European Union Law* 266 (2014)

<sup>158</sup> 「欧州経済共同体を設立する条約」（the Treaty Establishing the European Economic Community, TEEC）は、その後いくつかの改正を経て、1992年のマーストリヒト条約によって「欧州共同体設立条約」（the Treaty Establishing the European Community, TEC）へと改称され、さらに、2009年のリスボン条約では「欧州連合の運営に関する条約」（the Treaty on Functioning of the Union, TFEU）となった。

<sup>159</sup> 1992年の「欧州連合条約」（the Treaty on European Union, TEU）、いわゆるマーストリヒト条約によって、欧州経済共同体（EEC）から欧州共同体（the European Community, EC）に改称された。その後、2007年のリスボン条約によって、欧州連合（EU）の中に吸収された。

知的財産権の保護を行うことは、同時に物品の自由移動の妨げの一つとなることは明白であった。そこで、知的財産権の保護と域内における物品の自由移動の確保との間で適切なバランスを図るため、欧州司法裁判所<sup>160</sup>（以下「CJEU」という。）によって発展した理論が、域内消尽論（Regional Exhaustion）である。

EU 法は、条約からなる基本法（一次法）と規則及び指令等を含む派生法（二次法）、さらに CJEU の判決によって蓄積されてきた判例から成り立っている。EU 商標指令と商標規則が制定されたのはそれぞれ 1989 年と 1994 年であり、1989 年以前の商標権に係る並行輸入について問題となった事例に対しては、一次法である条約の規定が適用されていた。

1989 年の商標指令の制定によって加盟国の制度が調和されていくが、商標権の消尽に関する規定はそれまでの CJEU の判例を条文化しただけという面もあり、欧州における現行の域内消尽論及び並行輸入に関する制度を十分に理解するためには並行輸入の事件について CJEU の判決が出され始めた 1960 年代に遡って考察する必要がある。

本稿では、まず EU 基本法である条約における物品の自由な移動に関する規定の内容を整理しながら、それが CJEU によって商標権に係る並行輸入の事件においてどのように解釈適用されてきたのかを確認したうえで、現行の商標指令及び商標規則の消尽について定めた規定の内容を整理しながら、CJEU の判例がどのように変わってきたのかを概観する。

## 第一節 EU 基本法（条約）と並行輸入

物品・人・サービス・資本の四つの自由移動の原則から本稿のテーマに直接関係するのは「物品の自由な移動」であり、それを直接的に保証するために、EEC 条約 30 条<sup>161</sup>（現行の TFEU 条約 34 条）は次のように規定している。

---

<sup>160</sup> 1952 年に欧州石炭鉄鋼共同体司法裁判所として創立された。そして、1958 年に欧州共同體裁判所（European Court of Justice, ECJ）に改名された。さらに、2009 年に発効したリスボン条約によって現在の正式名称「欧州連合司法裁判所」（Court of Justice of the European Union, CJEU）となった。

<sup>161</sup> 条約の条文名の表記については混同を防ぐため、基本的に当時の条文名に統一させることにした。なお、現行の制度について記述する箇所では現行の条文名をそのまま使用する。

EEC 条約 30 条 輸入に対する数量制限およびこれと同等の効果を有するすべての措置<sup>162</sup>は、加盟国の間で禁止される。（原文：*Quantitative restrictions on imports and all measures having equivalent effect, shall be prohibited between Member States.*）。

一方で、EEC 条約 222 条（現行の TFEU 条約 345 条）において、加盟国における既存の所有権制度を何ら損なわないといった規定が定められた。

EEC 条約 222 条（現行の TFEU 条約 345 条）本条約は、加盟国における既存の所有権制度を何ら損なうものではない。（原文：*This Treaty shall in no way prejudice the system existing in Member States in respect of property.*）

さらに、上記の 30 条に関する除外規定が 36 条（現行の TFEU 条約 36 条）に定められている。つまり、30 条で掲げる「数量制限及びこれと同等の効果を有する」措置であっても、36 条によって適用除外を受ける可能性があるということである。その適用除外の事由の一つとして、36 条 1 文には「産業的及び商業的財産権<sup>163</sup>の保護」が規定されている<sup>164</sup>。

また、36 条 2 文には、同条 1 文の適用除外事由として正当化される輸入、輸出または通過に対する禁止または制限は「加盟国間の貿易における恣意的な差別の手段又は隠蔽された制限となってはならない」と定められた。

そこで、物品の自由な移動の原則と（各加盟国の国内法によって定められている）知的財産権の保護とのバランスをどのように取るのかについて、CJEU に解釈が求められた。

---

<sup>162</sup> 「司法裁判所は、まず、Dassonville 事件（1974 年）において、『同等の効果を有する措置』の定義を示した。『加盟国により制定され、EU 域内貿易を直接又は間接的に、現実に又は潜在的に妨げる可能性のあるすべての商取引規制は、数量制限と同等の効果を有する措置とみなされる。』この定義は、事件名にちなんで『ダッソソヴィル基準』（the Dassonville formula）と呼ばれる。」庄司・前掲注（156）47 頁

<sup>163</sup> 本条で言う「産業的及び商業的財産権」の中に商標権や特許権等が含まれることについて異論はないが、著作権も含まれるかについては議論がある。しかし、Membran v GEMA2 事件（Joined Cases 55&57/80, Musik-Vertrieb Membran GmbH and K-tel International v. GEMA, 1981 E.C.R. 147）判決において、著作権も（特に商業的に利用された場合に）含まれると述べられている。

<sup>164</sup> 「第 222 条と第 30 条前段との関係については、一般的には前者が権利の存在にかかわる規定で、後者が権利の行使に関する規定とされる。」鞠子公男「EU における並行輸入と商標（上）」国際商事法務 32 巻 4 号（2004 年）430-436、430 頁

しかし、並行輸入行為と判断されるような事件において、上記の EEC 条約 30 条の規定が適用されるようになったのは、1970 年代の初期である<sup>165</sup>。それまでは、EEC 条約 85 条（現行の TFEU 条約 101 条）と 86 条（現行の TFEU 条約 102 条）に定められている競争に関する規定が適用されていた。

## 第 1 項 競争に関する規定と並行輸入

並行輸入に関する初めての事例は、1966 年に CJEU の判決が下された Grundig-Consten 事件<sup>166</sup>である。

Grundig 社はドイツにおいてテレビ等の電気機器を製造販売しており、フランスの Consten 社はその Grundig 社製品のフランスにおける独占販売代理店になっていた。さらに、Consten 社は Grundig 社の商標 GINT についてフランスにおいて商標権も保有していた。ところが、第三者の販売業者がドイツで Grundig 社のテレビ等の製品を購入し、その販売契約に輸出禁止の条項があったにもかかわらず、フランスに輸出販売していた。

Consten 社は自社の商標権が侵害されているとして販売業者を訴え、第一審においてその主張が認められた。本件は、欧州委員会が Grundig 社と Consten 社の行為は EEC 条約 85 条に定められている競争を阻害する行為であると主張し、CJEU の判断が求められた事例である。

Grundig 社と Consten 社は、欧州委員会が EEC 条約 222 条に規定されている所有権保証のルールを考慮していないと反論し、さらに欧州委員会の判断が同条約の 234 条の規定<sup>167</sup>にも反すると主張した。CJEU は、国内商標権の域内市場を分断するような使用が行われた場合、EEC 条約 222 条は同条約 85 条(1)の適用を妨げないと述べ<sup>168</sup>、Grundig 社が Consten 社に対して、自分の商標をフランスで登録することを許諾した契約は EEC 条約 85 条 1 項に反するとした。さらに、

---

<sup>165</sup> EEC 条約 30 条が 1970 年代の初期まで適用されなかったのは、その規定が 1969 年 12 月まで有効ではなかったことによって説明されよう。See WIPO Secretariat, *Interface between exhaustion of intellectual property rights and competition law* 18 (2011)

<sup>166</sup> Joined Cases 56&58/64, *Établissements Consten, SA and Grundig GmbH v. Commission*, 1966 E.C.R. 299

<sup>167</sup> EEC 条約 234 条には、同条約は同条約が発効する前に締結された条約（例えば、商標権を含む産業財産権に係るものとして 1883 年のパリ条約）によって生じる権利や義務に影響を与えるものではないと定められている。

<sup>168</sup> Hays, *supra* note 157, at 19.



234 条の適用可能性について言及し、同条の規定は共同体と加盟国間の関係範囲についてのみ適用できると述べた<sup>169</sup>。

CJEU は本件における判断を根拠づけるために、知的財産権に関して国内法により承認されている権利の「存在」は EU 基本条約により影響を受けないが、そのような権利の「行使」は基本条約により影響を受けることがあるとした<sup>170</sup>。CJEU が本件で展開したこの理論構成は、いわゆる Existence（存在）and Exercise（行使）doctrine<sup>171</sup>と呼ばれるものであり、その後のいくつかの事件においても採用されている<sup>172</sup>

## 第 2 項 物品の自由移動に関する規定と並行輸入

1970 年代前半までの並行輸入関連の事件においては、EEC 条約の競争に関する規定（85 条と 86 条）が適用されていたが、その適用範囲は限られていた。具体的には、EEC 条約 85 条はライセンスおよび独占販売代理店に対して、ブランド内競争の排除を目的とした絶対的地域保護を与えるような契約条項によって、並行輸入が禁止される事案についてのみ適用できるものであった。言い換えれば、85 条が適用できるのは商標ライセンス契約や独占販売代理店契約に基づいて並行輸入を排除しようとする事件のみであった<sup>173</sup>。さらに、86 条についても、商標権者が自分の商標権を使って並行輸入を排除しようとする行為は、共同市場における商標権者の優越的地位の濫用に該当すると解するのには無理があった。そこで、CJEU は並行輸入関連の事件において、物品の自由な移動に関する規定である EEC 条約 30 条と 36 条を適用する方向に変わっていった。しかし、EEC 条約 30 条と 36 条の規定は「加盟国間」における行為に限定されていることから、非加盟国からの並行輸入に関する事案においては適用できないという事情があった。

---

<sup>169</sup> Joined Cases 56&58/64, *Établissements Consten, SA and Grundig GmbH v. Commission*, 1966 E.C.R. 299, at 317

<sup>170</sup> 具体的には本件のように、独占販売代理店契約や商標の専用使用権の移転を伴う行為が例として挙げられている。

<sup>171</sup> このドクトリン以外にも条約の規定を適用するに当たって Specific Object（固有の目的）of Rights や Specific Subject-Matter（固有の内容）of Rights、Essential Functions of Trademarks（商標の本質的機能）、the Common Origin Doctrine 等のドクトリンが展開されていった。

<sup>172</sup> 例えば、Case 15/74 *Centrafarm v. Sterling Drug*, 1974 E.C.R.

<sup>173</sup> Lazaros G. Grigoriadis, *Trade Marks and Free Trade: A Global Analysis* 140 (2014)

それ故に、CJEU は非加盟国からの並行輸入行為に関する事案については、以前通り 85 条と 86 条を適用し続けた。

1971 年の Deutsche Grammophon 事件<sup>174</sup>で初めて EEC 条約の物品の自由な移動に係る 30 条の規定が適用された。本事件においては、ドイツの Deutsche Grammophon 社が自己のフランスにある子会社によって販売されたレコードのドイツにおける再販売を止めようとした。CJEU は域内消尽論を展開し、権利者が加盟国において自己の商品の販売を一回許可した場合、その後、他の加盟国への輸入行為を除外することはできないとした。

商標権に係る並行輸入が問題となり、物品の自由な移動に関するルールが初めて適用されたのは、1974 年の Centrafarm BV v Winthrop BV 事件 (case 16/74) である。

本件では、アメリカの Sterling Drug 社がイギリスとオランダに子会社を持っており、商標 Negram を付した医薬品を製造する特許ライセンスをそれぞれの国にある子会社に与えていた。第三者の Centrafarm 社がイギリスで商標 Negram が付された医薬品を購入し、オランダに輸入したところ、オランダにある子会社 Winthrop BV 社は商標権侵害で訴えを起こした。

CJEU は、まず EEC 条約の物品の自由な移動に関する規定、特に 30 条によって輸入に対する数量制限及びこれと同等の効果を有するすべての措置は、加盟国の間で禁止されるが、36 条の規定によって産業的及び商業的財産権の保護を理由とした制限及び禁止行為は、そのような規定の中に含まれないとした。しかし、36 条 2 文<sup>175</sup>の内容から明らかなように、条約は加盟国の法律によって認められた産業的及び商業的財産権の存在に影響を与えないが、それらの行使が場合によっては条約の禁止条項によって影響を受ける可能性はあると述べた<sup>176</sup>。

さらに、36 条によって財産権の固有の内容 (Specific Subject-Matter) を構成する権利の保護を理由に、物品の自由な移動 (の原則) からの例外は認められるとしたうえで、商標の場合の産業財産権の固有の内容は、その商標権者が商品を最初に流通に置くに当たって、その商標を排他的に使用することの保証であると述べた<sup>177</sup>。

---

<sup>174</sup> Case 78/70, Deutsche Grammophon v. Metro SB, 1971 E.C.R. 487

<sup>175</sup> 36 条 2 文には次のような但し書きの規定がある。「ただし、かかる禁止又は制限は加盟国間の貿易における恣意的な差別の手段又は隠蔽された制限となってはならない。」

<sup>176</sup> 上述した Existence (存在) and Exercise (行使) doctrine である。

<sup>177</sup> 所謂 Specific Subject-Matter of Rights と呼ばれるドクトリンである。

最終的に、商標権者による市場を分断するような商標権の行使は EEC 条約の物品の自由な移動（の原則）に反するとした。この CJEU の理論構成は、その後の商標指令及び商標規則において権利の消尽の規定として条文化された。

## 第二節 EU 二次法（商標規則、商標指令）と並行輸入

加盟国の商標制度を調和させ、共通の制度を作る作業が欧州経済共同体（EEC）設立当時から始まっていた。それから複数の協議が行われ、1976 年に欧州経済共同体（EEC）商標の創設に関する覚書の作成に至った。その後、覚書に基づいた作業が進められ、漸く 1989 年に商標指令（TMD）が、1994 年に商標規則が（CTMR、2016 年改正によって EUTMR に改名された）それぞれ発効した。

商標指令の 7 条<sup>178</sup>1 項（現行の商標指令 15 条 1 項）に「商標により付与された権利の消尽」が定められ、同条 2 項（現行の商標指令 15 条 2 項）に除外規定が置かれた。

*商標指令第 7 条 商標は所有者により又は所有者の同意により同商標に基づき共同体で市場に供給された物品に関し、所有者がその使用を禁じる権利を付与するものではない。*

*（原文： 1. The trademark shall not entitle the proprietor to prohibit its use in relation to goods which have been put on the market in the Community under that trade mark by the proprietor or with his consent.）*

*2（現行の商標指令 15 条 2 項）1 項には、商標権者が商品の再販売に異議をとる正当な事由が存在する場合、特に商品が市場に置かれた後にその状態が変化し、または損なわれた場合には、適用されない（原文： Paragraph 1 shall not apply where there exist legitimate reasons for the proprietor to oppose further commercialization of the goods, especially where condition of the goods is changed or impaired after they have been put on the market.）*

商標指令が制定されてから、並行輸入に関して、特に、7 条 1 項の消尽の地理的範囲および所有者の同意、7 条 2 項の「正当な事由」に該当する場合等の解釈をめぐる事件が多く発生した。

---

<sup>178</sup> 2016 年の法改正によって条文の番号が変わったが、内容は以前の「共同体（Community）」が「連合（Union）」に変更されただけで大きな変更はない。

1994年に発効した商標規則の13条（現行の商標規則15条）にも消尽の規定が同じように設けられた。指令と規則の消尽に関する規定の相違点はその地理的範囲のみである。

域内消尽論の原則は1989年の商標指令において初めて条文化されたが、しかし、それまでに蓄積されてきたCJEUの判例の内容を反映しただけであり、概念としては既に存在していたと言える。従って、商標指令と規則の消尽に関する規定の趣旨を十分に理解するためにはそれまでのCJEUの判例を考察する必要がある。

市場に供給された物品に関して商標権が消尽したと認められるためには次の二つの要件を満たす必要がある。まず、その物品が流通に置かれたのはEEA<sup>179</sup>（欧州経済領域）内でないといけない。そして、商標権者または商標権者の同意によって流通に置かれたものでなければならない。

### 第一項 消尽の地理的範囲

商標指令が制定されるまでの間、商標権の消尽およびその地理的範囲については、条約に明確な規定が存在しなかった。そのため、域内消尽論が正式に採用されるまでは、各加盟国が独自のアプローチをとっていた。例えば、イギリスとドイツにおいては国際消尽論が採用されており、イタリアやフランスでは国内消尽論が採用されていた<sup>180</sup>。

しかし、上述したように、並行輸入と消尽に関してCJEUによって欧州内における物品の自由な移動を確保するという観点から判例が作られてきた。そして、商標指令と規則の制定によって、消尽に関する加盟国の法律が調和されることになった。つまり、規則15条に定められているように商標権が消尽するのはEEA（欧州経済領域）の範囲内である<sup>181</sup>。

しかし、指令の条文から、域内消尽原則は単にミニマムスタンダードとして定められたものであって、加盟国が独自により広い範囲のルール（例えば、国際消尽）を自由に作れるのか、あるいは域内消尽がすべてのEEA内取引において一般的基準として適用されるのかといった点

---

<sup>179</sup> 欧州連合(EU)とEFTA（欧州自由貿易）加盟国のノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの間で設立された共同市場である。

<sup>180</sup> Irene Calboli, *The Relationship between Trademark Exhaustion and Free Movement of Goods: A Review of Selected Jurisdictions and Regional Organizations*, in *The Cambridge Handbook of International and Comparative Trademark Law* 589, 593 (Irene Calboli & Jane C. Ginsburg eds., 2020)

<sup>181</sup> 商標指令15条の消尽の範囲についてもEEA協定の規定に基づいてEEA領域内とされている。

は、明白ではなかった<sup>182</sup>。EU 諸国の中には、イギリスやドイツのように、指令の規定はミニマムスタンダードであって、以前の制度を維持できると主張する国もあった<sup>183</sup>。

そこで、CJEU は Silhouette 事件 (Silhouette International Schmied GmbH & Co. KG v. Hartlauer Handelsgesellschaft mbH, Case 355/96) において、商標指令 7 条 1 項の消尽の地理的範囲について決定的な解釈判断を下した。

本事件では、ファッション眼鏡やサングラスを製造する原告であるオーストリア企業が、ブルガリアまたは旧ソビエト連邦でのみ販売するという条件で流行遅れになった眼鏡をブルガリア企業に販売したところ、主に低価格の眼鏡を販売する被告のあるオーストリア企業がこの商品をブルガリア企業から購入し、オーストリアで販売しようとしたので、原告がオーストリア商標保護法、不正競争防止法及び民法に基づく販売の差止めを求めた。

CJEU は、国際消尽について定める国内のルールは商標指令によって排除されるとした。これによって域内消尽原則が確認されたことになる。

## 第二項 商標権者の同意

7 条 1 項に関して議論の対象となったのは「同意」の解釈である。Silhouette 事件と同時期に起こった Zino Davidoff 事件や Levi Strauss 事件<sup>184</sup>は、英国最高法院から CJEU に付託された事件である。これらの事例では、黙示の同意の可否、および、立証責任の負担者が主な争点となった。

CJEU は、黙示の同意の可否については、7 条 1 項でいう「同意」は「明白に示された」(“unequivocally demonstrated”) もでなければならないとした<sup>185</sup>。さらに、同意があったことの立証責任は、その同意の存在を主張する並行輸入業者側にあり、商標権者が同意の欠如を証明する必要はないとした。

さらに、契約条項によって再販売等に制限が設けられていた場合であっても、それが商標指令および商標規則によって定められた消尽を妨げるものではないとしている<sup>186</sup>。

---

<sup>182</sup> Irene Calboli, *Trademark Exhaustion in the European Union: Community-wide or International? The Saga Continues*, 6 Marq. Intellectual Property L. Rev. 47, 50 (2002)

<sup>183</sup> Calboli, *supra* note 180, at 593.

<sup>184</sup> Joined Cases C-414/99 to C-416/99, *Zino Davidoff SA v. A & G Imports Ltd and Levi Strauss & Co. And Others v. Tesco Stores Ltd and Others*, 2001 E.C.R. I-8691

<sup>185</sup> 商品が流通に置かれた時の状況から同意があったことが明確な場合は黙示の同意でも足りるとされている。

<sup>186</sup> Annette Kur & Martin Senftleben, *European Trademark Law: A Commentary* 454 (2017)

### 第三項 消尽を除外できる「正当な事由」

7条2項（現行の15条2項）において、1項の消尽が認められないケースとして、市場に置かれた商品の状態が変化された（“changed”）場合、若しくはその状態が損なわれた（“impaired”）場合が挙げられている。

一方で、商標権者の市場差別化戦略等が原因でオリジナルの商品と品質が実質的に異なる場合であっても、並行輸入を認める「相互承認」原則が CJEU によって発展した<sup>187</sup>。それ以外の「正当な事由」が具体的に列挙されていないが、CJEU の判決によって以下のような場合にも「正当な理由」に該当し得るとされた。

- 商品が再包装された場合
- 商品に付された商標が別の商標に取り替えられた場合
- 著名商標の名声が損なわれると認められる場合等

商標権者が市場を分断し並行輸入行為を排除するために、同じ商品でも国ごとに異なる商標を使用したり、あるいは商品の包装自体を変えたりすることがある。また、国ごとに商品の包装等に関する規定がある場合にも、それに合わせる必要性が生じる。そのような場合、並行輸入業者は輸入した商品を販売するために、販売対象国の基準に合わせようとする<sup>188</sup>。そこで relabeling や repackaging、rebranding といった問題が発生する。商標権者がこのような行為を理由に消尽の不成立を主張し、並行輸入行為を阻止しようとする動きは商標指令が制定される以前から存在していた。

Hoffman-La Roche v. Centrafarm 事件<sup>189</sup>では、並行輸入品が再包装された場合に、商標権の消尽を認めるために必要な条件が初めて提示された。

ホフマン・ラ・ロシュ社は、商標 Valium を付した医薬品をドイツで 20 または 50 錠入りのパッケージで個人向けに、また、100 または 250 錠入りの 5 個のパッケージをセットで病院向けに、

---

<sup>187</sup> Shubha Ghosh & Irene Calboli, *Exhausting Intellectual Property Rights: A Comparative Law and Policy Analysis* 71 (2018)

<sup>188</sup> 特に医薬品の場合その商品の包装等に関する規制や基準が国ごとに異なる場合が多く、再包装に関する並行輸入事件のほとんどは医薬品関連のものである。そして、医薬品は加盟国の規制等の影響もあって、国ごとに異なる価格が設定されて場合が多く、他の商品よりも並行輸入の対象にされやすいというものも特筆しておくべきである。

<sup>189</sup> Case 102/77 Hoffman-La Roche & Co. AG v Centrafarm Vertriebsgesellschaft Pharmazeutischer Erzeugnisse mbH., 1978 E.C.R. 1139

それぞれ販売していた。同社のイギリスの子会社は、イギリスにおいて、100 または 500 錠入りのパッケージで同商品を相当な廉価で販売していた。並行輸入業者であるセントラファームは、この医薬品をイギリスで購入して 1000 錠入りの新しいパッケージに入れ、Hoffman-La Roche の商標とともに、セントラファームが販売している商品であるとの注意書きを付けて販売を開始した。ロシュ社は、これを商標権侵害として提訴し、フライブルク地方裁判所は侵害ありとみて、CJEU に意見を求めた。

CJEU は当時まだ商標指令が制定される前だったので、物品の自由な移動の原則に基づいて EEC 条約 30 条と 36 条の規定を適用しながら、次の四つの条件を満たしていない場合に限り、商標権者は再包装された商品の輸入を禁止できると判示した。

- 商標権者による商標権の行使が、加盟国間の市場の人為的な分断をもたらすものであることが立証されること。
- 再包装がその製品の現状について悪影響を与え得ないことが立証されること。
- 商標権者が再包装された製品が販売される前に事前通知を受け取ること。
- 新しいパッケージに、誰が再包装したかを表示すること。

すなわち、ホフマン・ラ・ロシュ判決の上記四つの条件を満たしていない場合に限り、商標権者は輸入者が再包装し、商標を付け直した医薬品の販売に対し、異議を述べることができる<sup>190</sup>。

その後の Bristol-Meyers-Squibb v Paranova 事件<sup>191</sup>の判決においては、上記の四つの条件が商標規則及び商標指令下でも適用できるとされた。特筆すべきは、本判決においては CJEU が五つ目の条件を追加した点である。それは、再包装された商品の提示によって、その商標と商標権者の名声が害されてはいけないという条件である。ただし、これらの条件は、追加のラベルが貼ってあるだけで再包装されていないような事例においては適用されない<sup>192</sup>。

それでは、再包装はされておらず、並行輸入者によって何らかのラベルが貼付されている場合、上記の五つの条件を満たしていなければ、消尽が否定され、商標権侵害が認められるので

---

<sup>190</sup> 大島厚「欧米におけるリパッケージについて」パテント 62 巻 4 号（2009 年）117 頁

<sup>191</sup> CJEU, C-427/93, C429/93 and C436/93

<sup>192</sup> Darte Wahl & Nicolai Lindgreen, *EU Trade Mark Regulation, art. 15, in Concise European Trade Mark Law* 193, 198 (Verena von Bomhard & Alexander von Mühlendahl eds., 2018)

あろうか。2018年の *Junek Europ-Vertrieb GmbH v Lohmann & Rauscher International GmbH & Co. KG* (CJEU, C-642/16) 事件では、この点が問題となった。

CJEU は、商品の販売等に関する情報が記載されたラベルが製造者の商標を隠さない態様で商品に貼付されている場合は再包装と言えないと述べ、上記の五つの条件が充足されていなくても商標権侵害として認められないとした<sup>193</sup>。

では、商品に付された商標が別の商標に取り換えられた場合はどうだろうか。同じ商品でも加盟国によって違う商標が使われている場合もあり、そのような場合は並行輸入の際に商標が取り換えられることがある。

1999年の *Upjohn* 事件 (CJEU, C-379/97) では、この点が問題となった。Upjohn 社は抗生物質の医薬品に *Dalacin* という商標を付けてデンマーク、ドイツ、スペインで、*Dalacine* という商標を付してフランスで、そして *Dalacin C* という商標を付して他の加盟国で販売した。被告の *Paranova* 社は *Dalacine* という商標が付された当該医薬品をフランスで、*Dalacin C* という商標が付された当該医薬品をギリシャでそれぞれ購入し、再包装した上で *Dalacin* 商標を付してデンマークに輸入販売した。本件は原告の *Upjohn* 社が被告の並行輸入行為の差止めを求めて訴訟を起こした事案である。

CJEU は同様の事例が問題となった 1978 年の *Centrafarm BV v American Home Products Corporation* 事件<sup>194</sup>を引用し、商標指令の消尽に関する規定が適用できるのは商品が再包装された後、そのオリジナルの商標が再貼付された場合であり、本件のようにオリジナルとは異なる商標が付された事例においては、条約の物品の自由な移動に関する 30 条と 36 条の規定が適用されると述べた。そのうえで、輸入の時点における輸入国の状況を考慮し、商標を差し替える行為が客観的に見て必要であったどうかを判断しなければならないと判示した。

---

<sup>193</sup> 本判決の意義はそれまでの再包装に係る事件において発展してきた 5 つの要件が単にラベルを貼っただけの場合は適用されないとした点にある。似たような事件 (*Boehringer Ingelheim and Others*(C-143/00, C-348/04)) において 5 つの要件が適用されると判示されたことについての主張に対しては、CJEU はその事件では商品の箱が開封され、リーフレットが投入されていた、つまり、商品の状態に変更が加えられていたのであって、本件とは違う状況の事例であったと述べている。

<sup>194</sup> 商標権者による加盟国ごとに違う商標を使う行為は市場を分断する目的で行われた場合は、条約 36 条 2 文にある「隠蔽された制限 (disguised restriction)」に該当するとされている。



以上の再包装に関する事例はどちらも医薬品関連の事件であるが、Loendersloot v. Ballantine 事件（CJEU, C-349/95）においてはアルコール商品の再包装が問題となった。この事件では、再包装に関する上記のルールは医薬品以外の商品の場合も適用できるとされた。

その後起きた、いくつかの事件<sup>195</sup>において、並行輸入行為によって著名商標の名声が毀損されることが 7 条 2 項を適用させる根拠となり得るという内容の判示がされている。CJEU は最近の判決によって、著名商標や豪華な商品に付されている商標を保護するため、消尽原則を狭く解釈する傾向にあるという指摘<sup>196</sup>もある。

## 小括

EU は、日本やアメリカなど他の先進国と異なる特殊な構造を持つため、消尽や並行輸入の議論も、当初から物品の自由な移動を確保し、統合した域内市場を作るという観点から発展してきた。それ故に、当初から CJEU 判決によって商標権者による並行輸入行為の禁止を認めず、域内消尽論等の原則が展開され、それが商標指令および商標規則の規定にも具体的に反映されるに至った。

しかし、商標指令の作成段階などを見ると、国際消尽の導入を主張する意見も少なくない<sup>197</sup>。そして、CJEU も上述の *Silhouette* 事件判決において、加盟国は EEA 協定のように国際協定を結ぶことによって、7 条に定められた消尽の規定の効力を非加盟国の流通に置かれた商品まで及ぼすことができると述べた<sup>198</sup>。しかし、そのような協定は、WTO 条約 4 条に定められている最恵国待遇の原則に反する可能性があるとの指摘<sup>199</sup>もある。

---

<sup>195</sup> Case C-59/08, Copad SA v. Christian Dior Couture SA, 2009 ECR; Case C-558/08, Portakabin Ltd. v. Primakabin BV, 2010 ECR;

<sup>196</sup> Irene Calboli, *Reviewing the (Shrinking) Principle of Trademark Exhaustion in the European Union (Ten Years Later)*, 16 Marq. Intellectual Property L. Rev. 257, 278 (2012)

<sup>197</sup> 実際に、欧州委員会が 1980 年に理事会に提出した商標指令の草案には国際消尽論が採用されていた。See H. Goddar & A. Ebert-Weidenfeller, *International Exhaustion: The European Dimension*, in *European Community Trademark: Commentary to the European Community Regulations*, 227 (Mario Franzosi ed., 1997)

<sup>198</sup> Case C-355/96, *Silhouette International v. Hartlauer Handelsgesellschaft*, 1998 E.C.R. I-4799.

<sup>199</sup> Calboli, *supra* note 182, at 50. 中山信弘『特許法』455 頁（弘文堂、第 4 版、2019）

さらに、域内消尽論が適用されたのは、最大の貿易相手国であるアメリカの貿易政策に対抗するためであったとの主張や、域内消尽を採用することによって、欧州の産業が国内消尽を採用しているアメリカや日本の産業より不利な立場にならないとの意見<sup>200</sup>もある。

そのアメリカにおいては近年、次々と国際消尽を認める最高裁判決が出ているが、それが EU の状況にどのような影響を与えるのか注視していきたい。

EU は地域経済共同体として統合された市場と高度に調和された法制度を有しており、他の同様な経済圏を構築しようとしている国にとっては非常に良い見本となり得る。

---

<sup>200</sup> Herman C. Jehoram, *Prohibition of Parallel Imports through Intellectual Property Rights*, in 5 *Intellectual Property Rights: Critical Concepts in Law* 101, 105-107 (David Vaver ed., 2006)

## 第六章 ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題

これまで、日本、欧州及びアメリカの並行輸入について考えてきた。各国ともに様々な背景とそれに対応する視点があった。以下、本論の最終目的であるウズベキスタンにおいて、今後どのような並行輸入制度を作っていくべきか考える上で、まず、ウズベキスタンの現状から検討をすすめていきたい。

### 第一節 概況

並行輸入の問題を国際的な観点から見た時に、発展途上国は並行輸入品の「輸出国」になりがちであるといえる。これは、そもそも並行輸入が発生する原因とも関係している。つまり、通常、さまざまな要因によって、発展途上国において流通に置かれる商品の価格は、先進国のそれより低く設定されている場合が多く、並行輸入業者のターゲットになりやすいからである。しかし、上述した通り、現在、並行輸入が行われるパターンは多義に渡っている。例えば、商標権者等が、A 途上国と B 途上国の業者に、それぞれライセンスを付与している場合に、当該ライセンスー達が作った商品が、A 国から B 国へ、或いは逆に B 国から A 国へ並行輸入されるケースもある<sup>201</sup>。従って、並行輸入の問題が発生するパターンは、必ずしも発展途上国から先進国へ並行輸入されるという構図のみに限定されるわけではない。

ウズベキスタンにおいては、2016 年頃まで、国内製造業を発展させる等の目的から、輸入品に対して高関税が課せるといった措置が取られ、輸入品の流入は制限されていた。しかし、2016 年に誕生した新しい政権の下で、「ウズベキスタンのペレストロイカ」とも呼ばれる、経済分野を始めあらゆる分野を対象とした改革が始まり<sup>202</sup>、対外貿易額も急増していった。特に、為替規制の緩和等の影響も受け、対外貿易額における、輸入額の増加が目立つ。2016 年の総輸入額を例にとれば、約 145 億ドルだったのに対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けなが

---

<sup>201</sup> しかし、対外貿易額における輸入額の割合がそれほど高くなく、並行輸入品の問題以前に、模倣品輸入の問題が深刻な状況においては、並行輸入の問題はそんなに目立たないであろうとも考えられる。

<sup>202</sup> 新体制下で行われている改革の内容について日本語で紹介する文献として以下を参照されたい。下社 学「新体制下で改革進むウズベキスタン」ジェットロ地域・分析レポートより、2018 年 4 月 9 日 (<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/a813a0ace11f15fc.html>、最終アクセス日：2022 年 10 月 21 日)

らも、2021年には、約277億ドル<sup>203</sup>へと凡そ2倍近く増加しており、今年は300億ドルを超えると予測されている<sup>204</sup>。

上記の輸入額の中には、いわゆるブランド品や生活品等も多く含まれており、並行輸入を巡る訴訟事例もこの頃から出現し始めた。そして、訴訟事例が増加した背景には、ビジネス環境の整備等に伴って、知的財産権に対する意識も徐々に変わってきていることもあると考えられる。実際に、2016年から2021年までの5年間の間に、反独占委員会に寄せられた、知的財産権に関する不正競争についての届出件数は、7倍以上も増えていると言われる<sup>205</sup>。

ウズベキスタンにおいては、以前から模倣品対策は行われていたが、模倣品と全く異なる真正商品の並行輸入の場合どのように対処すればいいのか十分な先行事例は存在していなかった。2016年に、関税法典が改正され、知的財産権登録簿の制度が導入されたが、並行輸入に関する実定法上の根拠規定はなく、並行輸入品を模倣品と同一扱いしていいのかどうか、税関の実務家にとっても悩ましい問題の一つであった。

2017年に、商標法等の関連法律が改正され、商標権の消尽に関する規定が定められたが、新しい規定においても、商標権の消尽の地理的範囲が明記されていなく、状況は不明のままであった。

その後、漸く、商標権に係る真正商品の並行輸入を巡る事件において、商標権の消尽の地理的範囲が明らかにされるに至った。以下では、まず、ウズベキスタンの知的財産権・商標権保護制度について概観し、当該改正条文及び関連する裁判事例について分析・検討を進める。

---

<sup>203</sup> 世界銀行によって集約・公表されているデータを参照。

(<https://data.worldbank.org/indicator/NE.IMP.GNFS.KD?locations=UZ>、最終アクセス日：2022年10月21日)

<sup>204</sup> ウズベキスタン国家統計委員会の2022年1月～8月間における対外貿易に関するレポートを参照。

(<https://stat.uz/ru/press-tsentr/novosti-goskomstata/27270-o-zbekiston-respublikasi-tashqi-savdo-aylanmasi-2022yil-yanvar-avgust-2>、最終アクセス日：2022年10月21日)

<sup>205</sup> Dinara Abdunayimova, *Parallel Import in Uzbekistan and Some Central Asian Countries*, 1 WBML 6 (2021)

## 第二節 知的財産権・商標権保護制度の概要

### 第一項 1991年以降の知的財産法制度の形成

ウズベキスタンの歴史を話すとき、ロシアあるいはソビエト連邦から開始する必要がある。すなわち、1991年にソビエト連邦が解体し、それまでに構成国であった15カ国がそれぞれ独自の制度を作っていくことになったからであり、ウズベキスタンもそのうちの1カ国であったからである。知的財産権保護制度についても、同様に、ユーラシア特許庁<sup>206</sup>を除いて、各国において独自の法制度が形成されていった。

ウズベキスタンにおいては、まず、1990年に制定された「財産に関する法律」の中で、私有財産について定められた。そして、その法律の3条において、財産権の対象が列挙されており、その中に「…商標、意匠、発明、考案…」等も含まれていた。その後、ウズベキスタン共和国の特許庁<sup>207</sup>が設立され、各知的財産の種類について、特別に規定する法律が次々と制定されていった。

1993年に「商標及びサービスマークに関する法律」（以下、「商標法」という。）が制定された<sup>208</sup>。

一方で、ウズベキスタンは独立後当初も商標登録の出願を受理し続けていた。さらに、旧ソビエト連邦時代に登録された商標権あるいは出された出願は再有効化される場合に限り、ウズ

---

<sup>206</sup> ユーラシア特許庁（ロシア語表記：Евразийское патентное ведомство, ЕАПВ, 英語表記：Eurasian Patent Office, EAPO）は、1994年に採択され、1995年に発効したユーラシア特許条約によって設立された地域特許庁である。現在の加盟国は、アゼルバイジャン、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタンの8カ国である。なお、モルドバは、2012年に離脱しており、ウクライナとグルジアは締約しているが、批准していない。バルト三国及びウズベキスタンは当初から未参加である。ソビエト連邦の Gospatent（Gospatent）の運用は、ソビエト連邦の継承国となったロシアが引き継ぎ、ロシア特許庁（Rospatent）となったが、他の旧構成国にとって解体直後、独自の特許庁を作って、運用していくことは困難であったため、設立された機関である。一つの特許出願によって、加盟国すべてにおいて特許を一括取得できるというメリットがある。さらに、加盟国が2019年に「工業意匠の保護に関する議定書」を締結し、それが2021年3月から発行した。それによると、今後、工業意匠についても、発明と同様に一括出願手続きが可能となった。

<sup>207</sup> 現在の知的財産庁の前身機関である。

<sup>208</sup> その後、2001年に全面改正され、「商標、サービスマーク及び原産地表示に関する法律」として制定された。同様に、他の知的財産権に関する法律も2000年代に入ってから次々と全面改正された。その理由は、社会主義から資本主義に移行する過渡期に急いで制定した法律を改善する意図があったと言われる。

ベキスタン共和国領土内においても認められることとなった。但し、再有効化するための除斥期間が1993年7月1日までであると設定された<sup>209</sup>。

ソビエト連邦時代においても商標法制度は存在していたが、社会主義特有の性質を有しており、商標権の成立に関しては当初から厳格な登録主義が採用されていた。

ソビエト連邦において初めて「商標に関する」法律が成立したのは1926年である。その後、1936年に、30年代の産業化に伴う経済成長の低速化のため、新しい状況に対応した「製造マーク及び商標の保護に関する」法律が制定された<sup>210</sup>。ソビエト連邦における商標は、主に工場確認や品質管理のシンボルとして機能していた。以来、1962年に新商標法が成立するまでの期間、商標の競争的な販売と宣伝広告の道具、又は見込み客が異なる業者によって作られた類似の商品を識別できるようにするという特徴的な識別表示としての潜在的機能が軽視されていた<sup>211</sup>。

1962年に「商標に関する」新しい法律が制定され、その1条において「商標及びサービスマークは…一の企業の商品又はサービスを他の企業の類似する商品又はサービスから識別するため、若しくはそれらを宣伝広告するために使用される」と明確に定められた。さらに、1965年にはソビエト連邦がパリ条約の加盟国となった。

なお、ロシア連邦がソビエト連邦の継承国となったため、ウズベキスタンを含め、他の旧ソビエト連邦諸国は国際条約への加盟をやり直す必要があった。ウズベキスタンは、1993年にWIPOに独立国として加盟し、さらに1995年にパリ条約の加盟国となった。

商標法と同様に、1994年に「発明、考案及び意匠に関する法律」、1996年に「著作権及び隣接権に関する法律」等が設立されていった。

当時のウズベキスタンを含め、旧ソビエト連邦諸国の知的財産法制度の特徴とも言える点は、各特別法と同時に、民法典にも知的財産権に係る条文が定められたことである。多くの議論と作業を経て、漸く1996年に制定された<sup>212</sup>ウズベキスタン共和国民法典の第4編が「知的財産」

---

<sup>209</sup> 「この期間がその後1993年12月31日まで延長される。」 (Janet L. Hoffman, *Trademark Developments in the former U.S.S.R. and Eastern Europe*, 317 *Fordham Intell.Prop., Media & Ent. L.J.* 4, 323 (1993))

<sup>210</sup> Городов О. А., *Право на средства индивидуализации*, М.: Волтерс Клувер, 2006. С. 22

<sup>211</sup> Joseph M. Lightman, *The USSR Trademark System and East-West Trade*, 10 *Pat. Trademark & Copy. J. Res. & Ed.* 12, 15 (1966-1967).

<sup>212</sup> それまでに、1963年に制定されたウズベク・ソビエト社会主義共和国の民法典が形式上有効であったが、1990年から既に「土地に関する法律」や「財産権に関する法律」等が制定され、それら特別法が規定する部分については既に効力を失っていたと言える。

となっており、第 1031 から第 1111 条までの条文から構成されている。その中で、第 1102 条から第 1107 条までが商標権に関する規定を定めている。しかし、民法典の知的財産権に係る規定と各法律の規定の内容において、重複する部分もあり、さらに、産業財産権の登録手続き等に関する行政法的な規定を民法典の中に追加することに対する反対の声もある等の理由から、後述するように、民法典の斯かる知的財産編の改正が以前の議論の対象となってきた。

ウズベキスタンの新しい民法典は、独立国家共同体（ロシア語：Содружество Независимых Государств, СНГ、英語：Commonwealth of Independent States, CIS）加盟国の議会間会合（the Interparliamentary Assembly of Member Nations of the Commonwealth of Independent States(IPA CIS)）によって作成されたモデル民法典に基づいて作られたと言われる。しかし、ウズベキスタン独自の事情等を反映させた部分もある<sup>213</sup>。また、上記のモデル民法典に大きな影響を与えたのは、1992 年に新しく制定されたオランダ民法典であると言われている<sup>214</sup>。

## 第二項 知的財産権の保護手段

権利者の知的財産権が侵害された場合の救済方法としては、基本的に、民事的、行政的及び刑事的手段の三つがある。対象となる知的財産権の種類から見ると、一般に商標権関係の事件がもっとも多いと言われる。上記の通り、ウズベキスタンは、WIPO あるいはパリ条約といった知的財産権関連の主要な国際条約の加盟国であり、産業財産権に関する登録制度や著作権の権利発生等に係る規定は基本的に他の大陸法の国とあまり変わらない。

---

<sup>213</sup> 例えば、相続法のみを新民法典に追加し、親族法については、別個で家族法典が制定されたことや国際私法に関する規定が追加されたこと、土地に関しても、別個で土地法典が作成されたこと等である。なお、家族法を民法から分離することは、ウズベキスタン独自の事情ではなく、ソビエト的伝統であったという指摘もある。「家族法を民法から分離するのは、革命初期からソビエト的伝統である。これは宗教色が強かった帝政時代の家族法を世俗化するために必要であったと言われる。」小田博『ロシア法』128 頁（東京大学出版会、2015 年）

<sup>214</sup> オランダ民法典がモデルとして選ばれた背景については、「…社会主義崩壊後のロシアでまず参照されたのは、1992 年に制定された、ヨーロッパでは最新のオランダ民法典であった。オランダ民法典がロシアの新民法典に大きな影響を与えたのは、それが新しい法典であったためだけではない。ロシアにおける体制転換の初期に、欧米諸国は、様々な支援を行ったが、いわゆる法制支援も大きな位置を占めた。この分野では、社会主義体制時代からロシアの法律家との交流の拠点であったライデン大学の研究所を中心に、オランダ政府の支持を得て民法制定支援のプロジェクトが策定され、ロシア民法典の方向性を定める結果となった。」言われている。小田博『ロシア法』127 頁（東京大学出版会、2015 年）

裁判についていえば、ウズベキスタンにおいては、まだ、知的財産権侵害を専門的に取り扱う裁判所はなく、知的財産権侵害事件は、経済裁判所の管轄となる。なお、2021年に新しく制定された「裁判所に関する法律」の2条2項では、「ウズベキスタン共和国においては、事件の種類に応じて専門の裁判所を設立できる。」と定められており、将来的に、関連事件が増加すると、設置されると考えられる。知的財産権関連の事件については、最高裁判所が最終審となる<sup>215</sup>。

ウズベキスタンは、大陸法の国であり、判例の法源性は認められていない。しかし、実際に、裁判実務を統一させ、法令の適用について説明する最高裁判所総会の解説は、下級審にとって判例のような役割を果たしていると言われる。

知的財産権が侵害された場合の救済手段として、もっとも多く使用される方法は、次の行政的手段である。

商標権侵害事件においては、登録商標権を有する権利者であっても、競争法に基づいて、反独占委員会が多く利用される。その理由としては、迅速性と費用面の負担が少ない等が挙げられる。

そして、行政責任法典 177 条「他人の商標、地理的表示および商号の違法な使用」、177(1)条「著作権および隣接権の侵害」、177(2)条「特許権、実用新案権および意匠権の侵害」においても、それぞれ知的財産権が侵害された場合の行政罰が定められている。

2022年の2月に行われた法改正によって、商標法および「発明、考案及び意匠に関する法律」にそれぞれ新しい行政的保護手段として、知的財産庁による課徴金制度が導入された。それによると、例えば、商標法の場合は、商標法 37(1)条によって、「法人による、他人の商標及び原産地表示と同一又は混同する程度に類似する商標及び原産地表示の違法な使用」行為に対して、知的財産庁が課徴金を科すことができるようになった。「違法な使用」行為が行われているかどうかの調査は、権利者の届け出に基づいて、大統領府に属する事業者の権利・法益の保護を担当する部門の合意を得た上で、実施される。現在、知的財産庁は司法省の外局機関となって

---

<sup>215</sup> 「裁判所に関する法律」によると、経済裁判所の階級は、地区間経済裁判所、地区経済裁判所及び市経済裁判所が最下位であり、その次は、州普通裁判所の経済事件を取り扱う合議部になる。最上位は、最高裁判所である。



おり、各州にもその支局がある。上記の法改正は、著名商標等の無断使用を行政的手段で無くす狙いがあると考えられる。

刑事的手段としては、刑法典 149 条「著作権及び特許権の侵害」において、刑罰の対象となる、行為が定められている。しかし、同条の規定が適用される範囲は、限られており、刑罰もそれほど重く設定されていないと指摘されている。したがって、刑法典の関連規定は、社会全体の知的財産権に対する認識がある程度高まってくると、改正されていくと考えられる。

### 第三項 民法典の改正

2019 年 4 月 5 日に「新民法の法案作成に関する」大統領令が発令され、2020 年 4 月 1 日までに、新しい民法典の法案を作成するために委員会が設置された。そして、当該委員会の下で、知的財産権法の改正を担当する小委員会も設けられている。

小委員会の経過報告書によると、現段階では、知的財産権に係る規定の改正については 4 つの提案が出されているということである。

1. 一つ目は、ドイツ及び日本などの制度を参考に、民法典内にある知的財産権に係る条文を廃止し、知的財産権に関する規定を各法律の中に集約する。
2. 二つ目は、フランスの知的財産法典をモデルにし、民法典の知的財産編を廃止した上で、知的財産権法の法典化を行う。
3. 三つ目は、ロシアにおいて実施されたように、各法律を廃止し、知的財産権に関する規定全てを民法典内に取り入れる。
4. 四つ目は、各法律と民法典の知的財産編の矛盾を解消し、各法律の改善・改正を行なった上で、現状を維持するということである。

現在までに、筆者が入手している（2022 年 10 月現在の）法案の最新版によると、第 4 編の題名は「知的財産」であり、現行法制度と変更はない。しかし、その内容については、各特別法の規定と重複する部分は除外され、それぞれの法律の中に集約することとなった。

したがって、旧民法典の第 4 編「知的財産」は、第 1031 から第 1111 条までの条文から構成されていたが、今回の法案が成立すれば、第 4 編「知的財産」に残るのは、1162 条から 1186 条

までの条文で、知的財産全般に共通する規定になる。共通規定の中で、特に変更点として挙げられるところは、ライセンス契約に係る規定が詳細に記述されている点及び知的財産の商業化に係る規定が追加された点、又は損害賠償請求の代わりに補償金を請求できるようにする制度（いわゆる法定損害賠償制度）の導入規定等を挙げよう。なお、法案文には、同様な形式を有する外国の民法典として、オランダ民法典とグルジア民法典が例として挙げられている。

### 第三節 消尽論及び真正商品の並行輸入の問題

#### 第一項 商標権の消尽規定

ウズベキスタン商標法 26 条「商標に対する排他権」1 項においては、「商標の所有者は、所与の商標を使用及び処分する排他権を有する。」と定められており、同条の 3 項においては、どのような行為が斯かる排他権の侵害となるか、記述されている。

*第 26 条 商標の排他権 商標所有者は、所与の商標を使用及び処分する排他権を有する。商標の排他権は、登録証に表示された商品に関して有効とし、庁の公報における公告日から始まる登録有効期間が満了するまで行使される。許可されていない生産、使用、輸入、販売の申出及び販売、並びにこの目的で商標若しくはこの商標を付した商品、又は類似の商品に関し、混同を招く程類似した何らかの標章を流通させ、貯蔵する他の方法は、商標の排他権の侵害とみなされる。<sup>216</sup>*

2017 年に同条が改正され、以下のように 4 項の規定が追加された。

*4 商標権者又はその同意によって流通に置かれた商品に対する他人による商標の使用は商標に対する排他権の侵害とならない。*

上記の商標法 26 条の改正と同時期に、民法典にも同様の規定が 1107(1)条「商標に対する排他権の消尽」として新規に追加された。民法典の条文名には、「消尽」（ウズベク語表記：tugash, ロシア語表記：исчерпание）という単語が明記されている。しかし、それが国内消尽であるのか、又は国際消尽なのか規定の内容からは明らかではない。2016 年に公開されていた改

---

<sup>216</sup> ウズベキスタンの商標法の和訳については、特許庁のものを使用した。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/uzbekistan-shouhyou.pdf>、最終アクセス日：2022 年 10 月 23 日

正法案<sup>217</sup>には、「ウズベキスタン国内において」という文言が含まれていたが、最終的に制定された条文からは当該文言は外れている。つまり、商標権の消尽の地理的範囲については、解釈の余地が残されたと考えられる。

2016年に、関税法典が改正され、知的財産権登録簿の制度が導入された。それによって、権利者が自己の知的財産権を税関の知的財産登録簿に予め登録しておくこと、模倣品などが侵入してきた場合に阻止することが容易になった。

## 第二項 裁判事例

### 1. Bella Group 社等を被告とする一連の事件

被告らは、Bella Group 社（以下、「被告1」という。）及び Shamsutdin Biznes Savdo 社（以下、「被告2」という。）である。当該被告らは、以下6件の並行輸入事件の何れにおいても被告となっている。

これら6件の事件の判決日は、何れも同じ日であり、日本の民事訴訟法でいう共同訴訟に似たような手続きが取られたと推察される。

被告らは、主に、アルコール飲料の輸入・販売を行っており、原告は無断で並行輸入を行われた企業である。被告1は、原告ら商標が付されたアルコール飲料をウズベキスタン国内に輸入し、被告2は、被告1が輸入した当該アルコール飲料を販売していた。当該被告1及び被告2の行為が、自らの商標権侵害であると主張した原告らが差止め等を請求した事案である。一連の事件の争点は、被告らが行っている並行輸入行為が、原告らの登録商標権を侵害していると言えるかどうかであった。

一連の事件は、それぞれ、

「Bacardi 事件」（事件番号 4-1001-1806/2427）、

「Famous Crouse 事件」（事件番号 4-1001-1806/2428）、

「Jameson 事件」（事件番号 4-1001-1806/2429）、

「Absolut 事件」（事件番号 4-1001-1806/2430）、

---

<sup>217</sup> [https://www.norma.uz/raznoe/sravnitel'naya tablica/](https://www.norma.uz/raznoe/sravnitel'naya_tablica/)（最終アクセス日：2022年10月23日）

「Hennessy 事件」（事件番号 4-1001-1806/2431）、

「Ballantie's 事件」（事件番号 4-1001-1806/2432）である。

なお、Jameson 事件以外の事案においては、国内商標権者と当該事件の原告は同一人である。

Jameson 事件のみ、商標権者は Pernord Ricard S.A.社であり、事件の原告は、同じグループに属するとされる Irish Distillers Limited 社である。

被告らが国外で本件商品を購入し、ウズベキスタン国内へ輸入・販売する行為に対し、各事件の原告は、権利者の同意なしに行われており、商標に対する排他権の侵害であるとそれぞれ主張した。被告らは、本件商品はそれぞれ真正商品であり、商標は権利者自らによって付されたものであると述べ、輸入契約に基づいて適法に輸入されたものであり、原産地に係る証明書を有すると主張した。

なお、各事件の原告は、裁判所に訴訟を提起する前に、被告らの行為の差止め等を求めて、反独占委員会に請求しているが、反独占委員会は、ウズベキスタンにおいて国際消尽論が採用されており、被告らの行為は商標権侵害ではないとし、その請求を棄却していた。

裁判においては、第一審のタシケント地区間経済裁判所（2018 年 5 月 1 日判決）は、商標権の消尽に言及せず、商標法 26 条「商標に対する排他権」の規定を引用しながら、被告らによって、原告らの同意なしに行われた本件商品の輸入・販売行為は、権利者の排他権の侵害であると述べた。さらに、そのような商品は模倣品と見なされるとした。

控訴審のタシケント市経済裁判所（2018 年 8 月 20 日判決）は、第一審の判断を維持しながら、「…ウズベキスタンにおいては、権利の国際消尽原則が適用される…」とした。

上告審の最高裁判所（2019 年 1 月 30 日判決）は、まず、「被告は、原告の商品を含め、世界的な有名な製造者のアルコール飲料を、生産過程を伴わない再販売の目的で輸入している。輸入されたアルコール飲料は製造者及び／又は商標の所有者によってラベル等が付された真正なものである。被告は、当該商品に何らかの変更が加えられていないこと、当該商品の本来の包装及びラベル等が保存されていること…を否定しない。」と述べ、事実関係を確認した。

そして、商標権の消尽について規定する民法典 1107(1)条及び商標法 26 条 4 項を引用しながら、「法律においては、商品はウズベキスタン共和国領土において（下線の部分は判決文では

太文字で記述されている。) 適法に流通に置かれたものでなければならないとする指定はなく、従って、ウズベキスタンの民法典及び法律によって排他権の国内消尽原則は定められていない。」として、法文上は消尽が国内消尽に限定して規定されているのではない旨を述べた。

その上で「本件において、被告によってウズベキスタン共和国領土内に輸入された商品は、被告によって提示された書類（輸入契約、インボイス、証明書）によると、他国の領土内で適法に流通に置かれた真正なものであり、原告の本件商標に対する排他権は消尽したと言える。つまり、本件においては、本件商標は、商標権者又はその同意によって適法に流通に置かれた商品について他人によって使用されているのである。」と述べた。

また、上記の模倣品について規定する商標法 27 条 3 項（「登録商標と同一又は混同する程度に類似する商標を商品、商品のラベル、商品の包装において違法に使用した場合は、当該商品は、模倣品（контрафакт, counterfeit）と見なされる。」）を引用しながら、「上記の条文の趣旨からは、商標権者又はその同意によって適法に商標が付された商品を模倣品とみなすことができると言える。」とし、商標権侵害を否定した上で、本件を下級審に差し戻した。

なお、第一審及び第二審において、訴訟参加人として参加していた知的財産庁の代表者は、消尽の三つの種類（国際消尽、域内消尽及び国内消尽）に言及した上で、法律が規定する流通に置かれた場所とは、ウズベキスタン共和国領土を指すとし、並行輸入は許容されないと主張した。

## 2. Talka 事件<sup>218</sup>

原告は、アルコール飲料の販売を本業とする Legion Co.社（以下、原告という。）であり、アルコール飲料を指定商品とする「Talka」商標（以下、「本件商標」という。）を所有している。本件商標は、当初 Elitka Sharob Savdo 社に商標登録され、その後、原告の前身会社である Legion Co., Ltd.社に移転された。原告は、本件商標に係る使用許諾を Sharob 研究所に付与し、当該研究所は、本件商標が付されたアルコール飲料を製造していた。

被告の Saphir Group 社（以下、被告という。）は、本件商標が付されたアルコール飲料を輸入販売していた。

---

<sup>218</sup> 事件番号 1001-1814/13107

本件は、原告が、被告によって輸入販売されている本件商標が付された商品は、原告がライセンスを付与していない国内外の企業によって製造されたものであり、模倣品であると主張し、差止めや被告商品の廃棄等を請求した事案である。

第一審（2018年9月5日）、第二審（2018年12月10日）ともに、商標権侵害を肯定し、原告のすべての請求を認めた。上告審（2019年3月29日）では、商標権侵害を肯定し、原告の差止め請求を認定したが、既に流通に被告商品の廃棄の請求については、本件商標が一時期、知的財産登録簿から除外されていたことや被告以外の業者も本件商標が付された商品の輸入を行っていたこと等を理由に、民法典9条「権利の行使」（権利濫用に関する規定も含む。）を引用しながら、それを否定した。

本件商標の「Talka」が付されたウォッカは、世界的にも著名な「Russian Standard」（Русский Стандарт）等のブランドを有するロシアの Roust 社によっても製造販売されており、本件被告が輸入販売していたものは、その Roust 社の製造に係る商品ではないかと推測される。そして、Roust社のホームページ<sup>219</sup>を見ると、Talka 商標が付されたウォッカの広告も掲載されており、当該ブランドが提供されている市場として挙げられている国のリストの中にウズベキスタンも掲載されている。さらに、同ホームページによると、Talka ブランドは、2019年に Drinks International によって「世界でもっとも急速に伸びているウォッカランキング1位」に選ばれ、同年の Nielson レポートによって、ロシアのトップ10内のウォッカに選ばれている。

従って、本件は、いわゆる内外権利者間の同一性は認められないが、商標が示す出所は同一であると言えるようなケースでもあると考えられる。

### 3. Medtronic 事件<sup>220</sup>

原告は、医療機器の開発及び製造・販売を行う Medtronic Inc.社（米国）であり、医療機器等を指定商品とする Medtronic 商標（以下、本件商標という。）に対する商標権を有する。被告の Med Service Group 社は、本件商標が付された医療機器の冠動脈ステント（以下、本件商品という。）を Endromed Ltd.社（キプロス）から購入し、ウズベキスタンに輸入しようとした。本件

---

<sup>219</sup> <https://roust.com/brands/owned/russian-vodka/talka/>、最終アクセス日：2022年10月24日

<sup>220</sup> 事件番号 4-10-2123/103

は、当該輸入行為について税関から 2021 年 3 月 24 日に送られてきた通知書を受けた原告が、そのような被告の行為が自らの本件商標に対する排他権を侵害するとして、差止め等を請求した事案である。

原告は、商標権の国内消尽に言及しながら、原告の同意なしに、本件商品を輸入する行為は、商標権の侵害であると主張していたが、第一審のタシケント経済裁判所は、原告の国内消尽に関する主張と同意することはできないとした上で、商標権侵害を否定した。原告は、それを不服とし、最高裁判所に控訴していた。

裁判所は、商標に対する排他権について規定する民法典及び商標法の斯かる条文を引用しながら、商標権者又はその同意によって流通に置かれた商品に対する他人による商標の使用は商標に対する排他権の侵害とならないと述べた。消尽の地理的範囲については、条文には、商品がウズベキスタン領土内において流通に置かれたものでなければならないという規定はなく、従って、排他権の国内消尽原則が定められているとは言えないとした。

そして、本件商標が付された本件商品は、原告と Entromed Ltd.社間で結ばれた輸入契約に基づいて輸入されたものであり、品質証明証を有すると述べた。次に、被告によって提示された書類（契約書、インボイス、税関申告書）によると、本件商品は他国において商標権者自身又はその同意によって適法に流通に置かれた真正なものであり、本件商標に対する原告の排他権は消尽していると言えるとした。最終的に、Entromed Ltd.社によって本件商品が不適法に流通に置かれたものであるという証拠は原告によって提示されていないとした上で、商標権侵害を否定した。

## 第七章 ユーラシア経済連合における商標権に係る真正商品の並行輸入の問題

### 第一節 ユーラシア経済連合の概要

ユーラシア経済連合の設立に向けた取り組みは、いくつかの段階を経て<sup>221</sup>、2014年のユーラシア経済同盟に関する条約の締結によって現行のユーラシア経済連合の創設に至る。2022年の時点における加盟国は、アルメニア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、ロシアの5カ国であり、ウズベキスタン、キューバ、モルドバの3カ国がオブザーバー国となっている。そして現在、シンガポール、セルビア及びベトナムと自由貿易協定が結ばれており、中国とインドを含む数カ国と同様の協定を締結するための交渉が行われている段階である。

地理的な観点から見ると、ユーラシア（Eurasia）とは、ヨーロッパ大陸とアジア大陸を含む地球上最大の大陸を意味する概念である。地球の陸地面積40%近くを占めるユーラシア大陸には、世界人口の70%超に当たる50億人超の人々が住んでいる。このような特徴から、ユーラシア大陸の地政学的な重要性は非常に高い<sup>222</sup>。「ユーラシア（Eurasia）」という言葉の起源については、「ユーラシアという言葉が広まったのは、ハルフォード・マッキンダーが地政学の古典として知られる『デモクラシーの理想と現実（Democratic Ideals and Reality）』（Mackinder 1919）の中でユーラシアの「ハートランド」と「リムランド」を論じたことが、大きな契機となっている<sup>223</sup>。」と言われる。

しかし、本稿で取り上げている「ユーラシア経済連合」の「ユーラシア」は、上記のユーラシア大陸よりは、かなり狭い範囲の地域を指す。ユーラシア経済連合構想については、初めて1994年にモスクワ大学での演説の中でカザフスタンのヌルスルタン・ナザルバエフ元大統領によって、旧ソビエト連邦地域における地域経済統合の新構想として取り上げられた。しかし、

---

<sup>221</sup> ユーラシア大陸における経済統合に係る初めての試みは2000年の経済共同体の創設である。そして、2010年に経済統合を促進させるためにユーラシア関税同盟が設立された。しかし、2014年のユーラシア経済連合の創設によって両方がその効力を失う。

<sup>222</sup> ユーラシア大陸の地政学的な重要性については、Halford Mackinderによって提唱された「ハートランド論」において、「東欧を支配する者はハートランドを制し、ハートランドを支配する者は世界島を制し、世界島を支配する者は世界を制する」という有名なフレーズがある。さらに、アメリカの有名な政治学者である Zbigniew Brzezinski 氏によって、その名著である『The Grand Chessboard』の中でも、中央アジアを中心とするユーラシア大陸の地政学的な重要性について論じられている。

<sup>223</sup> 廣瀬 陽子「ユーラシア統合の理想と現実－思惑が交錯する中でのナショナリズムとリージョナリズムの相克」公益財団法人 日本国際問題研究所編『地域統合の現在と未来』95頁（2013年）



旧ソ連の占めていた領域をユーラシアと呼ぶ考え方はそれ以前にも存在していたと考えられる。具体的には、ナザルバエフ元大統領も影響を受けたと述べている、20世紀の20～30年代に海外に移住していた（多くは政治的な理由で亡命していた）ロシア人移民たちによって主張されていた「ユーラシア論」に遡ると言われる。

旧ソビエト連邦が解体した直後から当地域における経済統合に向けた動きが活発化していた。ソ連時代に地域分業生産体制が築かれていたことやソ連の構成国間の経済貿易における相互依存性が非常に高かったことも経済統合の必要性を高める要素の一つとなっていた<sup>224</sup>。そして、歴史文化的及び地理的な近さといった経済統合を促進させる他の諸条件が既に揃っていたとも言えよう<sup>225</sup>。

旧ソビエト連邦諸国による地域経済統合に向けた最初の試みは、主に特定の地域に限定されていた。具体例としては、エストニア、ラトビア及びリトアニアを含むバルト三国の1993年のFTA（自由貿易協定）、又は同1993年のウズベキスタン、カザフスタン、トルクメニスタン、タジキスタン及びキルギスを含む中央アジア5カ国による中央アジア連合<sup>226</sup>設立の宣言といった試みが挙げられる。

金野雄五教授は、国際経済学者である Béla Alexander Balassa 教授の経済統合段階論によると、地域経済統合はその自由化、協力、統合の程度等に応じて、次の5つの類型に分けられると述べている。①構成国間の関税および数量制限を撤廃する自由貿易地域（FTA）、②FTAに加えて、域外国との貿易に関して、関税率を始めとする共通の通商政策を実施する関税同盟、③関税同

---

<sup>224</sup> 1988年のソ連内の貿易は国内総生産（GDP）の21%まで達しており、EUの同様の数字を遥かに超えていた。さらに、特にロシア以外の共和国は相互依存性が強く、90%以上の輸出はソ連内において行われていた。（Lee Kendall Metcalf, *The (Re)Emergence of Regional Economic Integration in the Former Soviet Union*, 50 *Political Research Quarterly* 529, 531 (1997)

<sup>225</sup> しかし、当該地域の中心都市がお互いから距離的にかなり離れている点や、経済的な差が大きいこと（特に、ソ連の中心国だったロシアの経済とそれ以外の国との経済格差）等が逆に経済統合を困難にしてい（る）たとする指摘もある。

<sup>226</sup> 中央アジア経済連合構想については、初めて1993年に宣言されてから、経済統合を始め様々な分野に渡る統合について合意されていたが、政治的な理由等でほとんどが実行に移らなかった。さらに、2007年に当時のカザフスタンの大統領ヌルスルタン・ナザルバエフによって、経済統合よりも一歩進んだ中央アジア連合構想が提言されたが、これもまた様々な意見の対立があって、実現はしなかった。しかし、2016年に成立したウズベキスタンの新政権は隣国との関係改善を第一の外交目的に掲げており、今後また地域統合の話題が取り上げられる可能性が高まっていると考えられる。

盟に加えて、資本、労働力等、生産要素の域内移動の制限を撤廃する共同市場、④さらに、経済政策を調整する経済同盟、⑤超国家的機関の設置により経済政策が完全に統一される完全な経済統合、という5つの類型である<sup>227</sup>。そして、同論文の中で少なくとも2019年の時点におけるユーラシア経済連合の地域経済統合としての域内貿易等の程度を考慮すると、上記の5つのうち、①の自由貿易地域（FTA）については、「2010年以降のロシア、ベラルーシ、カザフスタン間、2015年以降のEAEU加盟国間においては、輸入面に加えて輸出面でも、ほぼ完全なFTAが実現されているとみなすことができる<sup>228</sup>」と述べられている。次に、②の関税同盟性については、「域外向け輸出関税率は統一されておらず、域外輸入関税率についても複数国、多品目でCET<sup>229</sup>からの乖離が生じている、不完全な関税同盟であると言える<sup>230</sup>」とし、③の共同市場性については、「EAEU域内では生産要素のうち、労働力の移動の自由化のみが実現されている<sup>231</sup>」と分析している。最後に、金野教授は「経済同盟は、EAEUでは基本的に実現されていないと考えられる<sup>232</sup>」と述べている。

ユーラシア経済連合の主要機関は以下の通りである。

- (1) 最高ユーラシア経済評議会（加盟国首脳）
- (2) ユーラシア経済連合国家間評議会（加盟国の政府首脳）
- (3) ユーラシア経済委員会
  - (ア) 委員会の理事会（各加盟国より代表1名）
  - (イ) 委員会の評議会（加盟国の代表）
- (4) 省（分野別）
- (5) 協議委員会（分野別）
- (6) ユーラシア経済連合裁判所

---

<sup>227</sup> 金野雄五「ユーラシア経済連合－統合の現段階と一带一路との関係－」比較経済研究 56 巻 2 号 24 頁参照（2019）

<sup>228</sup> 金野・前掲注（227）24 頁

<sup>229</sup> CET とは、Common External Tariff の略称であり、2010 年にユーラシア関税同盟設立の時点で導入された、加盟国共通の輸入関税率のことである。

<sup>230</sup> 金野・前掲注（227）25 頁

<sup>231</sup> 金野・前掲注（227）25 頁

<sup>232</sup> 金野・前掲注（227）25 頁

最高ユーラシア経済評議会（Высший Евразийский экономический совет）（1）は、ユーラシア経済連合の最高意思決定機関であり、加盟国各国の首脳から構成される。少なくとも年1回の集合で、全会一致の原則に基づいて意思決定が行われることになっている。欧州連合（EU）の欧州理事会に相当する機関である。

加盟国の政府首脳（首相等）から構成されるユーラシア経済連合国家間評議会（Евразийский межправительственный совет）（2）は、最高ユーラシア経済評議会に次ぐ最高意思決定機関である。

ユーラシア経済委員会（3）は、ユーラシア経済連合の常設機関の一つであり、平時の業務を担当している。EUの欧州委員会に相当する機関であり、理事会（ア）と評議会（イ）から成っている。欧州議会に相当するような、立法機関であるユーラシア議会については、その設立についての検討はされたが、まだ設立には至っていない。

ユーラシア経済連合の最高司法機関であるユーラシア経済連合裁判所（6）は、欧州司法裁判所に相当する機関であり、連合法<sup>233</sup>の解説等を担当している。所在地はベラルーシのミンスクであり、各加盟国から任命される2人の裁判官から成る。裁判官の任期は9年間である。加盟国及び事業者は、連合裁判所に訴訟を請求できる。どのような事件が当裁判所の管轄に属するのかは、ユーラシア経済連合裁判所規則（ユーラシア経済連合条約付属書2）の39条において定められている。それによると、加盟国及び事業者両方が訴訟を請求できるのは、委員会の行為或いは不作為、並びに委員会が出す法令の条約との整合性を巡る事例である。

欧州司法裁判所の予備的判決のような制度は、ユーラシア経済共同体の時は存在していたが、ユーラシア連合裁判所の設置に伴って廃止された。ユーラシア連合裁判所に予備的判決の手続きがないことはもっとも残念な点であるという指摘<sup>234</sup>もされている。しかし、アドバイザー・オピニオン（Консультативное заключение）が予備的判決のような役割を果たしているとも言われている<sup>235</sup>。

---

<sup>233</sup> ユーラシア経済連合条約の第6条によると、連合法とは、当条約、連合内における国際条約、連合と第三国との国際条約、最高ユーラシア経済評議会及び経済連合国家間評議会、並びに経済委員会の決断及び決議から構成される。

<sup>234</sup> See Tatsiana Mikhaliyova, *Jurisdiction of the Court of the Eurasian Economic Union and Its Role in the Development of the Eurasian Legal Order: One Step Back and Two Steps Forward*, 39 *Polish Yearbook of International Law* 251 (2019)

<sup>235</sup> *Id.*

アドバイザー・オピニオンは特定の事項について解釈が求められた際に、出されるものであり、勧告的な性質を有する。連合裁判所が機能し始めた初年の 2015 年にアドバイザー・オピニオンを請求された事例は 1 件も存在していなかったが、その後、2016 年に 2 件、2017 年には裁判所が審理した事例の半分、2018 年に審理された全事件の三分の二<sup>236</sup>と、徐々に増えてきていることから関心が高まってきていることが分かる。

## 第二節 ユーラシア経済連合における知的財産制度の調和

ユーラシア経済連合条約の第 23 編「知的財産」では、連合内における知的財産権の保護に関する一般規定が置かれている。同編の第 89 条第 1 項では、次の基本的な課題を解決するために加盟国の共同作業が行われると記述されている。

- －知的財産権の保護に関する加盟国の法律の調和
- －加盟国の知的財産権者の利益の保護

さらに、同条の第 2 項では、ユーラシア経済連合商標の登録制度の導入は共同活動が行われる主な方向の一つとして挙げられている。しかし、EU の共同体商標のようなユーラシア経済連合共通の商標登録制度はまだ実現されていない。

## 第三節 ユーラシア経済連合における物品の自由な移動及び消尽論の原則

まず、ユーラシア経済連合に関する条約の第 1 条では、同経済連合内においては、物品、サービス、資本及び労働力の自由な移動が保障されると定められている。この中で、本稿のテーマと直接関係する物品の自由な移動原則については、さらに同条約の第 28 条「域内市場」及び第 29 条「物品の域内市場機能に関する例外手続き」では、物品の貿易において禁止される関税及び非関税措置等の制限行為、又はその例外について定められている。

ユーラシア経済連合条約の第 28 条 3 項においては、加盟国間の物品の貿易において加盟国は、本条約に別段の定めがある場合を除き、輸入・輸出関税（同等の効力を有する他の税金や料金）、非関税措置、特別な保護的、アンチダンピング及び相殺的な措置を適用してはならない、

---

<sup>236</sup> Сейтимова В. Х., Роль консультативных заключений Суда ЕАЭС в развитии права Союза и евразийской интеграции // Международные отношения и общество. 2019. № 11. С. 34-40

と定められている。そして、次の第 29 条には、物品の自由な移動原則に対する例外規定として、加盟国がどのような場合に加盟国間の物品貿易において制限を適用できるかが定められている。それによると、加盟国は次の場合に限って物品の貿易を制限できる。①人間の命と健康を保護するために必要な場合、②公序良俗を保護する必要がある場合、③環境保護のため必要がある場合、④動植物及び文化的遺産を保護するために必要がある場合、⑤国際的な義務を果たすために必要がある場合、⑥加盟国の安全保障上必要がある場合、の 6 つが例外として認められている。しかし、上記の必要性の存在に加えて、採用される措置は不当な差別又は偽装された貿易制限になってはならないという条件も課されている。

「知的財産権の保護に関する議定書」（ユーラシア経済連合条約付属書 26）の第 5 項「商標、連合商標に対する排他権の消尽原則」第 16 項において、域内消尽について定められている。しかし、加盟国が自国内において国際消尽原則を採用できるかどうかについては、規定はなく、ユーラシア経済連合裁判所の解釈もまだされていない。実質的に、加盟国の国内法を見ると、カザフスタンとベラルーシがそれぞれ域内消尽原則について規定しており、ロシアに関しては、国内消尽の規定を有しながら、ユーラシア経済連合条約も批准しているのである。

#### **第四節 主要加盟国であるロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入問題**

##### **第一項 ロシアにおける商標権に係る真正商品の並行輸入の問題**

###### **1. 知的財産権・商標権保護制度の概要**

ロシアは、前述のユーラシア経済連合の主要加盟国である。ソビエト連邦時代に制定された法令の一部は、そのままロシア連邦内においても、その効力を保ち続けるが、大部分は次々と新しい法令に置き換えられていった。従って、他の社会主義時代の法令と同様に知的財産権に関する各法律も新しく制定された。

最高法規としての憲法は、1993 年 12 月に制定・施行したが、その 44 条の 1 項には、「文学、芸術、科学、技術その他の創造的活動及び授業を行う自由は、何人に対してもこれを保障する。

知的財産<sup>237</sup>は法律によって保護される。」と定められた。さらに、憲法 71 条の 1 項 0 号において、知的財産に関する法規制は連邦府の管轄に属することが記述されている<sup>238</sup>。

ロシア連邦における知的財産権に係る初の法律は、1992 年 9 月 23 日に施行した「特許法」と「商標、サービスマーク及び原産地名称に関する」法律であり、翌年の 1993 年 7 月に施行した「著作権及び著作隣接権に関する」法律を始め他の知的財産関連の法律の制定がその後に続く。

しかし、2006 年 12 月に制定され、2008 年 1 月から施行した民法典<sup>239</sup>第 4 部に知的財産権に関する全ての規定が法典化されたことによって、上述の各法律がその効力を失うことになった。知的財産権に係る既存の法律を廃止し、全ての規定が民法典の中に集約された背景には、具体的には、次のような要因があったと指摘されている。

－既存の法制をロシア連邦が加盟している、或いは WTO のような加盟する予定の国際条約の規定に適合させる必要性

－関連する規定を総則及び各側に分け、又は、民事法の他の規定との統一化を図るという方向での係る法制を体系化させる必要性。

－民法典と他の法律との矛盾を解消する必要性<sup>240</sup>。

しかし、立法過程においては、以上の案以外にも、主に 3 つの草案が提出されており、長期間の議論を経て、知的財産権に係る全ての規定を民法典に集約化させる案が採択されたのである。採択された案に関しては、特に産業財産権の登録手続き等に関する行政法的な規定を民法

---

<sup>237</sup> ロシア法において「知的財産」という言葉が初めて使用されたのは、1990 年 3 月に制定されたソビエト連邦の「財産に関する」法律である。それから、憲法の第 44 条にも「知的財産」に言及され、1995 年 3 月に施行した民法典第 1 部においても同じ言葉が使われている。しかし、大幅な改正を経て 2008 年 1 月に施行した新民法典の第 1226 条「知的権利」においては、従前の「知的財産」が「知的権利」に変更された。

<sup>238</sup> ロシア連邦には、85 の「連邦構成主体」がある。即ち、州が 46、地方が 9、連邦市が 3、共和国が 22、自治州が 1、自治管区が 4 ある。また、ロシア連邦政府の連邦構成主体を監督するための区分として、9 の「連邦管区」がある。

<sup>239</sup> ロシア連邦の民法典第 1 部（総則）は、多くの作業を経て、1994 年 12 月に制定された。その後、契約各則、不当利得、不法行為について定める第 2 部は 1996 年に、相続や国際私法について規定する第 3 部は 2002 年にそれぞれ制定される。ロシア連邦の民法典は、特にオランダ民法典に強い影響を受けた他、ロシア帝国時代の民法典草案が参照されたりもしていた。

<sup>240</sup> Право интеллектуальной собственности. Т. 1. Общие положения. Под общ. ред. Л. А. Новоселовой. М.: Статут, 2017. С. 28-29

典に組み込むことを巡る意見の対立等、知的財産権の条文を民法典に組み込むことに対する異論も多かった。

ロシア連邦の知的財産権に係る現行の法制度は、主に民法典第4部の規定から構成される。民法典第4部は、第1225条から第1551条までの条文からなる<sup>241</sup>。その構成は、まず、総則から始まり、著作権に関する規定、特許権に関する規定と次いで、最後に商標権に関する規定になる。

ロシアは大陸法の国であり、基本的に判例の法源性は認められていないが、実際には、最高裁判所総会によって出される決定は下級裁判所にとって大きな影響力を有する。通常、裁判実務を統一させる目的で出されるこのような決定は、法律規定の適用に係る不明点及び問題について下級裁判所に解説を与えるものであり、実質的に判例の役割を果たしているとも言える。このような総会決定が普通裁判所の下級審裁判所に法的拘束力を有するかどうかについて法律の条文からは必ずしも明らかではないが<sup>242</sup>、実務上、大きな影響を与えていることは事実である。

一方で、商事裁判所の場合は、1995年に制定された「商事裁判所に関する」法律の第13条においては、最高商事裁判所の総会決定が下級裁判所に拘束力を有すると定められていた。しかし、この条文は2013年に最高商事裁判所が最高裁判所と併合された際に、既にその効力を失っている。さらに、2002年に制定された商事手続法典の170条4項では、下級裁判所が判決の理由の部分で最高裁判所の総会決定及び最高商事裁判所のその効力を失っていない総会決定を引用できると定められている。

---

<sup>241</sup> 第77章「統一の技術に含まれる知的活動の結果を使用する権利」の第1542条から第1551条までの規定 2020年の法改正によって、2022年1月からその効力を失っている。

<sup>242</sup> 「1993年憲法の制定過程において、憲法協議会では、最上級裁判所の総会決定に下級裁判所に対する法的拘束力を持たせると、裁判官の独立原則に抵触するのではないかという議論が生じた。…結局、憲法の文言上では、120条で裁判官の独立を規定しつつ、126条で『ロシア連邦最高裁判所は、……裁判所の活動に対する裁判監督を行い、裁判実務の問題について説明 (razyasneniye) を与える』と規定した。仲裁裁判所についても、同様の条項が127条に定められた。

ソビエト時代と比べると、『指導的』という形容詞は削除されたが、『説明』という語は残った。裁判実務の『説明』に関する最上級裁判所の総会決定が、下級裁判所に対して法的拘束力を持つかどうかは、この時点でも明確ではなかった。」(阿曾正浩「現代ロシアにおける裁判と法解釈」52頁、社会体制と法 第10号、2010年5月)

民法典第4部の規定の適用について解説を与える最高裁判所総会の最新の決定としては、2019年4月に出された「ロシア連邦の民法典第4部の適用に関する」決定は、知的財産権の規定が裁判実務において具体的にどのように適用されているのかを理解するのに重要な参考文献となり得る。

ロシア連邦の裁判制度について定めているのは、1996年に制定された「ロシア連邦の裁判制度に関する」法律であり、それによると、ロシア連邦の裁判所は、以下の3種類に分けられる。

- ・憲法裁判所
- ・一般司法（普通）裁判所
- ・商事裁判所

この中で、憲法裁判所は違憲審査を行っており、一般司法（普通）裁判所は民事事件、刑事事件、行政事件を取り扱う。

一方で、商事裁判所<sup>243</sup>は経済分野に係る民事（商事）事件と行政事件を扱う裁判所であり、2013年の裁判制度改革<sup>244</sup>まで、一般司法（普通）裁判所と商事裁判所の最高審は、最高裁判所であった。

知的財産権に関する事件の裁判管轄は、普通裁判所と商事裁判所両方が持っており、どの裁判所になるのかは、紛争の当事者によって決まる。つまり、紛争の当事者の少なくとも一方が自然人であった場合は、その事件は普通裁判所の管轄になるし、法人若しくは事業者であった場合は、商事裁判所の管轄になる。実際に、知的財産権に関する多くの事件は後者の種類であり、商事裁判所において処理されていた。ロシアでは、2013年の知的財産権裁判所が設立された。この裁判所は、ドイツの特許裁判所と日本の知的財産高等裁判所をモデルにしたと言われており、従来の商事裁判所<sup>245</sup>の一部門として機能し、商事裁判所の中に統合された。

---

<sup>243</sup> この商事裁判所は実際に全く新しく設立された裁判所ではなく、ソビエト連邦において存在し、国営企業間の紛争を処理していた国家仲裁委員会（gosarbitrazh）の後身である。

<sup>244</sup> 1996年に「裁判制度に関する」法律が制定され、以来、司法改革について長く議論された結果、裁判制度を改善する具体的な取り組みが開始された。その一環として、2013年に最高商事裁判所と最高裁判所が併合された。しかし、下級の商事裁判所は、そのまま機能しており、併合されたのは最高審の最高商事裁判所のみである。

<sup>245</sup> 「商事裁判所はロシア語では arbitrazhnyi sud と呼ばれ、日本では仲裁裁判所と訳されることがあるが、これは誤りで、この機関は国家の裁判所であり、仲裁を行う機関ではない。」（小田博『ロシア法〔初版〕』61頁（東京大学出版会、2015年））。



全国に 84 カ所ある州商事裁判所の中に統合されている知的財産裁判所が担当する事件は主に以下の通りである。

－特許庁（Rospatent）の行為に対する異議申立て事件（審決取消訴訟）

－特許権者の確認に関する事件

－特許権、実用新案権、意匠権、商標権の無効化に関する事件（Rospatent が取り扱うものを除く）

－商標不使用取消訴訟

－連邦反独占局（FAS）不公平な商標規制に関する審決への不服申立て事件

一方で、その他の知的財産権の侵害に関する事件は、州の商事裁判所が第一審として担当し、それから、全国に 21 カ所用意されている商事控訴裁判所が控訴審（第二審）の役割を果たす。また、全国に 10 カ所ある管区商事裁判所の中に統合されている知的財産裁判所に対して破損審（第三審）を請求することができる。

しかし、ここで留意しなければならないのは、上記の第 1 種類の事件に関しては、控訴審がなく、州の知的財産裁判所で審理された後、直接、管区の知的財産裁判所に破損審を請求するという形になる。

そして、上記の管区知的財産裁判所の破損審に加えて、最高裁判所の商事紛争を取り扱う合議部においても、破損審の審理を請求できる。この合議部は、2013 年に最高商事裁判所が最高裁判所に併合された際にできた組織であり、実質、商事裁判所の破損審が二審級になっているのである。しかし、この最高裁判所合議部による破損審は、実体法及び／又は手続法規範の重大な違反で、判決に影響を及ぼす根拠がある場合にのみ審理が行われる。

さらに、最終審として、最高裁判所合議部の破損審決定の再審理を行う最高裁判所幹部会による監督審もある。しかし、監督審による審理が可能なのは以下の場合に限られる。

－憲法、一般に承認されている国際法の原則、又は規範、ないしは国際条約が保障する人権、又は自由の侵害があったと認められる場合

－不特定多数の人の権利、又は法的利益、又はその他の公共的利益の侵害があったと認められる場合

－裁判所による統一的な法規範の適用、及び／又は解釈の違反があったと認められる場合

以上の条件を満たす場合、監督審による審理が行われ、原審判決を破棄、又は変更することができる。

## 第二項 消尽論及び真正商品の並行輸入

ロシアにおける商標に関する規定は 2006 年に制定された民法典第 4 部の第 7 編「知的活動の成果及び識別手段の保護」（第 1225 条～第 1551 条）の中に統一されている。同民法典第 4 部の第 1477 条第 1 項には、「商標証明書に証される排他権は、商標について、すなわち、法人又は個人事業主の商品を識別することが意図された標章について認められる。」と定められており、その第 2 項においては、上記の規定がサービスマークにも適用される旨記述されている。

ロシア民法典第 4 部の規定と以前の知的財産権に係る各法律の規定の一つ大きな相違点として挙げられるのは、「知的財産権 (права интеллектуальной собственности)」の代わりに「知的権利 (интеллектуальные права)」という言葉が使われた点である。「知的財産」の代わりに「知的権利」という言葉が使われ始めた背景の一つに、財産的性質を持つ排他権と人格権を使い分けるためであると考えられる。

第 1226 条「知的権利」によると、「知的権利は、知的活動の成果及び当該成果と同視される識別手段（知的活動の成果及び識別手段）に対して認められるものであり、当該権利は、財産権である排他権並びに本法によって定める場合は非財産的人格権及びその他の権利（追及権、接近権等）も含む。」とされている。しかし、同時に前条の第 1225 条第 2 項に「知的財産」という言葉が使われており、さらに、知的財産について言及する憲法第 44 条の規定もそのままである。

ロシアの商標保護制度の主な特徴は他の大陸法の国の制度とほとんど変わらない。商標権が登録によって発生する、いわゆる登録主義になっている。商標登録手続きを担当する管轄機関は、ロシア特許庁 (Rospatent<sup>246</sup>) である。パリ条約やマドリッド協定、TRIPS 協定等、商標に関する主要な国際条約の加盟国である。

---

<sup>246</sup> 通常、Rospatent (ロスパテント) と呼ばれているが、正式名称は、「連邦知的財産庁」であり、現在、経済発展省の下部機関となっている。

民法典 1484 条「商標に係る排他権」の 1 項にその排他権の内容が定められており、2 項各号において、商標の使用態様が列挙されており、その 1 号には「…ロシア連邦領域内への輸入がなされる商品（商品のラベル上及び包装上を含む。）への使用」という使用形態が示されている。さらに、同条の 3 項には、「識別のために商標が登録された商品又はその類似商品につき、斯かる使用の結果として混同のおそれがある場合、何人も、商標権者の許可なく当該類似表示を使用する権利を有しない。」と記述されている。つまり、他人の商標が付された商品を無断で輸入する行為は、形式的には商標権侵害に該当すると判断される。

民法典第 1487 条「商標に係る排他権の消尽」では、商標権の消尽について次のように定められている。「商標権者により直接またはその同意を得て、ロシア領域内において流通に置かれた商品について、他人による当該商標の使用は、商標に係る排他権の侵害とはされないものとする。」条文にも明文化されているように、商標に係る排他権が消尽したと認められるのはロシア領域内において流通に置かれた商品に限られる。つまり、本条文の規定は、いわゆる「国内消尽論」の原則を採用しているのである。さらに、上記の消尽原則を裏付ける規定が民法典 1227 条「知的権利及び物権」にも設けられており、そこでは知的権利が所有権及びその他の物権とは独立である旨が示されている。

民法典 1252 条「排他権の保護」の 4 項で、「知的活動の成果又は識別手段が使用された有形媒体の生産、頒布又はその他の使用及び輸入、輸送又は保管が、かかる成果又はかかる手段に係る排他権の侵害につながる場合は、かかる有形媒体は、偽造（Контрафакт, counterfeit）のものとなされ、裁判所の判断によって、本法に別段の定めがある場合を除いて、流通経路から除去し、かつ、一切の補償なしに破壊する<sup>247</sup>ことができる。」と定められている。民法典 1487 条の規定によって、商標権が消尽するのはロシア連邦内に限定されているため、真正商品の無許可の輸入も商標権侵害とされることになる。

---

<sup>247</sup> かかる商品を流通に置くことが公共の利益に鑑み必要な場合は、商標権者は、侵害商標を、侵害者の費用負担で、偽造品、そのラベル或いは商品の包装から除去するよう要求することができる。（民法典第 1515 条 2 項）

少なくとも後述する 2009 年の「ポルシェ事件」判決が出るまでは、並行輸入される真正商品は偽造品として扱われていた<sup>248</sup>。

上述した通り、現行法においては、商標権者の同意なしに、商標権者の商標が付された商品をロシア連邦領域内に輸入する行為、いわゆる並行輸入する行為は商標侵害になる。商標権に係る真正商品の並行輸入に関する事件においては、主に、行政違反法の適用性、偽造品の定義、又は商標権者による商標権行使の関係で競争法の適用性等が争点になることが多い。

### 1. 関連する裁判例

商標権侵害の救済方法として、民事的・行政的・刑事的手段がある。まず、侵害訴訟の中身を見ると、数が圧倒的に多いのは商標権侵害訴訟である。訴訟の種類でいうと、民事及び行政事件が最も多く、刑事事件が最も少ない。そして、刑事罰の適用要件としては、当該侵害行為が何回も行われており、又は巨額の損害を与えた場合が挙げられる。

民事的救済の根拠条文は、民法典第 12 条「民事的権利の保護方法」及び第 1252 条「排他権の保護」である。第 1252 条の規定によると、知的財産権侵害が起きたとき知的財産権者は具体的には次のような措置を請求できる。権利の確認、侵害行為の停止（差止請求）、損害賠償請求、侵害品の除去等である。さらに、民法典に直接定めがある場合は、一定の種類 of 知的活動の成果又は識別手段については、損害賠償請求の代わりに補償金を請求することができる。補償請求のメリットとしては、知的財産権者に損害額について立証する責任がなくなる点が挙げられる。つまり、侵害の事実を立証さえすれば、補償金を請求できるのである。しかし、補償額の上限は法律によって決まっており、具体的な事件における補償金額は、当該事件の内容及び当該事件のその他の事情にかんがみ、公正かつ正義の原則を考慮にいれながら、裁判官によってその限度内で認定される<sup>249</sup>。

---

<sup>248</sup> 2014 年のユーラシア経済圏の設立に伴い、加盟国の領域内において、実質的に地域内消尽論が認められることとなった。

<sup>249</sup> 商標権侵害事件において商標権者が請求し得る補償金の額については、民法典 1515 条「商標の違法な使用に対する責任」において、その二つの種類が定められている。同条によると、商標権者は侵害者から損害賠償の代わりに次の何れかの範囲内で補償金を請求することができる。1 万ルーブル以上 500 万ルーブル以下の範囲内の金額か、又は当該商標が違法に使用された全商品の価格の二倍、若しくは当該商標の（通常の商標の使用料を基準として算定される）使用料の二倍である。

知的財産権侵害事件における救済方法としての行政的手段は、民事及び刑事的手段よりも権利者によって良く使われてきた。その主な原因は、まず、行政訴訟の場合、民事及び刑事訴訟に比べて時間が短縮されており、手続きも簡素化されている点にある。さらに、行政訴訟の場合は権利者に代わって行政機関が当事者になるので、経済的にも有利である。しかし、行政訴訟の結果、権利侵害が認定された場合、当該侵害行為が差止させられ、侵害者に対して罰金が科せられるが、知的財産権者による損害賠償請求はできない。

商標権侵害事件における救済方法としての行政的手段に関する根拠条文は、行政違反法第 14.10 条「商品（業務、サービス）に係る識別手段の違法な使用」である。同条においては、他人の「商標の不正使用」行為について定められており（「他人の商標と同一、または類似する商標を、法令に違反した形で、類似する商品・サービスに使用する行為は行政罰の対象となる」）、並行輸入がそのような行為に該当するとされていた。従って、並行輸入品が税関で差し止められ、税関が行政訴訟を提起し、当該行為が行政違反法 14.10 条に違反する行為であると裁判官が認めるときは、被告に対して罰金が科せられ、差し止められた貨物は没収廃棄されることになっていた。民事訴訟に比べて時間的にも、そして金銭的にも便利な制度であるこのような行政的手段は、並行輸入行為を規制する根拠として商標権者によって長期間にわたって利用されていた。

しかし、2009 年に連邦最高商事裁判所・幹部会によって出された「ポルシェ事件<sup>250</sup>」（дело № А-40-9281/08）判決によって状況は大きく変わった。裁判官は、「行政違反法を含む、公法に

---

<sup>250</sup> 本事件の概要は次の通りである。「ドイツの自動車メーカー・ポルシェ社のロシア正規輸入販売業者である LLC Porsche Cayenne Russland は、ロシア国内において、“PORSCHE”、“CAYENNE”商標の使用許諾を受けていた。一方、ポルシェ社製自動車のロシア国内での正規販売者としての許諾を得ていない Genesis 社（被告）は、ロシア国外で合法的に販売された Porsche Cayenne S Car を販売の目的でロシアに輸入した。

モスクワ税関は被告による当該 Porsche Cayenne S Car の輸入行為は、商標権侵害行為であるとして、車の輸入を差し止めると共に、行政違反法第 14.10 条に基づきモスクワ市仲裁裁判所（日本語訳は「仲裁裁判所」より「商事裁判所」の方が望ましい、筆者。）に提訴した。モスクワ市仲裁裁判所は、当該並行輸入は商標権侵害に該当するとして、税関に輸入の差止を命じた。被告はこの判決を不服として、上訴したが第二審裁判所もこの判決を維持する判断を示した。そして、この事件は最終的に、連邦最高仲裁裁判所・幹部会で争われることになった。

ポルシェ事件の最終審である連邦最高仲裁裁判所・幹部会は、下級審判決を破棄し、並行輸入行為に対しては、税関は行政違反法第 14.10 条に基づく行政罰を科すことができないとして、税関での並行輸入品の差し止めを認め

基づく責任は、個人の利益と公益のバランスを考慮しなければならない。行政責任を負わせるのは、公益に損害を与える場合に限られる」と述べ、行政罰が科せられるのは模倣品の場合のみであり、不法に付されたものでもない並行輸入の場合は、民事的救済で十分であるとした。

ポルシェ事件判決が出されてもその後の一時期は、並行輸入を阻止する有効な手段として使われてきた行政的救済ができなくなり、並行輸入は合法になったかのような印象を与えた。実際に、2009年のポルシェ事件判決が出された後起きたいくつもの事件において、商事裁判所は並行輸入品に模倣性がないという理由で商標権侵害を否定している<sup>251</sup>。

その一方で、2009年に北西連邦管区において争われた「UVEX 事件」では、サンクトペテルブルク市商事裁判所は、並行輸入行為を商標権侵害として認定し、並行輸入品の差止を認めた判決を出した。本事件においては、裁判官は、国内消尽を定める民法典第 1487 条を取り上げ、商標権の消尽はロシア国内に限られ、並行輸入者の行為は違法であると判断した<sup>252</sup>。

その後、裁判実務において暫く続いていた混乱を解決したのは、2010年の「Evian ミネラルウォーター事件」最高商事裁判所判決である。本事件では、フランス企業の Evian 社が、商標「EVIAN」について商標権を有しており、さらに当該商標の税関登録も行っている。そして、「EVIAN」商標が付されたミネラルウォーターの、ロシア連邦内の唯一の正規代理輸入者はペシコ・ホールディングス社である。

モノリト・インベスト社（第一被告）は、Liquid World GBR 社（ドイツ企業）との 2009 年 3 月 11 日付契約に基づき、1.5 リットルのペットボトル 13.104 本をロシア連邦内に輸入した。ベストライン社（第二被告）はこの商品を自社倉庫に保管した。

原告 Evian 社は、商標「EVIAN」が付されたミネラルウォーターの輸入禁止、輸入された全ての商品の廃棄を求めて、訴訟を起こしている。

---

ない旨の判断を示した。」（黒瀬雅志編『ロシア知的財産制度と実務』264 頁〔黒瀬雅志〕（経済産業調査会、2013 年））。

<sup>251</sup> Елена Городиская, Параллельный импорт: анализ судебной практики, 2013. Available at [https://zakon.ru/blog/2013/2/1/parallelnyj\\_import\\_analiz\\_sudebnoj\\_praktiki](https://zakon.ru/blog/2013/2/1/parallelnyj_import_analiz_sudebnoj_praktiki)（最終アクセス日：2022 年 8 月 15 日）

<sup>252</sup> Шавшина В.П., Головацкий Р., Деянова С. Трудная задача – соблюсти баланс интересов // Ракурс. 2015. № 3, С. 22-30

本事件は、結局、2 審を経て、最高商事裁判所まで争われたが、最高商事裁判所は、「商品へ適合する商標を自身で付したか否かを問わず、輸入による商標の使用について、権利者からの承諾を得ず、当該商品をロシア連邦内に輸入した行為は、商標権者の有する排他的権利の侵害である。」という控訴仲裁（商事）裁判所の判断を維持した<sup>253</sup>。

同判決においては、並行輸入品の輸入禁止は命じられているが、商品の廃棄については認められなかった。

同様の判断は「Budweiser 事件<sup>254</sup>」の判決にも見られるが、当該商標が適法に付されたことが廃棄を命じない理由として挙げられている。

さらに、翌年の 2011 年に起きた「GOO.N 事件」においては、日本からロシアへの GOO.N 商標が付された紙オムツの並行輸入行為の侵害性について争われたが、被告は原告商品を日本国内において適法に購入しており、原告の日本国内における国内二次代理店は輸出許可を出していると主張した。裁判官は、「原告は、ロシアへの輸入についての同意書を提示していない」、「商標の使用を禁止していないということが、商標の使用を許諾したという意味に解釈されてはならない」等の理由を挙げ、被告の主張を認めなかった<sup>255</sup>。

## 2. 並行輸入の合法性を認めた判決

2017 年の後半から、反独占庁の影響で、並行輸入業者に民事的責任を負わせる方向からの転換が始まる<sup>256</sup>。反独占庁は、権利者に対して、輸入業者の輸入行為を阻害しないよう警告書を送達するようになった。そこで、並行輸入業者の TMR import 社や AVTologistika 社は KIB 社によって競争が制限され、不正競争が行われていると反独占庁に訴え、そのような警告書の一つが KIB 社に送られた<sup>257</sup>。並行輸入業者は、KYB 社と KYB Eurasia 社の KYB 商標及び KAYABA

---

<sup>253</sup> 黒瀬・前掲注（250）265 頁

<sup>254</sup> Постановление Суда по интеллектуальным правам от 23.03.2015 № С 01-110/2015 по делу № А40-2288/2014

<sup>255</sup> 萬秀憲「商標権を活用したロシアでの並行輸入品対策について」知財管理 65 巻 4 号 478-479 頁（2015）

<sup>256</sup> Серегин Д.И., Параллельный импорт: казнить нельзя помиловать // Патенты и лицензии. 2018. № 5. С. 9-15

<sup>257</sup> 同時期に、KYB 社以外にも同じく自動車部品を製造する会社である Daimler A.G.社及び Renault S.A.S 社、又は医療機器の製造者である YD-Diagnostics 社らに対しても同様の警告書が送付されている。Елена Соколовская, Вариации квалификации // Конкуренция и право. Available at <https://cljournal.ru/glavnoe/227/>（最終アクセス日：2022 年 8 月 15 日）

商標の使用における共同行為によって反独占法の違反が起きていると主張していた。具体的には、海外の権利者によって国内の業者に独占代理店の資格が与えられており、国内業者は当該商標が付された商品を独占的に輸入し、高価格で販売しており、他の同様の業者はそのような権利がなく、結果として自動車部品市場における競争の制限につながっていると主張した。反独占庁は、商標権者の行為が競争法第 14.8 条の規定に違反しているとし、KYB 社に警告書を送付した。KYB 社はそれに対して商事裁判所に反独占庁の警告書を無効とするよう訴訟を提起した<sup>258</sup>。

2017 年 12 月 13 日に、KYB 社が反独占庁から受けた「不当な輸入制限に関する改善命令」の取消しを求めて起こした訴訟において、モスクワ商事裁判所は原告の求めを退け、並行輸入の合法性を認めた<sup>259</sup>。裁判官は、輸入者が輸入しているのは真正商品であり、輸入製品に付されている商標が示す出所は原告のそれと同一であるから、需要者の混同は生じず商標権侵害に該当しないと述べた上で、原告の輸入を制限する行為は競争法 4 条（定義規定）9 号（「不正競争」）<sup>260</sup>及び 14.8 条（「他の不正競争行為も 14.1～14.7 条の行為と同様に禁止される」）<sup>261</sup>という不正競争行為であると判示した<sup>262</sup>。

上記の競争法第 4 条の第 9 号において、「不正競争」の定義は次のように定められている。

*競争法第 4 条 九不正競争とは、商業活動において有利になることを目的とし、ロシア法、商慣習、誠実さ、合理性及び公正性の要件に反し、他の商標事業者 - 競争者に損害を与えたか、或いは与える恐れがあるか、又はその営業上の信用を損なう恐れのある商業的主体のあらゆる活動である。*

---

<sup>258</sup> Карелина М.М. и др. Интеллектуальная собственность: проблемы судебной защиты. М.: РГУП, 2019. С. 174-175

<sup>259</sup> Дело № А40-159212/17-122-1403, Арбитражный суд города Москвы.

([https://kad.arbitr.ru/PdfDocument/a5580ca6-85c0-4114-abc2-b1d2d3125b6c/31207f81-bafd-490d-a1fd-5df31f7a054b/A40-159212-2017\\_20171213\\_Reshenija\\_i\\_postanovlenija.pdf](https://kad.arbitr.ru/PdfDocument/a5580ca6-85c0-4114-abc2-b1d2d3125b6c/31207f81-bafd-490d-a1fd-5df31f7a054b/A40-159212-2017_20171213_Reshenija_i_postanovlenija.pdf))

<sup>260</sup> Статья 4. 9) Недобросовестная конкуренция - любые действия хозяйствующих субъектов (группы лиц), которые направлены на получение преимуществ при осуществлении предпринимательской деятельности, противоречат законодательству Российской Федерации, обычаям делового оборота, требованиям добросовестности, разумности и справедливости и причинили или могут причинить убытки другим хозяйствующим субъектам - конкурентам либо нанесли или могут нанести вред их деловой репутации;

<sup>261</sup> Статья 14.8. Запрет на иные формы недобросовестной конкуренции

Не допускаются иные формы недобросовестной конкуренции наряду с предусмотренными статьями 14.1 - 14.7 настоящего Федерального закона.

<sup>262</sup> 原告はその後、控訴審に上訴していたが、2018 年 3 月 18 日にその請求を取り消している。その後、出された下記の憲法裁判所の判決が影響を与えたと考えられる。



一方で、競争法第 14.1 条から第 14.7 条までは同法によって規制される不正競争行為の類型が列挙されており、その第 14.8 条には、「他の不正競争行為も第 14.1～14.7 条の行為と同様に禁止される。」と定められている。しかし、具体的にどのような行為が「他の不正競争行為」に該当するのかは条文上明らかではない。そこで、2021 年 3 月 4 日に出された最高裁判所総会の「裁判所による競争法の適用に当たって生じている諸課題に関する」決定の第 32 号においては、競争法第 14.8 条の趣旨について、次のように解説が示された。まず、競争法において定められている不正競争の類型は限定列挙ではないと確認された。特定の主体の行為が、競争法第 14.8 条の規定に基づいて不正競争行為として認定される際は、競争法第 4 条 9 号（「不正競争」の定義規定）及び産業財産の保護に関するパリ条約第 10-bis 条の規定によって定義された不正競争行為の共通的な特徴が（存在するかどうか）評価される<sup>263</sup>。

その後、2022 年 2 月に Медэксперт 社の申し立てにより、憲法裁判所が競争法第 14.8 条及び第 51 条（競争法違反行為に対して行われる命令の執行。執行が行われなかった場合の措置。）の違憲性について判断した判決を出した。申し立て人の Медэксперт 社は医療サービスを提供する会社であり、マリ大学の全教職員を対象とした定期的な健康診断サービス事業の入札において落札していた。しかし、その後、反独占庁のマリ・エル共和国にある支部によって、Медэксперт 社はマリ・エル共和国内において医療サービスを提供する資格（免許）を持たないまま、健康診断サービス事業の入札において落札していると指摘された。

Медэксперт 社の当該行為が競争法第 14.8 条の規定に違反するとされ、第 51 条に基づいて課徴金命令が発せられた。その後、Медэксперт 社は反独占庁の行政処分に対して商事裁判所に訴訟を提起するが、反独占庁の命令がそのまま維持される結果となった。本件は、競争法第 14.8 条と第 51 条の規定がロシア連邦憲法の第 34 条<sup>264</sup>、第 35 条<sup>265</sup>及び第 55 条<sup>266</sup>の規定に矛盾するとし、それらの条文の違憲性について判断を求めて Медэксперт 社が憲法裁判所に申し立てを行った事

---

<sup>263</sup> Постановление Пленума Верховного Суда Российской Федерации от 4 марта 2021 г. N 2 г. Москва "О некоторых вопросах, возникающих в связи с применением судами антимонопольного законодательства"

<sup>264</sup> ロシア連邦憲法第 34 条 1. すべての人は、起業その他法律で禁止されていない経済活動に伴って、自身の能力や資力を自由に用いる権利を有する。2. 独占及び不正競争を目的とする経済活動は、これを禁ずる。

<sup>265</sup> ロシア連邦憲法第 35 条 1. 私有財産権は、法律でこれを保障する。（以下省略。）

<sup>266</sup> ロシア連邦憲法第 55 条 1. ロシア連邦憲法に規定されている基本的権利及び自由は、他の一般的に認識される人及び国民の権利及び自由を否定又は毀損するよう解釈されるべきではない。（以下省略。）

例である。この事件自体は本稿のテーマと直接関連するものではないので、それ以外の詳細については述べないが、上記の並行輸入関連の事件において適用された競争法第 14.8 条の違憲性について憲法裁判所が判断を示した点が重要であるので、以下当該箇所を引用しながら、競争法第 14.8 条の趣旨について再度考察を行う。

憲法裁判所は、上述した最高裁判所総会の決定をも引用しながら、競争法第 14.8 条が規制する不正競争行為には、競争法第 4 条第 9 号で取り上げられている「不正競争」行為の特徴を有する行為が該当すると述べた。さらに、（本条文で言う）「他の不正競争行為」という類型は、十分に明確にされてなく、恣意的な法適用をもたらすものとして見なされてはならない。なぜならば、当該規定の内容は、競争法の一般規定を考慮しながら各事件の事実関係によって明確になるからであると述べた<sup>267</sup>。そして、規制される不正競争行為について限定列挙していれば、常に変動する事業主の不正競争戦略に適切に対応できなかったであろうと続き、事業者の行為を誠実さ、合理性及び公正性の観点から評価することはパリ条約第 10-bis 条の原則にも適合していると示した。

### 3. 並行輸入に関する憲法裁判所の判決

2018 年 2 月 13 日にロシア憲法裁判所は、ロシアにおける並行輸入の問題につき画期的であるとも言えるような判決<sup>268</sup>を出した。本件は、並行輸入業者の PAG 社が民法典第 1252 条 4 号、第 1487 条及び第 1515 条の第 1、2、4 号の合憲性について判断を求めて、憲法裁判所に訴訟を提起した事案である。

元の商事裁判所において争われた訴訟では、商標権に係る真正商品の並行輸入行為が問題となっていた。原審被告の PAG 社は、Sony 製の超音波診断装置専用の用紙をロシア国内の医療機関に供給する政府調達契約を獲得し、当該用紙をポーランドの Meditech Sp. zo.o.社から購入した上で、ロシア国内への（並行）輸入を行っていた。それに対して、商標権者のソニー株式会社

---

<sup>267</sup> Постановление Конституционного Суда РФ от 17.02.2022 N 7-П "По делу о проверке конституционности статей 14.8 и 51 Федерального закона "О защите конкуренции" в связи с жалобой общества с ограниченной ответственностью "Медэксперт"

<sup>268</sup> По делу о проверке конституционности положений пункта 4 статьи 1252, статьи 1487 и пунктов 1, 2 и 4 статьи 1515 Гражданского кодекса Российской Федерации в связи с жалобой общества с ограниченной ответственностью «ПАГ» 8-П/2018 (Available at <http://doc.ksrf.ru/decision/KSRFDecision315752.pdf>)

は、並行輸入の差止、既に並行輸入された物の没収及び補償金の支払いを求めて、商事裁判所に訴えを提起した。第一審のカリーニングラード州商事裁判所は、ロシア領域において第三者が、権利者の同意なしに、（商標が付された）商品を流通に置くことは、当該商品が以前外国において流通に置かれたという事実とは関係なく、当該商標に対する排他権の侵害になるとした。その結果、並行輸入物は没収廃棄され、被告のPAG社に対しては10万ルーブルの補償金の支払いが命じられた。被告はその後、原審の判決を不服として上訴したが上訴審でも下級審の判断はほぼ全面的に支持された。

そこで、被告の並行輸入業者PAG社は、民法典第1252条「排他権の保護」第4号（知的財産権の侵害品が偽造品と見なされ、何ら補償なしに没収廃棄されると定めた規定。）、1487条（商標権に対する排他的権利の消尽に関する規定）又は1515条（商標権侵害に対する責任に関する規定）の1項（偽造品の定義規定）、2項（商標権侵害品の廃棄に関する規定）、4項（補償金に関する規定）の規定は憲法が保証する法的確実性原則、平等原則及び所有権絶対の原則に反すると主張し、憲法第1条、第7条、第17条、第18条、第19条、第35条及び第55条の合憲性について憲法裁判所の意見を求めた。

憲法裁判所は、まず、排他的権利の国内消尽について定める民法典第1487条の規定は憲法に違反しないとした。しかし、権利者は自己の商標権を濫用し、特定の商品のロシア国内への輸入を妨げたり、ロシア国内の価格を不当に上げるような価格差別を行ったりすることが可能であり、このような場合は民法の権利濫用の法理を適用しなければならないと示した。

さらに、真正商品の並行輸入による被害が偽造品のそれと同等な場合を除いて、真正商品の並行輸入行為は偽造品輸入行為と同様に扱ってはならないと述べた。

そして、従来認められていた並行輸入品の没収及び廃棄といった民事的救済が認められるのは次の場合のみに限定されるとした。

1. 並行輸入品が適正な品質のものでない場合。
2. 安全を確保するために必要がある場合。
3. 人の生命及び財産を守るために必要がある場合。
4. 環境及び文化価値を保護するために必要がある場合。

憲法裁判所の判決後、複数の判決において、並行輸入された商品が原告により製造されたものであり、原告である権利者が、当該商品が不適切な品質であること、あるいは安全性又は国民の生命若しくは健康を脅かすものであることを立証できない場合には、原告による当該商品の差押さえ及び廃棄の請求が退けられた。並行輸入品の品質について、ロシアの裁判所は、商標権者が立証しない限り、当該商品は適切な品質を有すると推定しているとみられる<sup>269</sup>。

本判決においては、立法機関が、侵害の性質によってその責任の内容及び程度が変わるように法改正を検討できると述べられており、今後法改正も予想される。

### 第三項 並行輸入の合法化の議論

ロシアにおいては、商標権に係る真正商品の並行輸入を合法にすることについての議論が2010年代に入ってから盛んに行われるようになった。国家機関としては、合法化を主張しているのは連邦反独占庁である。並行輸入は、正当な競争を促進し、商品価格の低下に繋がるという意見をその主張の根拠として挙げている。

それに対して、税関を始め、多くの機関は反対の立場を取っており、並行輸入品と同時に模倣品の輸入も増加すること、さらに、それによって商標権者のブランドイメージが悪化すること、直接投資が減少することなどが反対の立場の主張として述べられている<sup>270</sup>。

そして近年、限られた商品類に関してのみ並行輸入を認めるような対策が講じられるようになった。具体的には、医薬品、医療機器、自動車部品、電気製品、衣類品、化粧品等である<sup>271</sup>。

2022年3月30日に発効した政令によって、一部の商品についてのみ、権利者の同意なしに、並行輸入できるようになった。並行輸入が許容される商品のリストについては、各省庁からの提案に基づいて、作成されるとしている。

---

<sup>269</sup> 橋本千賀子、ナタリヤ・グリュエバ「[ロシア] 並行輸入に関する最新判決について－権利者に認められた保護の限度の解釈－」知財管理 69巻1号141頁(2019)

<sup>270</sup> Легализация параллельного импорта и ее влияние на товарные рынки России: аналит. отчет / отв. ред. сер. В. В. Радаев; Нац. ис-след. ун-т «Высшая школа экономики»; Лаб. экон.-социол. исслед. – М.: НИУ ВШЭ, 2011. С. 25-28)

<sup>271</sup> А. Ворожевич, Параллельный импорт в сфере фармы: был или не был. 2016. Available at

[https://zakon.ru/blog/2016/05/26/parallelnyj\\_import\\_v\\_sfere\\_farmy\\_byt\\_ili\\_ne\\_byt](https://zakon.ru/blog/2016/05/26/parallelnyj_import_v_sfere_farmy_byt_ili_ne_byt) (最終アクセス日 2022年10月16日)

## 第八章 ウズベキスタンにおける並行輸入制度のあるべき姿についての検討

ここまで、商標権に係る真正商品の並行輸入に関する各国の制度について考察してきた。以下、各国あるいは各地域の発展経緯と現状といったそれらの内容を踏まえながら、ウズベキスタンの現状に鑑み、現在あるいは将来的に、最も導入するに相応しいと考えられる並行輸入制度のあり方について検討する。

並行輸入の可否については、ウズベキスタンにおいても並行輸入は許容されるべきであると考えられる。その主な理由は、市場の構築にある。並行輸入によって価格競争が促され、健全な市場の構築に貢献すると考えられるからである。

既に述べた通り、並行輸入を許容することの可否については、国際条約等に義務規定はなく、各国が独自の規定を作り運用されている。実際、ウズベキスタンが現在締結している FTA 等においても、並行輸入を禁止するような条項は存在しない。

この点からすると、国際消尽の原則のような並行輸入の可否に関する明文規定を法律で定める必要はなく、法解釈によって対応すればいいことになる。しかし、そこには問題点が残る。すなわち、裁判実務が統一されていない状態で不透明性が残ると、予見可能性が低下し、その結果として直接投資の減少等にも繋がることになる。そのようななか、並行輸入を許容する場合の判断基準となるような適切な理論構成が求められると考える。

現状把握のため、これまでにウズベキスタンにおいて訴訟になった並行輸入関連の事例を、商標権を有する主体によって整理すると、次の3つに分けることができる。

- ① 国外企業が国内外の商標権を有する場合
- ② 国外商標権は国外企業が有しており、国内の権利はグループ企業が有する場合
- ③ 国内の販売代理店が商標権を有する場合

上記の①及び②類型では、最高裁判所は商標権侵害を否定し、並行輸入を肯定する判決を下している。しかし、③の類型では商標権侵害が肯定され、並行輸入品の廃棄請求についてのみ原告の請求が棄却されている。判決の内容としては、内外商品の品質について、商品又はその包装に変更が加えられていないかどうかは考慮されているものの、実質的な品質の差異までは判断の対象にされていないと考えられる。

消尽についていえば、最高裁判所は、直接言及はしていないものの、国際消尽論を採用していると言える。そして、各判決には、共通して以下のような並行輸入を許容する要件が示されている。それは、「並行輸入品が真正商品であること」及び「並行輸入品が商標権者又はその同意によって適法に流通に置かれた商品であること」である。また、事件によっては、「並行輸入品又はその包装等に何らかの変更が加えられていないか」も考慮される。

ところが、上記のような要件は、必ずしも並行輸入の事件に特有なものではなく、国内における通常の商標権侵害事件においても考慮されている事項であると言える。つまり、最高裁判所は、並行輸入問題に対して、国際消尽論を採用した上で、国内の侵害事件と同様の取扱いをしているに過ぎないと考える。

しかし、並行輸入という海外及び国内が関与し、多くの当事者が存在する事案を、国内の侵害事件と同等に扱うことには違和感が残る。並行輸入をめぐる事件の中には、内外権利者間の権利が複雑な場合、内外商品の品質において差異がある場合、並行輸入品がライセンス契約に違反して流通に置かれた場合等の、より複雑な事案が少なくないことから、国内の侵害事件とは異なる角度からの法解釈が求められることは必須である。具体的な事実関係が異なるようなケースでも適用できるような適切な理論構成が必要であると考ええる。

これまで提示してきた比較対象各国の制度を見て、今後ウズベキスタンにおいて並行輸入に関する適切な制度を構築していく上では、日本の制度からもっとも有益な示唆が得られるものと考えられる。その理由は次の通りである。

- ・ 裁判事例と税関実務が一致しており、さらに、公正取引委員会によって事前に並行輸入を妨げるような行為が取り締まられている。米国の場合であれば、適切なラベルを貼付することによって税関を通過した商品でも、その後、混同のおそれがあると認められると商標権侵害が肯定される可能性が残る。日本のような制度が望ましい。

- ・ 内外商品間の品質の同一性については、実質的な差異まで細かく考慮することは行わず、権利者の品質管理が及んでいるかどうかによって判断されている。米国の場合であれば、品質に僅かな差異が存在する場合でも、商標権侵害が肯定される事例が多々ある。日本のような制度が望ましい。

ウズベキスタンでは、未だ知的財産権に関する専門の裁判所が設立されておらず、並行輸入を許容する方針が取られている。このような中、商品の品質の差異によって混同の恐れの有無を事件ごとに判断することは困難であると考えられる。しかし、品質の同一性を完全に無視するとすれば、権利者の管理が行き届いていない商品まで並行輸入を認めるという状態に陥る。そのため、少なくとも現状では、権利者の品質管理が及んでいたか否かが考慮されるべきであると考えられる。

ウズベキスタンにおいては、以前より、いわゆる商標ブローカー等による著名商標等の剽窃出願も問題視されているという点にも留意することが必要である。上記のような内外権利者間の同一性をそのまま適用すると、そのような商標ブローカー等によって著名商標が付された商品の並行輸入が阻止される。この問題は、民法典において規定されている権利濫用の法理を適用して解決するといった方法しかないと考えられる。この点についても、日本における類似の裁判例が参考となる。

ウズベキスタンは現在、ユーラシア経済連合のオブザーバー国であり、将来的には正式な加盟国となる見込みである。この国の特徴として、二重内陸国であるという点があげられるが、このような不利な地理的条件を乗り越えるためには、地域経済統合への積極的な参加が求められており、ユーラシア経済連合以外にも様々な取組みが検討されている。ウズベキスタン一国における解決方法のみならず、ユーラシア経済連合を含む様々な枠組みを通じた並行輸入対策といった点からすると、EUの動きも参考になり、今後も注視すべきと考えられる。

ユーラシア経済連合にとって設立当初から一つのモデルとして見られてきたEUの制度については、本稿第5章で概観した。EUにおいては、物品の自由移動の原則が設立当初から大きな課題の一つとされており、加盟国間においては並行輸入が許容されてきた。

しかし、いわゆる域内消尽の原則が展開され、域外からの並行輸入は認められていない。域内消尽が採用された背景には、主要貿易相手国において並行輸入が制限されていることが一つの要因として挙げられている。並行輸入に関する各加盟国の法制度及び裁判実務が調和されていく過程で、欧州司法裁判所（CJEU）が大きな役割を果たしたと言える。ユーラシア経済連合裁判所についても、予備的判決制度の再導入と活用が求められる。

## おわりに

本稿では、並行輸入が行われるようになった背景及び知的財産権との関係について取り上げつつ、ウズベキスタンにおける近年の並行輸入を巡る状況について問題提起をし、関連する国際的枠組みの内容を概観した。そのうえで、比較対象国として選んだ日本及びアメリカ、並びに欧州連合における商標権に係る真正商品の並行輸入に関する法制度及び裁判事例を考察した。そして、ウズベキスタンにおける商標権に係る真正商品の並行輸入に関連する法制度及び裁判事例について紹介しつつ、ウズベキスタンが加盟を表明しているユーラシア経済連合における状況についても、その主要加盟国であるロシアの制度を中心に概観した。最終章では、各国の制度から示唆を得ながら、ウズベキスタンの並行輸入制度のあるべき姿について検討を行った。

ある一定の結論は導けたものの、以下の問題については今後の課題として検討を続けていきたいと考える。

知的財産をめぐる国際的及び国内的問題の歴史はながく、また、並行輸入は、昨日今日に始まったことではない。そして、知的財産権の保護範囲及び商標法の具体的な保護法益に関する考え方は、時代ごとに変化してきたことが分かる。並行輸入をより理解するためには、商標法の保護法益の捉え方についてさらなる検討を行うことが必要であると考ええる。

本稿では知的財産権の中でも商標権に係る真正商品の並行輸入の問題を中心に考察・検討を行ってきたが、特許製品や著作物等にかかわる並行輸入問題も同時に存在する。今後特許権及び著作権に係る並行輸入の問題にもその領域を拡大して検討していきたいと考える。



## 参考文献

### 〈書籍・日本語〉

1. 桑田 三郎『国際商標法の研究—並行輸入論—』（中央大学出版部、1973）
2. 高林 龍『標準 特許法〔第7版〕』（有斐閣、2020）
3. 高林 龍『標準 著作権法〔第4版〕』（有斐閣、2019）
4. 小林 友彦ほか『WTO・FTA 法入門〔第2版〕』（法律文化社、2020）
5. 小田 博『ロシア法』（東京大学出版会、2015）
6. 山口 直樹『知的財産権と国際貿易』（成文堂、2010）
7. 中山 信弘『特許法〔第4版〕』（弘文堂、2019）
8. 小野昌延＝三山峻司編『新・注解商標法〔上巻〕〔下巻〕』（青林書院、2016）
9. 高部 眞規子編著『最新裁判実務大系 第10巻 知的財産権訴訟 I』（青林書院、2018）
10. 牧野利秋ほか編『知的財産訴訟実務大系 II』（青林書院、2014）
11. 石黒 一憲『国際知的財産権—サイバースペース vs.リアル・ワールド』（NTT 出版、1998）

### 〈論文等・日本語〉

1. 三村 量一「いわゆる並行輸入に対して特許権に基づく差止請求権等を行行使することの可否」  
法曹時報 52 卷 5 号 1498 頁以下（2000）
2. 高部 眞規子「1. いわゆる並行輸入が商標権侵害としての違法性を欠く場合 2. 外国における商標権者から商標の使用許諾を受けた者により我が国における登録商標と同一の商標を付された商品を輸入することが商標権侵害としての違法性を欠く場合に当たらないとされた事例」  
法曹時報 57 卷 5 号 1595 頁以下（2005）
3. 桑田 三郎「真正商品の並行輸入と商標権の属地性」  
ジュリス 500 号 577 頁以下（1972）
4. 桑田 三郎「商標権の属地性をめぐると考察—いわゆる『並行輸入』の問題—」  
法学新報 / 中央大学法学会 [編]、77 卷 4-6 号 147 頁以下（1970）
5. 木棚 照一「商標権の差止請求訴訟における真正商品の並行輸入の抗弁が認められなかった事例」  
判例時報 1709 号 223 頁以下（2000）

6. 小野 昌延「商標権の地域的譲受と真正商品の並行輸入」判例時報 1685 号 230 頁以下 (1999)
7. 桑田 三郎「並行輸入品をめぐる広告方法について—いわゆる『消耗説』の立場—」比較法雑誌 / 日本比較法研究所 [編]、22 卷 1 号 1 頁以下 (1988)
8. 木綿 良行「開発輸入、並行輸入の現状と展望」中小企業金融公庫月報 35 卷 11 号 4 頁以下 (1988)
9. 杉山 真士「商標権に係る並行輸入品の取扱いに対する具体的な考察：水際取締りの視点から」税関研修所論集 45 号 81 頁以下 (2014)
10. 小泉 直樹「並行輸入の国際経済法的規制—国際工業所有権法・著作権法の観点から—」日本国際経済法学会年報 6 号 45 頁以下 (1997)
11. 稗貫 俊文「並行輸入の国際経済法的規制—国際競争法の観点から—」日本国際経済法学会年報 6 号 72 頁以下 (1997)
12. 加藤 篤史「並行輸入についての経済分析」大東文化大学経済論集 68 卷 55 頁以下 (1996)
13. 渋谷 達紀「商標品の並行輸入等の水際規制に関する関税局規則 133・21c につき、その主要部分を有効、他の部分を関税法 526 条 a に違反するため無効と解した事例—K Mart Corp. v. Cartier, Inc.; 47th Street Photo, Inc. v. COPIAT; United States v. COPIAT, 108S.Ct.1811, 6USPQ2d.1989 (1988)」アメリカ法 / 日米法学会 編 2 号 425 頁以下 (1990)
14. 辰巳 直彦「知的財産権と並行輸入—BBS 特許並行輸入事件及び 101 匹ワンチャンビデオカセット並行輸入事件を契機として—」甲南法学 35 卷 3・4 号 307 頁以下 (1995)
15. 桑田 三郎「EU 法院における並行輸入問題の新判決について—“商標法指針”第 7 条の解釈—」比較法雑誌 31 卷 2 号 1 頁以下 (1997)
16. 渋谷 達紀「判例批評 並行輸入の商標権侵害としての違法性(消極)(平成 15.2.27 最高裁第一小法廷判決)」民商法雑誌 129 卷 4・5 号 692 頁以下 (2004)
17. 田村 達之「BBS 特許並行輸入事件最高裁判決の紹介」JCA ジャーナル 44 卷 11 号 10 頁以下 (1997)
18. 石黒 一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第 48 回 知的財産権と並行輸入—BBS 事件控訴審逆転判決を契機として— (上)」貿易と関税 43 卷 6 号 52 頁以下 (1995)

19. 石黒 一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第 49 回 知的財産権と並行輸入—BBS 事件控訴審逆転判決を契機として— (中)」貿易と関税 43 卷 7 号 64 頁以下 (1995)
20. 石黒 一憲「ボーダーレス・エコノミーへの法的視座 第 50 回 知的財産権と並行輸入—BBS 事件控訴審逆転判決を契機として— (下)」貿易と関税 43 卷 8 号 44 頁以下 (1995)
21. 山根 裕子、紋谷 暢男、木棚 照一「WTO・TRIPS 協定シンポジウム記録 WTO の貿易関連知的財産権(TRIPS)協定の諸問題(2)第 2 セッション 並行輸入の取扱いと医薬品貿易」貿易と関税 49 卷 11 号 63 頁以下 (2001)
22. 愛知 靖之「ライセンス契約上の義務違反と並行輸入の許否 (東京地判平成 11.1.28)」商事法務 1631 号 42 頁以下 (2002)
23. 田中 豊「並行輸入と商標権侵害 (上) いわゆるグレー・マーケット商品を中心として」NBL 677 号 16 頁以下 (1999)
24. 田中 豊「並行輸入と商標権侵害 (下) いわゆるグレー・マーケット商品を中心として」NBL 678 号 50 頁以下 (1999)
25. 田村 義之「並行輸入と特許権—BBS 事件最高裁判決の意義とその検討—」NBL627 号 29 頁以下 (1997)
26. 松下 満雄, 紋谷 暢男, 玉井 克哉「座談会 特許権の並行輸入と通商摩擦問題(上)」NBL 628 号 6 頁以下 (1997)
27. 松下 満雄, 紋谷 暢男, 玉井 克哉「座談会 特許権の並行輸入と通商摩擦問題(下)」NBL 629 号 17 頁以下 (1997)
28. 小泉 直樹「並行輸入をめぐる経済と法 (上) 東京地判平 6.7.1 および東京地判平 6.7.22 をめぐって」NBL 563 号 13 頁以下 (1995)
29. 小泉 直樹「並行輸入をめぐる経済と法 (中) 東京地判平 6.7.1 および東京地判平 6.7.22 をめぐって」NBL 565 号 28 頁以下 (1995)
30. 小泉 直樹「並行輸入をめぐる経済と法 (下) ベーバーエス事件控訴審判決 (東京高判平 7.3.23)」NBL 567 号 31 頁以下 (1995)

31. 渋谷 達紀「商標品の並行輸入に関する米国・西ドイツ・ECの判例（1）」民商法雑誌 97 巻 1 号 129 頁以下（1987）
32. 渋谷 達紀「商標品の並行輸入に関する米国・西ドイツ・ECの判例（2 完）」民商法雑誌 97 巻 2 号 270 頁以下（1987）
33. Vladimir Biriulin, 黒瀬 雅志「最近のロシアの知財実務（第 2 回）ロシアでの模倣対策としてユーラシア連合商標制度を利用する」知財ぷりずむ 15 巻 179 号 139 頁以下（2017）
34. Vladimir Biriulin「ロシアにおける模倣品対策」パテント 63 巻 12 号 46 頁以下（2010）
35. 金野 雄五「ユーラシア経済連合：統合の現段階と一带一路との関係」比較経済研究 56 巻 2 号 23 頁以下（2019）
36. 小崎 晃義「欧州とアジアを結ぶ新たな地域統合：『ユーラシア連合』構想の展望と課題」創価経済論集 42 巻 1/2/3/4 号 13 頁以下（2013）
37. 土井 輝生「大蔵省の真正商品並行輸入自由化措置と輸入総代理店の商標権問題」パテント 25 巻 9 号 6 頁以下（1972）
38. 大熊 まさよ「並行輸入の不当阻害に関する独占禁止法上の考え方」公正取引 439 号 11 頁以下（1987）
39. 中出 李典「並行輸入と流通・取引慣行ガイドライン」公正取引 532 号 23 頁以下（1995）
40. 東条 吉純「洋食器輸入総代理店による並行輸入の阻害行為（公取委勧告審決平成 8.3.22）」ジュリスト 1136 号 108 頁以下（1998）

#### 〈書籍・英語〉

1. Shubha Ghosh & Irene Calboli, *Exhausting Intellectual Property Rights: A Comparative Law and Policy Analysis* (2018)
2. *Research Handbook on Intellectual Property Exhaustion and Parallel Imports* (Irene Calboli & Edward Lee eds., 2016)
3. *Intellectual Property Rights as Obstacles to Legitimate Trade* (Christopher Heath, Anselm Kamperman Sanders & Anke Moerland eds., 2018)
4. *The Cambridge Handbook of International and Comparative Trademark Law* (Irene Calboli & Jane C. Ginsburg eds., 2020)
5. *Concise European Trade Mark Law* (Verena von Bomhard & Alexander von Mühlendahl eds., 2018)
6. Thomas Hays, *Parallel Importation under European Union Law* (2004)

7. Seth E. Lipner, *The Legal and Economic Aspects of Gray Market Goods* (1990)
8. Timothy H. Hiebert, *Parallel Importation in U.S. Trademark Law* (1994)
9. Lazaros G. Grigoriadis, *Trade Marks and Free Trade: A Global Analysis* (2014)
10. Annette Kur & Martin Senftleben, *European Trademark Law: A Commentary* (2017)

〈論文等・英語〉

1. Irene Calboli, *The intricate relationship between intellectual property exhaustion and free movement of goods in regional organizations: comparing the EU/EEA, NAFTA, and ASEAN*, 9 Queen Mary J. Intell. Prop. 22 (2019)
2. Mary LaFrance, *Wag the Dog: Using Incidental Intellectual Property Rights to Block Parallel Imports*, 20 Mich. Telecomm. & Tech. L. Rev. 45 (2013)
3. Andrew Ruff, *Releasing the Grays: In Support of Legalizing Parallel Imports*, 11 UCLA Pacific Basin Law Journal. 119 (1992)
4. Richard A. Fogel, *Grey Market Goods and Modern International Commerce: A Question of Free Trade*, 10 Fordham International Law Journal, 308 (1986)
5. Mary LaFrance, *A Material World: Using Trademark Law to Override Copyright's First Sale Rule for Imported Copies*, 21 Mich. Telecomm. & Tech. L. Rev. 43 (2014)
6. Timothy H. Hiebert, *Foundations of the Law of Parallel Importation: Duality and Universality in Nineteenth Century Trademark Law*, 80 Trademark Rep. 483 (1990)
7. R. R. Hopp, *K Mart v. Cartier: The Supreme Court Decides the Gray Market Problem*, 14 Md. J. Int'l L. 21 (1990)
8. C. D. Tillman, *Lever Brothers Corp. v. United States: An Expansion of Trademark Protection beyond the Limits of K Mart Corp. v. Cartier, Inc.*, 18 N.C. J. Int'l L. 685 (1992)
9. Irene Calboli, *Market Integration and (the Limits of) the First Sale Rule in North American and European Trademark Law*, 51 Santa Clara L. Rev. 1241 (2011)
10. Joseph H. Heckendorn & Lyle B. Vander Schaaf, *Gray Market Trademark Infringement Actions at the U.S. International Trade Commission: The Benefits of the Forum and Analysis of Relevant Cases*, 8 J. Marshall Rev. Intell. Prop. L. 271 (2009)

〈書籍・ロシア語〉

1. Роль интеллектуальной собственности в развитии евразийской интеграции. Под ред. С.Б. Алиева, М., 2016. 98 с.
2. Интеллектуальная собственность в рамках евразийской интеграции. Под ред. С.Б. Алиева, 2015. 71 с.
3. Флейшиц Е. А., Избранные труды по гражданскому праву, Т. 1. М.: Статут, 2015. 512 с.
4. ОЭСР, Экспертные обзоры ОЭСР по правовому регулированию и политике в сфере конкуренции: Евразийский Экономический Союз, 2021. 251 с.

5. Право интеллектуальной собственности. Т. 1. Общие положения. Под общ. ред. Л.А. Новоселовой. М.: Статут, 2017. 512 с.
6. Право интеллектуальной собственности. Т. 2. Авторское право. Под общ. ред. Л.А. Новоселовой. М.: Статут, 2017. 367 с.
7. Право интеллектуальной собственности. Т. 3. Средство индивидуализации. Под общ. ред. Л.А. Новоселовой. М.: Статут, 2018. 432 с.
8. Право интеллектуальной собственности. Т. 4. Патентное право. Под общ. ред. Л.А. Новоселовой. М.: Статут, 2019. 659 с.
9. Российское гражданское право. Т. 1. Общая часть. Вещное право. Наследственное право. Интеллектуальные права. Личные неимущественные права. Отв. ред. Е.А. Суханов. 4-е изд., М.: Статут, 2016. 958 с.
10. Российское гражданское право. Т. 2. Обязательственное право. Отв. ред. Е.А. Суханов. 4-е изд., М.: Статут, 2016. 1208 с.
11. Рожкова М. А. Защита интеллектуальных прав: законодательные ошибки при определении статуса и компетенции специализированных органов, разрешающих дела в сфере промышленной собственности. М.: Статут, 2016. 286 с.
12. Зенин И. А. Проблемы российского права интеллектуальной собственности (избранные труды). М.: Статут, 2015. 529 с.

#### 〈論文等・ロシア語〉

1. Шугурова И. В. Направления совершенствования таможенной защиты прав на объекты интеллектуальной собственности в рамках ЕАЭС // Журнал Суда по интеллектуальным правам. 2021. № 3. С. 21-32
2. Лопатин В. Н. О роли ЕЭК в евразийской интеграции по вопросам интеллектуальной собственности // Права интеллектуальной собственности. 2020. № 2. С. 4-18
3. Шугуров М. В. Право интеллектуальной собственности Евразийского Экономического Союза: системно-правовой подход // Вестник Саратовской государственной юридической академии. 2019. № 4. С. 82-99
4. Нешатаева Т. Н. Суд Евразийского экономического союза: от правовой позиции к действующему праву // Международное правосудие. 2017. № 2. С. 64-79
5. Королев Г.А., Постникова Н.Ю. Вопросы гармонизации правовой защиты интеллектуальной собственности в государствах-членах ЕАЭС // Российское предпринимательство. 2016. № 3. С. 329-338
6. Шугуров М. В. Полномочия институциональных органов региональных интеграционных объединений государств в сфере интеллектуальной собственности (на примере ЕС и ЕАЭС) // Журнал Суда по интеллектуальным правам. 2020. № 3. С. 34-44
7. Дьяченко Е. Б., Энтин К. В. Компетенция Суда Евразийского экономического союза: мифы и реальность // Международное правосудие. 2017. № 3. С. 76-95

### 〈書籍・ウズベク語〉

1. Интеллектуал мулк. Оқюлов О., Гафурова Н. таҳрири остида. Муаллифлар жамоаси. – Т.: ТДЮУ нашриёти, 2020. 588 б.
2. Оқюлов О. Интеллектуал мулк ҳуқуқи. – Т.: Фалсафа ва ҳуқуқ институти, 2005. – 40 б.
3. Оқюлов О. Интеллектуал Мулк Ҳуқуқи: Умумий Қоидалар ва Алоҳида Объектлар. (Х. Раҳмонкуловнинг умумий таҳрири остида). – Т.: Тошкент Давлат Юридик институти, 2003. – 209 б.
4. Имомов Н., Ахмаджонов Б. Интеллектуал Мулк Ҳуқуқи. Қайта ишланган ва тўлдирилган иккинчи нашр. (О.Оқюловнинг умумий таҳрири остида). – Т.: ТДЮИ нашриёти, 2010. – 224 б.
5. Рахматов А. И., Якубова И. Б. Патент Ҳуқуқи. Т.: ЮМОМ нашриёти, 2021. – 174 б.
6. Якубова И. Б. Муаллифлик Ҳуқуқи. – Т.: ТДЮУ нашриёти, 2020. – 120 б.
7. Ўзбекистон Худудида Ҳуқуқнинг Тарихий Ривожланиши: Тошкент Давлат юридик институти ва Конрад Аденауэр жамғармаси ташкил этган семинар материаллари. – Т.: Адолат нашриёти, 2007. 266 б. (Ф. Абдумажидов ва А.У. Эгамбердиев таҳрири остида)

### 〈論文等・ウズベク語〉

1. Юлдошов А., Интеллектуал мулк ҳуқуқи қандай тартибга солинади // *Huquq va Burch* 2021. № 2. Б. 59-64
2. Юлдошов А., Телекоммуникация тармоқлари тизимида муаллифлик ҳуқуқини муҳофаза қилишнинг аҳамияти: халқаро ва миллий тажриба // *Қонунчилик муаммолари ахборотномаси* 2021. № 3 Б. 32-35
3. Мадаминов А., Янги Фуқаролик Кодекси: Опцион, Узфрукт ва Бошка Янгиликлар // *Юридик Фанлар Ахборотномаси*. 2020. Маҳсул сон. Б. 77-80 (2020)
4. Хужаев Ш., Юлдашев А., Новые механизмы судебной защиты ИС в Узбекистане // *Эқли мўлкиёт* 2021. № 4. Б. 32-36
5. Зуфарова Ш. М., Этапы формирования современной системы защиты прав на объекты интеллектуальной собственности в Узбекистане // *Ўзбекистон қонунчилиги таҳлили* 2020. № 3. Б. 48-51
6. Ахмаджонов Б.У. Фуқаролик ҳуқуқида мутлақ ҳуқуқлар мазмуни ва уларни амалга ошириш муаммолари. Юрид.фан. номз. дисс. – Т.: ТДЮИ, 2011
7. Оқюлов О. Интеллектуал мулкнинг ҳуқуқий мақоми. Юрид.фан. докт. дисс. – Т.: ТДЮИ, 2000.
8. Оқюлов О. Интеллектуал мулк объектлари импортини ҳуқуқий тартибга солиш механизмини такомиллаштириш масалалари // *Ўзбекистон Божхона Ахборотномаси*. 2020. № 2. Б. 85-89
9. Рўзиев Б., Контрафактга қарши курашиш ва “Параллел импорт” муаммолари ҳамда уларнинг ечимлари хусусида // *Ўзбекистон Божхона Ахборотномаси*. 2020. № 2. Б. 117-121